

徳島市都市計画マスタープラン

水と緑にうるおうコンパクトシティ



 徳島市

令和5年3月

はじめに

徳島市では、「徳島市都市計画マスタープラン」を平成11年に策定し、平成24年に改定を行い、計画的な都市づくりに取り組んできました。

一方、近年では、人口減少・超高齢化の進行や都市の低密度化・スポンジ化、激甚・頻発化する自然災害への対応、脱炭素社会への転換、技術革新の進展など、徳島市が都市づくりにおいて対応しなければならない様々な課題が顕在化してきています。



こうした中、現下の社会経済情勢や都市環境の変化に適切に対応し、計画的な都市づくりを進めるため、「徳島市総合計画2021」及び「徳島市国土強靱化地域計画」を上位計画とする、新たな都市計画マスタープランを策定いたしました。目指すべき都市像として「水と緑にうるおうコンパクトシティ」を掲げ、市街地の無秩序な拡大を抑制し、豊かな自然との調和を図りつつ、中心市街地などの拠点への人口や都市機能の集積を図るため、引き続き、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指します。

このマスタープランを都市計画の指針として活用し、多様な主体との連携・協働のもと、魅力ある都市づくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、マスタープランの策定にあたり、ご協力をいただきました徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や市民ワークショップ（地域別意見交換会）等、様々な機会を通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

令和5年3月

徳島市長 **内藤 佐和子**

目 次

はじめに

1 都市計画マスタープランの概要	1
(1) 都市計画マスタープランとは	1
(2) 都市計画マスタープランの役割	2
(3) 市の計画体系における位置づけ	2
(4) 対象区域	3
(5) 目標年次	3
(6) 策定体制	3
2 都市計画マスタープランの構成	4

I 徳島市の現状と課題

1 徳島市の概要	5
(1) 沿革	5
(2) 地勢	6
2 徳島市の現状と全国的な潮流	7
(1) 人口減少・超高齢化	7
(2) 都市の低密度化・スポンジ化	8
(3) 自然災害の激甚・頻発化	9
(4) 脱炭素社会への転換	10
(5) 技術革新の進展	11
(6) 持続可能な開発目標（SDGs）の浸透	11
(7) 新型コロナウイルス感染症を契機に生じた変化	12
3 都市づくりの課題	13

II 都市づくりの理念と目標

1 都市づくりの理念	15
2 目指すべき都市像	16
3 都市づくりの目標	17
4 将来都市構造	19

Ⅲ 都市づくりの基本方針

1 土地利用の方針	23
2 都市交通体系の方針	29
3 公園・緑地・水辺の方針	33
4 都市環境・都市景観の方針	37
5 都市防災の方針	39
6 住環境整備の方針	41
7 協働によるまちづくりの方針	43

Ⅳ 地域のまちづくり方針

1 基本的な考え方	45
2 地域のまちづくり方針の構成	46
3 地域のまちづくり構想	47

Ⅴ 「目指すべき都市像」の実現に向けて

1 協働のまちづくり推進のための役割分担	101
2 都市計画マスタープランに基づく総合的な都市づくり	102
3 計画の進行管理と継続的な改善	103

参考資料

1 策定経緯	105
2 用語解説	112

はじめに

1 都市計画マスタープランの概要

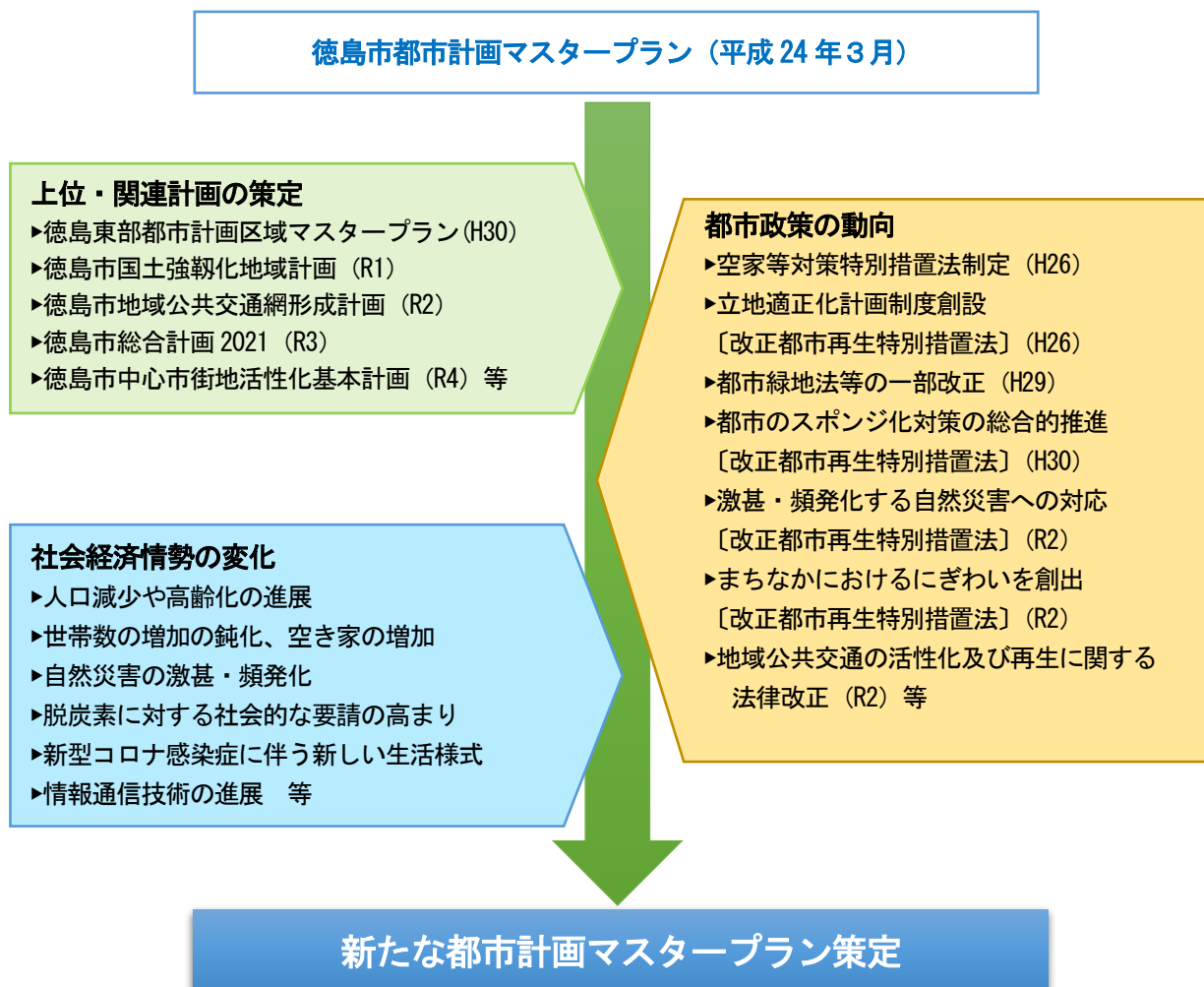
(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市における都市計画の運用の基本的な考え方を示すものであり、都市政策・都市整備分野の施策を方向づける基本的な計画のことです。

本市では、「徳島市都市計画マスタープラン」を平成11年（1999年）3月に策定し、平成24年（2012年）3月に改定を行い、計画的な都市づくりに取り組んできました。

前回の見直しからおよそ10年が経過する中、本市の「徳島市総合計画2021」及び「徳島市国土強靱化地域計画」の策定や、徳島県が策定する「徳島東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（徳島東部都市計画区域マスタープラン）」の見直しが行われるとともに、社会経済情勢の変化や都市政策の動向、上位・関連計画との整合を踏まえ、新たな「徳島市都市計画マスタープラン」の策定を行いました。

■新たな都市計画マスタープラン策定の背景



(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランには、次の3つの役割があります。

■都市計画マスタープランの役割と内容

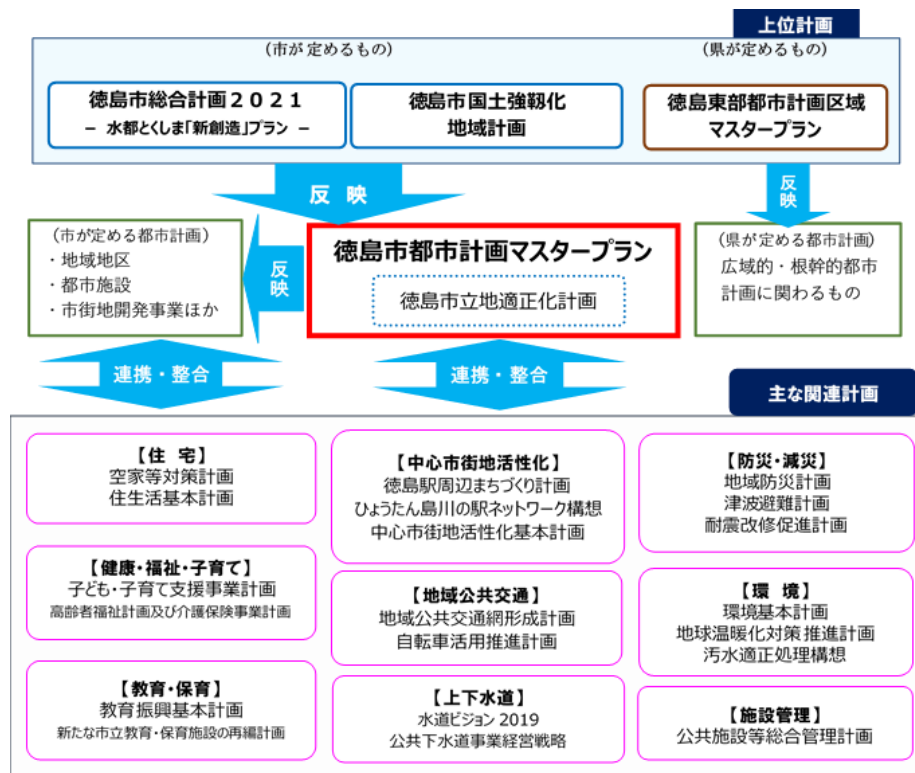
役割	内容
① 目指すべき都市像の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき都市像とその実現のための基本姿勢、基本目標を示す。 ・各分野のまちづくりの施策を連携して推進するための指針を示す。
② 都市計画の決定・変更の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画を決定・変更する際の方向性及び根拠を示す。 ・国、県、近隣自治体、市民に対してまちづくりの協力を得るためのよりどころとなる。
③ 多様な主体との連携・協力及びまちづくり推進のための考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のほか、地域社会を支える各種団体、事業者などと、市がそれぞれの役割と責務を認識し、連携・協力しながら、まちづくりを推進するためのよりどころとなる。 ・地域と行政の協働による地域の特性に応じたルールづくりを検討する際の考え方を示す。

(3) 市の計画体系における位置づけ

「都市計画マスタープラン」は、本市が定める都市計画の指針となるものであり、「徳島市総合計画2021」及び「徳島市国土強靱化地域計画」並びに徳島県が定める「徳島東部都市計画区域マスタープラン」を上位計画とし、他の関連計画との連携・整合を図り定めます。

また、平成31年（2019年）3月に策定した「徳島市立地適正化計画」も都市計画マスタープランの一部とみなされます。

■都市計画マスタープランの位置づけ



(4) 対象区域

都市計画区域である本市全域を対象とします。

(5) 目標年次

目標年次は令和14年度（2032年度）とし、計画期間をおおむね10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や都市計画法を含む関連法制度の改正、住民ニーズの多様化など都市政策を取り巻く環境変化に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

■都市計画マスタープランの目標年次

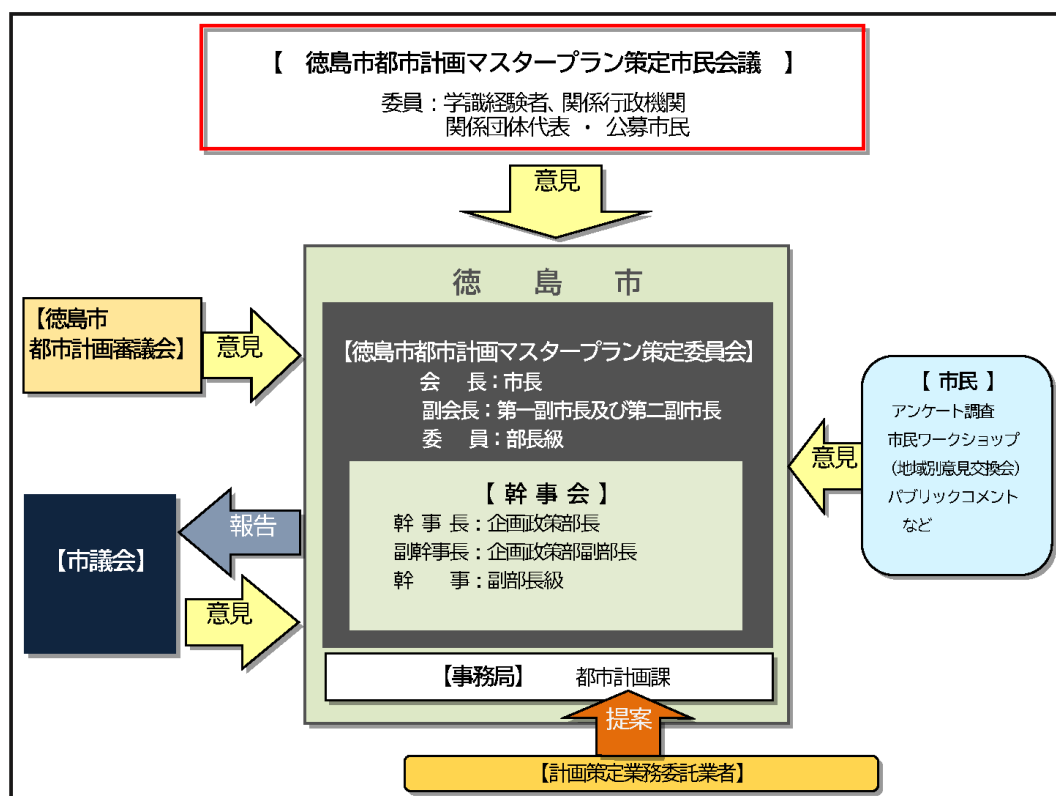
(年度)



(6) 策定体制

都市計画マスタープランの策定にあたっては、庁内に、「徳島市都市計画マスタープラン策定委員会」（以下「策定委員会」と言います。）を設置するとともに、学識経験者、関係行政機関、関係団体の代表者及び公募市民により構成される「徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議」（以下「市民会議」と言います。）を設置しました。策定委員会は、市民会議、徳島市都市計画審議会、市民、市議会の意見を踏まえながら、都市計画マスタープランの策定に向けた検討を行いました。

■策定体制



2 都市計画マスタープランの構成

はじめに

- 1 都市計画マスタープランの概要
- 2 都市計画マスタープランの構成

I 徳島市の現状と課題

- 1 徳島市の概要
- 2 徳島市の現状と全国的な潮流
- 3 都市づくりの課題

II 都市づくりの理念と目標

- 1 都市づくりの理念
- 2 目指すべき都市像
- 3 都市づくりの目標
- 4 将来都市構造

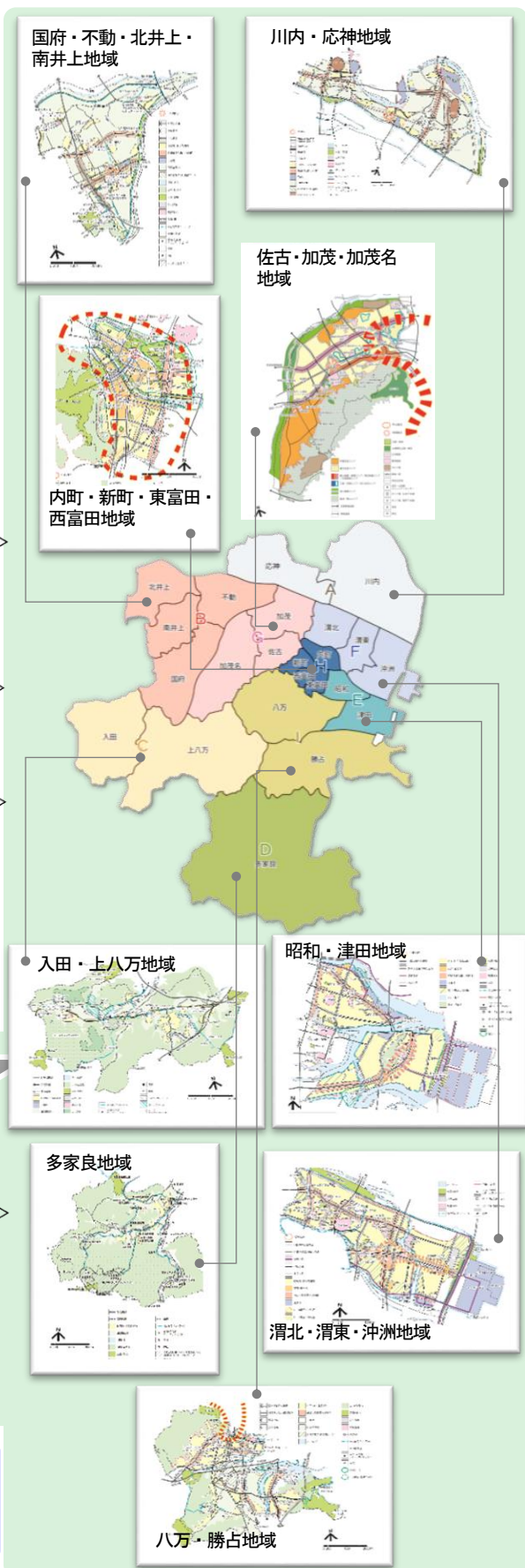
III 都市づくりの基本方針

- 1 土地利用の方針
- 2 都市交通体系の方針
- 3 公園・緑地・水辺の方針
- 4 都市環境・都市景観の方針
- 5 都市防災の方針
- 6 住環境整備の方針
- 7 協働によるまちづくりの方針

IV 地域のまちづくり方針

市内を9地域に区分し、
地域別の方針を定める

V 「目指すべき都市像」の実現に向けて



I 徳島市の現状と課題

1 徳島市の概要

(1) 沿革

本市は、天正13年（1585年）に豊臣秀吉によって行われた四国征伐時の功績により蜂須賀家政が、渭津の地に徳島城を築城し、その城下町として発展してきました。

その後、塩田と新田開発、藍づくりなどの商業的農業の発展を図り、特に藍づくりを中心とした藍産業の興隆により繁栄し、全国有数の商業都市に発展しました。

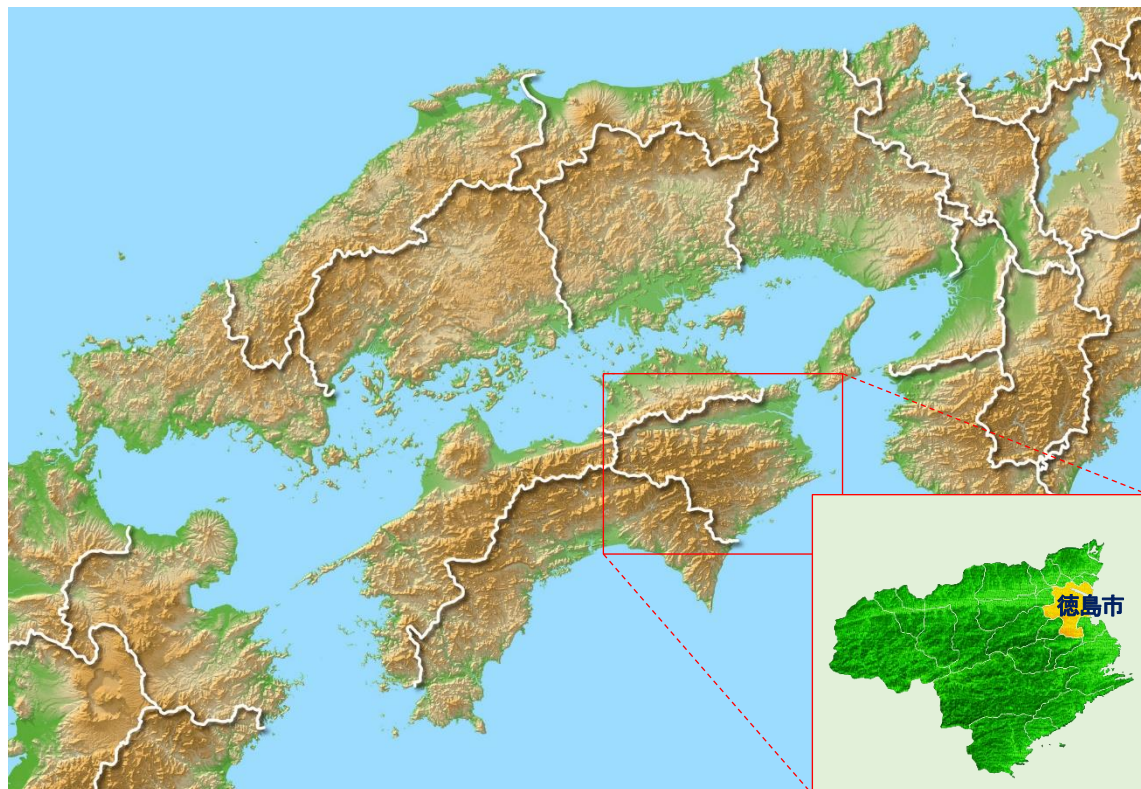
明治22年（1889年）10月1日の市制施行時には、人口が60,861人、戸数が14,607戸、面積が11.57km²であり、全国第10位の大都市でした。

昭和20年（1945年）7月4日の徳島大空襲で市街地の大半を焼失しましたが、戦後、市民の旺盛な復興意欲のもと、都市計画による戦災復興土地区画整理事業を実施し、抜本的な都市構造の改変を行い、近代都市への発展を遂げてきました。

平成10年（1998年）の明石海峡大橋の開通により本州と陸路でつながり、平成27年（2015年）には四国横断自動車道（鳴門JCT～徳島IC間）が、令和4年（2022年）には徳島南部自動車道（徳島JCT～徳島津田IC間）が開通し、近畿圏及び四国内の交流がますます活発になっています。

市域の面積は191.52 km²（令和3年10月1日現在）、人口は252,391人（令和2年国勢調査）であり、徳島県はもとより四国東部の政治・経済・文化の中心的役割を担っています。

■徳島市の位置



(2) 地勢

本市は、市の北部を流れる四国一の大河である吉野川とその支流の三角州に発展した四国東部に位置する徳島県の県庁所在都市です。年間を通じて比較的温暖な気候に恵まれ、東部は紀伊水道に臨み、南部は山々の緑を背にした自然豊かな都市で、本市の象徴とも言うべき眉山、城山が市の中心部にあるほか、吉野川をはじめとする大小あわせて134もの河川が市内を流れる、他に類をみない水とともに発展してきた都市です。

中心部には、新町川と助任川に囲まれた「ひょうたん島」の愛称で親しまれている地域があり、親水空間の整備、周遊船の運航、川沿いのライトアップなど、水と緑と光によるまちづくりが行われ、個性的な市街地が形成されています。



阿波しらさぎ大橋・吉野川・眉山の眺望



富田橋のライトアップ



ひょうたん島クルーズ

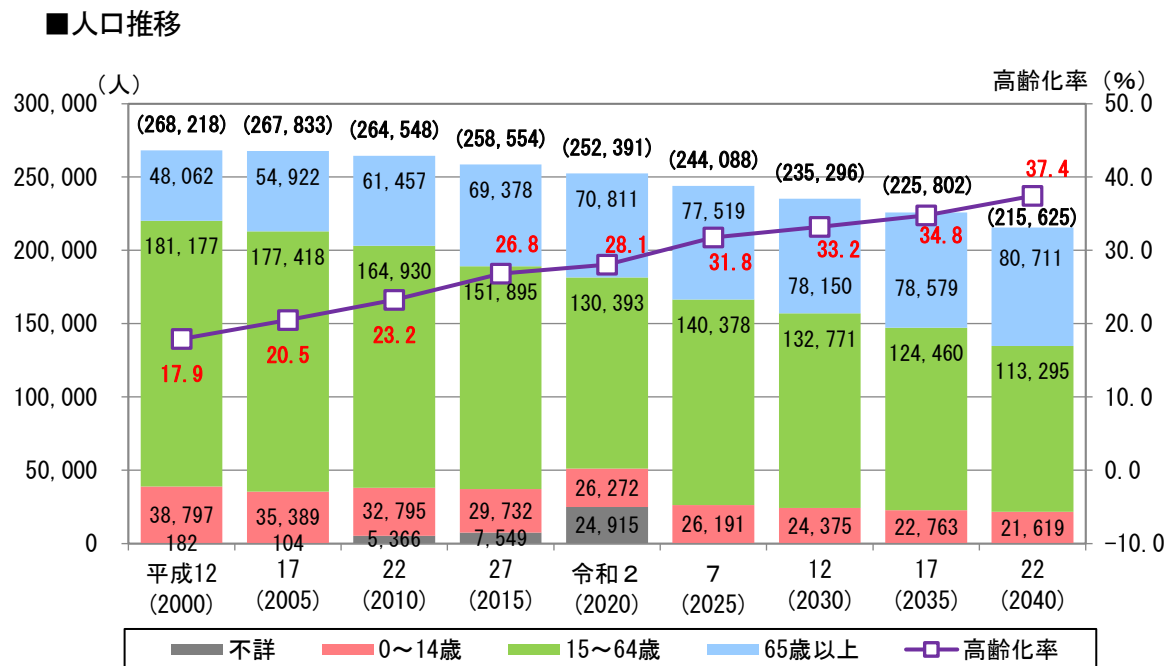
2 徳島市の現状と全国的な潮流

(1) 人口減少・超高齢化

人口推移と予測

人口は、平成12年（2000年）に268,218人でしたが、令和2年（2020年）には252,391人となり、約1.6万人の減少となっています。今後も人口減少が継続すると、令和22年（2040年）には215,625人となることを見込まれています。また、総人口が減少する中、65歳以上の人口は増加で推移し、高齢化率は令和2年（2020年）の28.1%から令和22年（2040年）には37.4%になることを見込まれています。

65歳以上の人口が増加する中、高齢者の生活を支える都市機能や都市交通・住環境の充実など超高齢社会の到来に備えたまちづくりが必要です。



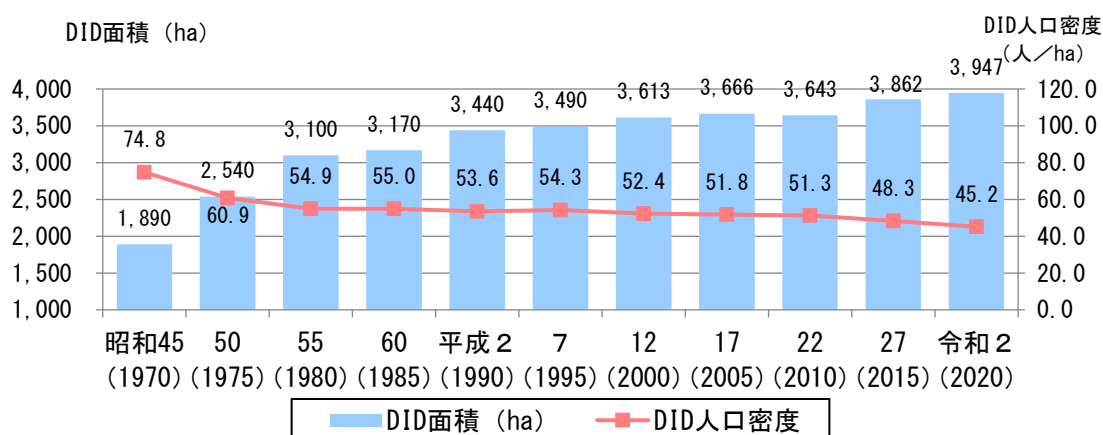
出典：2000～2020年は国勢調査、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」を基に作成

(2) 都市の低密度化・スポンジ化

1) 人口集中地区 (DID)

人口集中地区 (DID) の面積は、高度経済成長期の昭和45年 (1970年) に1,890haであったものが、急速な都市化の波が落ち着いた昭和55年 (1980年) には3,100haまで拡大するとともに、DID人口密度は74.8人/haから54.9人/haへと減少し、以降、緩やかに低密度化が進行しています。今後、人口減少が進み、DIDの人口密度も低下が続くと、これまで地域の生活を支えていた身近な生活利便施設 (商業・サービスの店舗等) の経営が困難になる可能性があります。

■人口集中地区 (DID) の推移



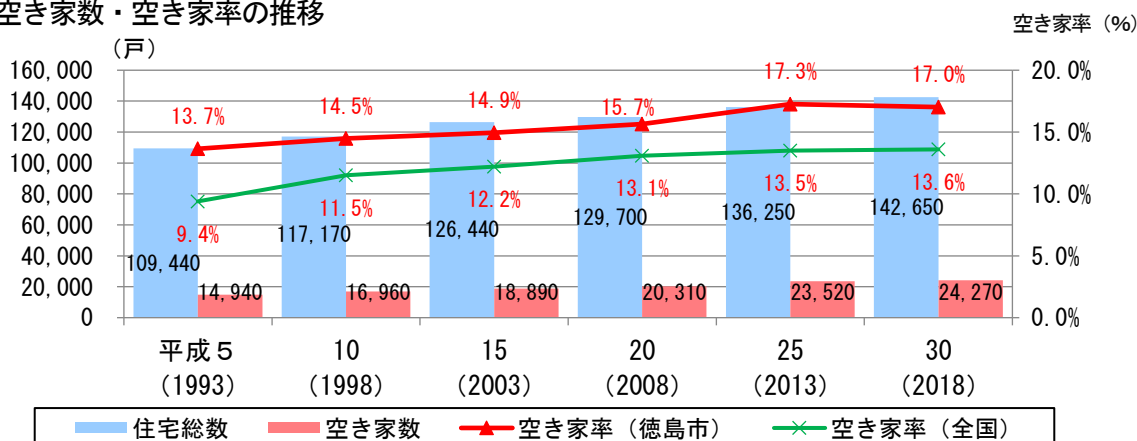
出典：国勢調査を基に作成

2) 空き家数・空き家率

空き家数・空き家率の推移をみると、人口減少に伴い、空き家数は増加、また空き家率も平成5年 (1993年) の13.7%から平成30年 (2018年) には17.0%に増加しています。本市の空き家率は、全国平均の13.6%を大きく上回っています。

空き家の発生を防止するためにも、空き家の有効活用や新たな住宅の立地につながる住宅地開発の適正化などを図ることが必要です。

■空き家数・空き家率の推移



出典：住宅・土地統計調査を基に作成

(3) 自然災害の激甚・頻発化

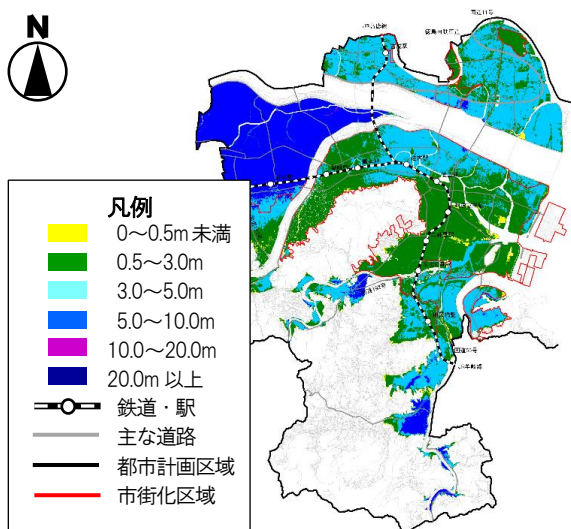
災害リスク

洪水のリスク分布をみると、吉野川や勝浦川、園瀬川の流域で特に大きな被害が想定されています。また、津波及び高潮のリスク分布をみると、市街化区域の大部分で浸水することが想定されています。土砂災害等については、市中心部に近い眉山や南部の山間部で、特別警戒区域や警戒区域の指定がされています。

本市は、海に面するとともに、多くの河川が市街地を貫流していることから、水害のリスクが高く、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策に取り組むことが急務です。

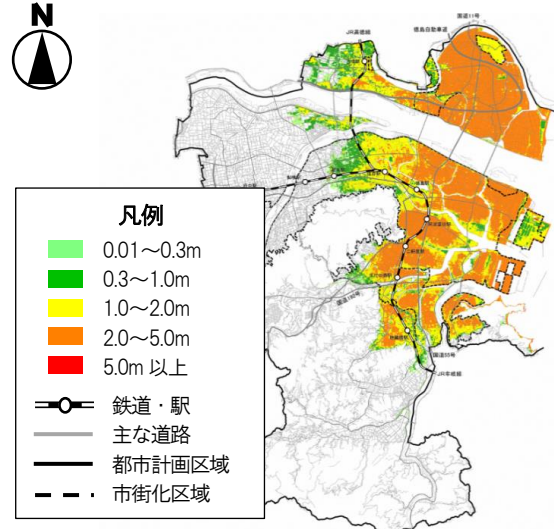
■主な災害リスクの分布

【①洪水】



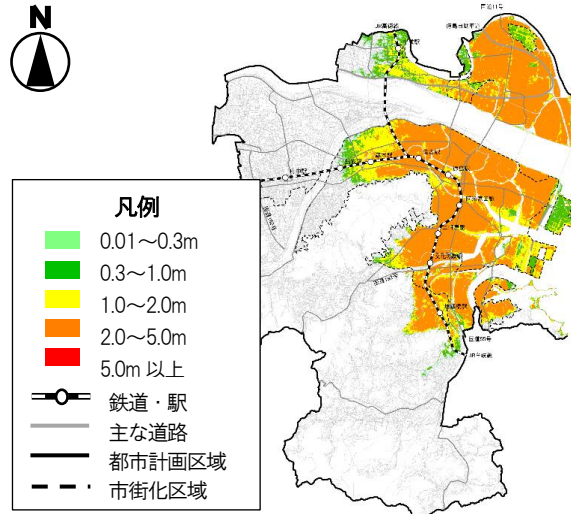
出典：「徳島県水防・砂防情報マップ」を基に作成

【②津波】



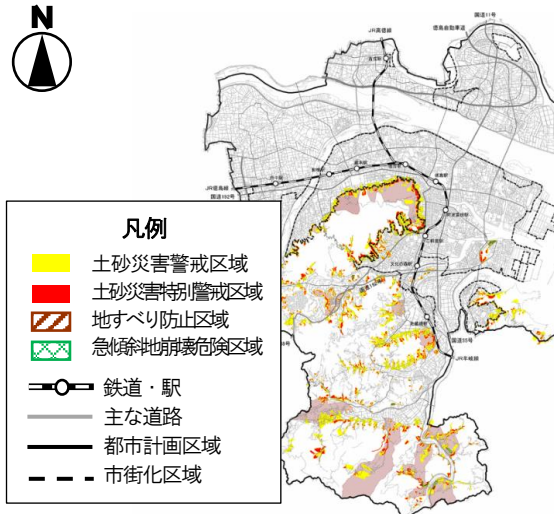
出典：徳島県総合地図提供システム
「津波災害計画区域」を基に作成

【③高潮】



出典：「徳島県水防・砂防情報マップ」を基に作成

【④土砂災害等】



出典：「徳島県水防・砂防情報マップ」を基に作成

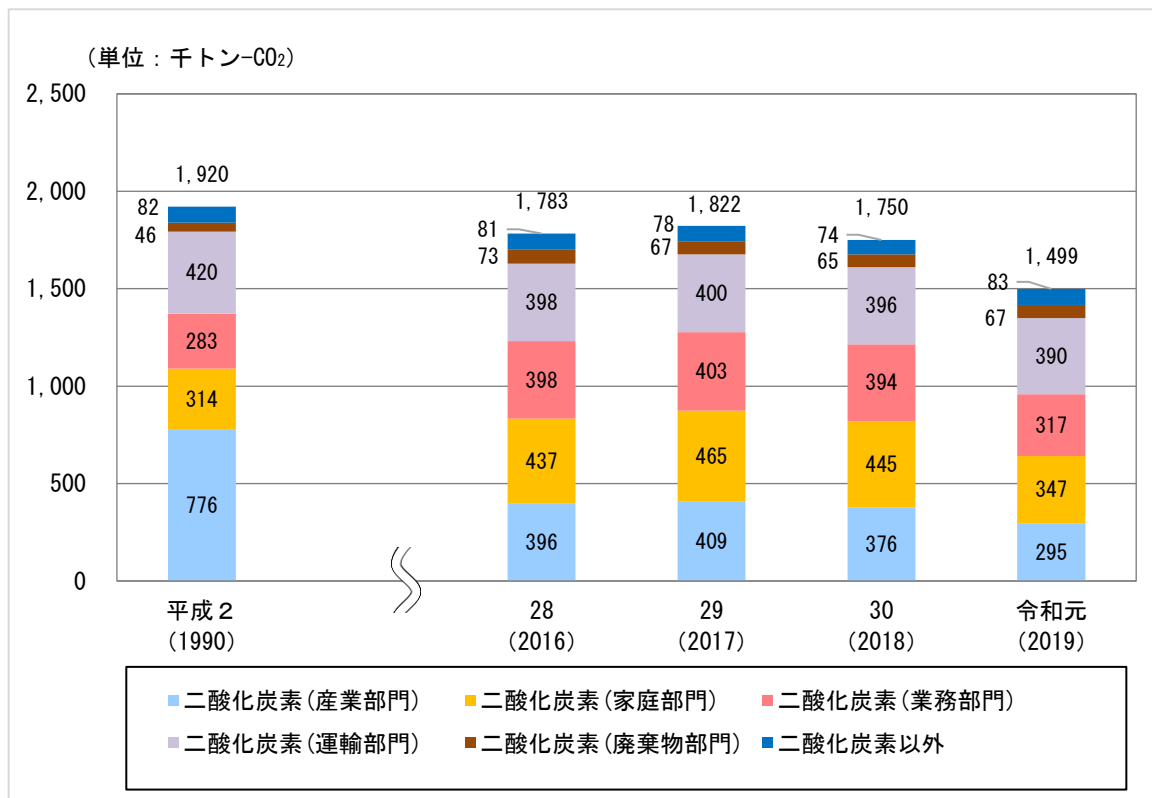
(4) 脱炭素社会への転換

温室効果ガスの排出量の推移

本市における温室効果ガスの排出量は近年横ばいで推移しています。部門別の内訳を見ると産業部門は平成2年(1990年)と比較して減少幅が大きく、景気の影響や企業努力等も考えられます。運輸部門は年によって増減していますが400千トン-CO₂の前後で推移しています。家庭部門や業務部門は、平成2年(1990年)と比較して増加しており、平成28年(2016年)以降は、横ばいとなっています。

運輸、業務、家庭の温室効果ガスの排出量は都市活動や生活に由来しており、脱炭素化の潮流を踏まえると、公共交通の利用促進や既存建築物の環境性能の向上など、都市政策・整備の分野での対策の加速化が課題です。

■ 温室効果ガスの排出量の推移



出典：徳島市「徳島地域の温室効果ガス排出量(令和元年度)」を基に作成

(5) 技術革新の進展

国は、「Society5.0」の実現に向けて、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を融合させたシステムの構築を進めています。

行政のデジタル化は、一層の取組が進められており、防災・減災対策、観光、交通など多分野でデジタル技術を用いたまちづくりの模索が始められています。



出典：内閣府「Society 5.0『科学技術イノベーションが拓く新たな社会』説明資料」

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）の浸透

平成27年（2015年）国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12年（2030年）までの国際目標として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。地球上の誰一人として取り残さないことを目標に、各国で進展がみられます。

本市においても、「徳島市総合計画2021」で、主要な施策に対しどのゴールの達成に寄与するかを公表し取組を進めており、令和4年（2022年）5月には内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、経済・社会・環境の三側面に好循環をもたらす「持続可能なまち」の実現を目指します。



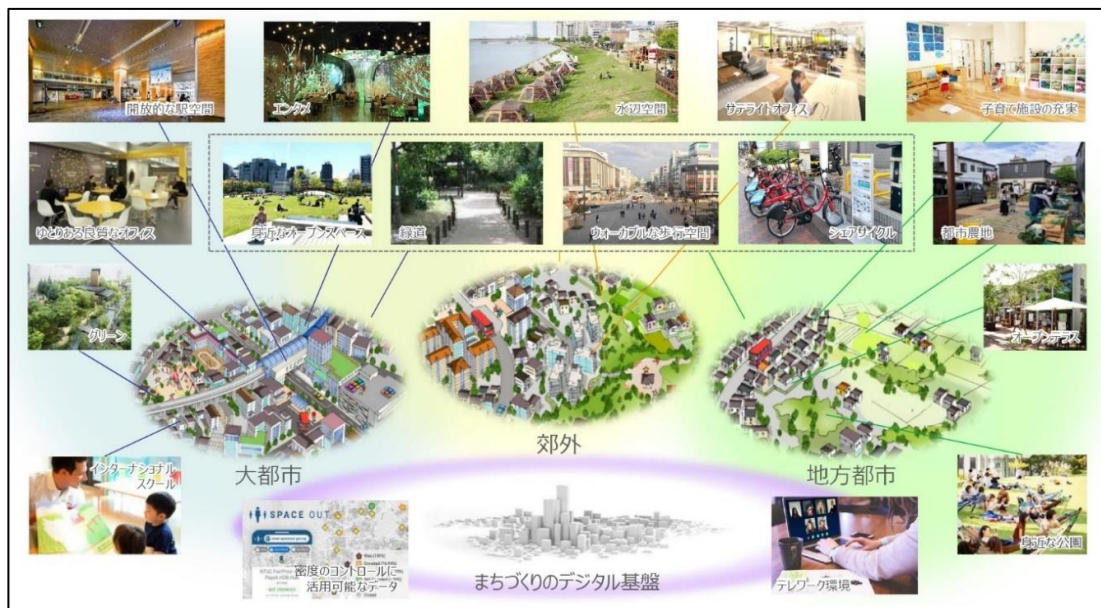
出典：国際連合広報センター

(7) 新型コロナウイルス感染症を契機に生じた変化

令和元年（2019年）に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、新たな生活様式（ニューノーマル）への対応が求められています。

テレワークの進展・普及により、働くにも住むにも快適な環境へのニーズが高まり地方回帰の流れが加速し、同時に、あらゆる分野でのデジタル化が着目されています。

一方、在宅勤務の推奨や過密の回避による公共交通の利用者の減少、オフィスや商業施設の需要減少による空き物件の増加、また、複合災害への対応など新たな課題への対応も求められています。



出典：国土交通省「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）」概要資料

3 都市づくりの課題

社会経済情勢の変化や都市政策の動向（法改正等）、上位計画及び関連計画の策定・改定、さらに本市の現状や全国的な潮流を踏まえ、本市が抱える都市づくりの課題を整理しました。

(1) 求心力の高い都市づくりへの対応

本市の中心市街地は、県庁所在都市として高次都市機能やまちなか観光資源が集積していますが、商業施設の減少や文化施設の閉館など、集客の核となる施設が減少しています。

また、市民意識としても中心市街地活性化に対する満足度は低い傾向がみられます。

このような中、少子高齢化は進行し、人口動態は出生数が死亡数を下回る自然減となっています。

この状態が継続すると、都市の求心力が低下し、若い世代を中心に市外への人口流出が進むとともに、就業人口の減少による地域経済の縮小が懸念されます。

そこで、高次都市機能の充実やまちなか居住の促進等を図ることにより、中心市街地を市民や来訪者にとって「居心地が良く歩きたくなる」まちなかとすることで、地方回帰の流れの中で、全国的な都市・地域間競争に打ち勝ち、居住地・企業立地・観光地として選ばれる求心力のある都市づくりへの対応が求められます。

(2) コンパクトな都市づくりへの対応

市街地が郊外へと拡大し、そのまま人口減少が進むと、一定の人口集積によって支えられてきた医療、福祉、商業などの生活サービスの提供が困難になり、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されています。

本市の人口集中地区（DID）の面積は、市街化調整区域まで拡大する一方、DID人口密度は低密化傾向にあります。空き家数も増加傾向にあることから、これ以上の市街地の低密化に歯止めをかけることが必要です。

また、公共交通の重要性・必要性・利便性を周知し、自動車への依存を抑制するとともに、交通渋滞の緩和、環境負荷の低減や健康増進などの効果も期待される自転車のための通行環境の整備も必要です。

限られた財源の中で、持続可能な都市を維持するため、市街化調整区域での住宅地開発等の適正化や、居住や都市機能の集約を促進し、交通ネットワークを確保するなど、コンパクトな都市づくりへの対応が求められます。

(3) 災害に強い都市づくりへの対応

本市は、三角州に広がる低地帯が多く、地震による津波や地盤沈下、台風に伴う高潮被害や浸水被害に見舞われた歴史があり、近い将来発生する可能性が高い南海トラフ地震や、激甚・頻発化する大規模な豪雨等による自然災害が懸念されていることから、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策が急務となっています。また、それに加えて、津波や浸水等の災害リスクが高い地域については開発の抑制が促進されており、地域の特性を踏まえた土地利用を行う必要があります。

このことから、行政による防災機能の強化により、計画的かつ着実に強靱なインフラ整備を推進する必要があります。あわせて、地域防災の中心的な存在である自主防災組織の充実等、住民による防災体制の強化及び発災後に迅速かつ円滑な都市の再生が実現できるよう復興の事前準備を行うなど、誰もが安全・安心に暮らし続けられる災害に強い都市づくりへの対応が求められます。

(4) 脱炭素社会に向けた都市づくりへの対応

本市は、これまで低炭素社会に向けた都市づくりへの対応として、自動車交通に過度に依存しない集約型都市構造への転換、公共交通の利用促進や、温室効果ガスの吸収源としての緑の保全、都市緑化等に取り組んできました。

昨今の世界の潮流は、低炭素から脱炭素への転換が求められており、政府が目標に掲げた令和 32年（2050年）のカーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

このため、グリーン・トランスフォーメーション（GX）への取組や、公共交通のさらなる利用促進、既存建築物の環境性能の向上など、脱炭素社会への加速化に向けた都市づくりへの対応が求められます。

(5) 多様な主体との連携・協働による都市づくりへの対応

人口減少・少子高齢化を背景に財政制約が強まる中、市民ニーズは多様化しており、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責務を認識し、互いの特性を尊重しつつ、協力・連携しながら、まちづくりを推進することが重要です。

本市には、町内会・自治会・衛生組合・PTA・シニアクラブ・婦人会・子ども会・文化団体など多種多様な組織があります。一方で、地域社会を支えるこれらの各種団体等の役員や構成員の高齢化や固定化、また、若い世代のまちづくりへの参加の減少が課題となっています。

このため、これらの多様な主体に向けての情報発信を強化し、新たなまちづくりの担い手を掘り起こし、ともにまちづくりを進める連携・協働する都市づくりへの対応が求められます。

II 都市づくりの理念と目標

1 都市づくりの理念

徳島市総合計画2021の基本目標を都市づくりの面から支えるため、都市づくりの理念を次のように定めます。

1 希望あふれるまち

未来を担う人が育ち、誰もが希望を持って
健やかに暮らせるまち

都市づくりの面から支える

- ・居心地が良く歩きたくなるまち
- ・子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまち
- ・将来を担う子どもたちが健やかに育つまち
- ・市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまち

2 個性あふれるまち

一人ひとりが尊重し支え合い個性や能力を
発揮して、誰もが活躍できるまち

都市づくりの面から支える

- ・多様な価値観を認め合うまち
- ・地域自治が確立した市民が主役のまち
- ・魅力的な歴史・文化を守り、発信するまち
- ・ユニバーサルデザインを推進するまち

3 安心あふれるまち

災害に強く環境と共生する持続可能で、
誰もが安全・安心に暮らせるまち

都市づくりの面から支える

- ・強くしなやかな暮らしの基盤が整ったまち
- ・脱炭素化の推進により、人と自然が共生できるまち
- ・快適なやすらぎ住環境のまち
- ・美しい自然景観・都市景観のまち

4 活力あふれるまち

人がにぎわい、魅力と活気にあふれ、
誰もが躍動するまち

都市づくりの面から支える

- ・工業・産業が振興するコンパクトで機能的なまち
- ・魅力的な観光資源を発信し、人を呼び込むまち
- ・人の流れがにぎわいを生み出すまち
- ・地域産業と先端技術が融合し活気のあるまち

2 目指すべき都市像

都市づくりの理念に基づくとともに、都市づくりの課題や本市の特徴を踏まえ、目指すべき都市像を次のように定めます。

水と緑にうるおうコンパクトシティ

本市は、四国最大の河川である吉野川をはじめ、大小あわせて134の河川が市内を流れ、水とともに発展してきた「水都」であり、中心市街地には眉山が位置するなど、水と緑を体感できる都市です。こうした本市の特徴は、全国に誇れるものであり、これからも大切にしていくとともに、県庁所在都市として高次都市機能やまちなか観光資源が集積している立地を活かし、居住地・企業立地・観光地として選ばれる都市を目指します。

人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能な都市の形態として、コンパクトシティ（集約型都市構造）の取組が全国で進められています。本市としても、水と緑やオープンスペースを活かし、うるおいやゆとりを確保しながら、市街地の既存の人口や都市機能の集積を活かすとともに、田園や農山村の集落から市街地へのアクセスを確保することにより、徳島市全体として持続可能なコンパクトシティを目指します。

激甚・頻発化する自然災害、生活や経済に深刻な影響をもたらしている感染症のまん延など、本市を取り巻く環境は、これまで経験したことがない厳しい状況にありますが、防災・減災を主流とした強靱なまちづくりを進めることなどにより、誰もが安全・安心に暮らし続けられる都市を目指します。

地球温暖化対策の取組は、さらなるステージへと進み、脱炭素化の推進が求められています。本市は、これまでも、都市の環境を守る取組を進め、自然豊かな都市として憩いの場を築いてきました。これからも、脱炭素社会の実現に向けて一層の取組を進め、次世代に引き継ぐ良好な都市環境の形成を目指します。

目指すべき都市像を実現するためには、地域特性を活かしつつ、様々な人と人がつながり、その中から都市の未来が創造される環境を形成することが重要です。市民・事業者・市の3者が共通認識のもと、「ダイバーシティ（多様性）」の考えを取り入れたまちづくりを推進し、誰もが「このまちが好き」と誇れる都市を目指します。

3 都市づくりの目標

(1) 人を引きつける魅力ある都市

地方創生に向けた取組が全国的に展開されるなど、都市・地域間の競争が一層強まることが予想される中、居住地、企業立地、観光地等において、本市が選ばれるまちづくりを推進します。

(2) コンパクトで持続可能な都市

今後、人口が減少し、一定の人口集積に支えられてきた医療・福祉・商業などの生活サービスの提供が困難になり、暮らしやすさが損なわれることが懸念される中、将来にわたり、誰もが安心して快適に生活できるまちづくりを推進します。

(3) 災害に強く安全・安心に暮らせる都市

南海トラフ地震への懸念の高まり、大規模な自然災害の激甚・頻発化などを背景に、安全・安心に対する市民意識が高まる中、防災・減災対策や強靱で持続可能なインフラ整備等を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

(4) 脱炭素・自然共生を実現する都市

気候の変化や生態系への影響が懸念される温暖化をはじめとして、地球規模で環境問題が深刻化する中、脱炭素社会の実現に向け、環境への負荷が少ない快適で安らぎのある都市空間や住環境の整備に努め、人と自然とが共生できるまちづくりを推進します。

(5) 多様な主体がまちづくりを担う都市

市民・事業者・市が一体となって、地域の特性を活かしたまちづくりを継続的に行うため、まちづくりの未来を担う人・組織の確保・育成を支援します。あわせて、地域コミュニティの維持、活性化を推進します。

都市づくりの目標

目標を達成するための新たな手法

1 人を引きつける魅力ある都市



- 都市活動を支える中心拠点や産業業務拠点の形成
- 広域交通ネットワークの形成
- 積極的な魅力発信によるまちなか観光の推進
- 質の高い都市機能・都市景観の形成による移住促進

2 コンパクトで持続可能な都市



- 都市拠点への人口・都市機能の集積と都市基盤の整備
- 公共交通の利用促進と地域特性やニーズに応じた多様な交通手段の活用
- 市街化調整区域における開発抑制と既存集落の地域コミュニティの維持

3 災害に強く安全・安心に暮らせる都市



- 復興の事前準備などによる都市構造の強靱化（「強さ」と「しなやかさ」）
- 行政による防災機能（公助）及び
地区住民による防災体制（共助・自助）の強化
- 犯罪や交通事故のない、すべての人が安心して暮らせる都市の形成

4 脱炭素・自然共生を実現する都市



- 環境への負荷が少ない都市基盤の形成
- 豊かな水と緑の保全
- 魅力ある地域資源を保全し、観光・レクリエーション拠点として活用

5 多様な主体がまちづくりを担う都市



- ダイバーシティの考えを取り入れたまちづくり
- まちづくりの未来を担う人・組織の確保・育成
- 地域を下支えする地域コミュニティの再生

デジタル・トランスフォーメーション(DX) ・ グリーン・トランスフォーメーション(GX)

4 将来都市構造

市街地の無秩序な拡大を抑制し豊かな自然との調和を図りつつ、中心市街地などの拠点への人口や都市機能の集積を図るため、引き続き、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指します。

本市の多様性に富んだ地域や都市機能をより充実させ、魅力と活力のあふれた都市として発展していくため、目指すべき都市空間の骨格（骨組み）を、「拠点」、「ネットワーク」、「ゾーン」の3つの構成要素で簡潔に示します。

構成要素	概要
拠点	にぎわいや交流を創出するとともに、日常生活を支える都市機能の集積地区
ネットワーク	都市間や都市拠点間を接続する主要な基盤
ゾーン	土地利用の大きな方向性を示す区域

(1) 拠点

1) 都市拠点

交通ネットワークや人口及び都市機能の集積状況を踏まえ、中心拠点、地域拠点、産業業務拠点を設定します。

拠点	設定場所	機能
中心拠点	徳島市立地適正化計画に基づく ●徳島駅、阿波富田駅、佐古駅、二軒屋駅 周辺の一帯の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・県の拠点都市に相応しい都市機能 ・まちなか居住を支える日常生活に必要な機能 など
地域拠点	徳島市立地適正化計画に基づく ●蔵本駅周辺 ●府中駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた日常生活に必要な機能 ・拠点化を図るために必要な都市機能 など
	徳島市立地適正化計画に基づく ●安宅・沖洲 ●津田	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた日常生活に必要な機能 ・交通結節点機能の強化に必要な都市機能 など
	徳島市立地適正化計画に基づく ●応神	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた日常生活に必要な機能 ・大学を中心とした次世代育成の推進に資する機能 など
産業業務拠点	広域交通へのアクセス利便性が高いインターチェンジ周辺 ●インターチェンジ周辺 ・川内 ・沖洲 ・津田	<ul style="list-style-type: none"> ・都市活力の維持向上を担う産業業務機能 など

2) 観光・レクリエーション拠点

本市の魅力である吉野川や眉山など水と緑を活かした観光・レクリエーション拠点を設定します。

拠 点	設定場所	機能
観光・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> ●ひょうたん島及びその周辺 ●眉山公園及びその周辺 ●徳島市総合動植物公園 ●徳島県文化の森総合公園 ●小松海岸緑地及びその周辺 ●日峯大神子広域公園 ●阿波史跡公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい自然景観やレクリエーション機能と一体となったうるおいと安らぎ、楽しみを感じられる機能 ・市外からの来訪者が楽しめる観光・交流機能

(2) ネットワーク

都市間や都市拠点間の交通や物流の基盤である道路と鉄道をネットワークとして設定します。

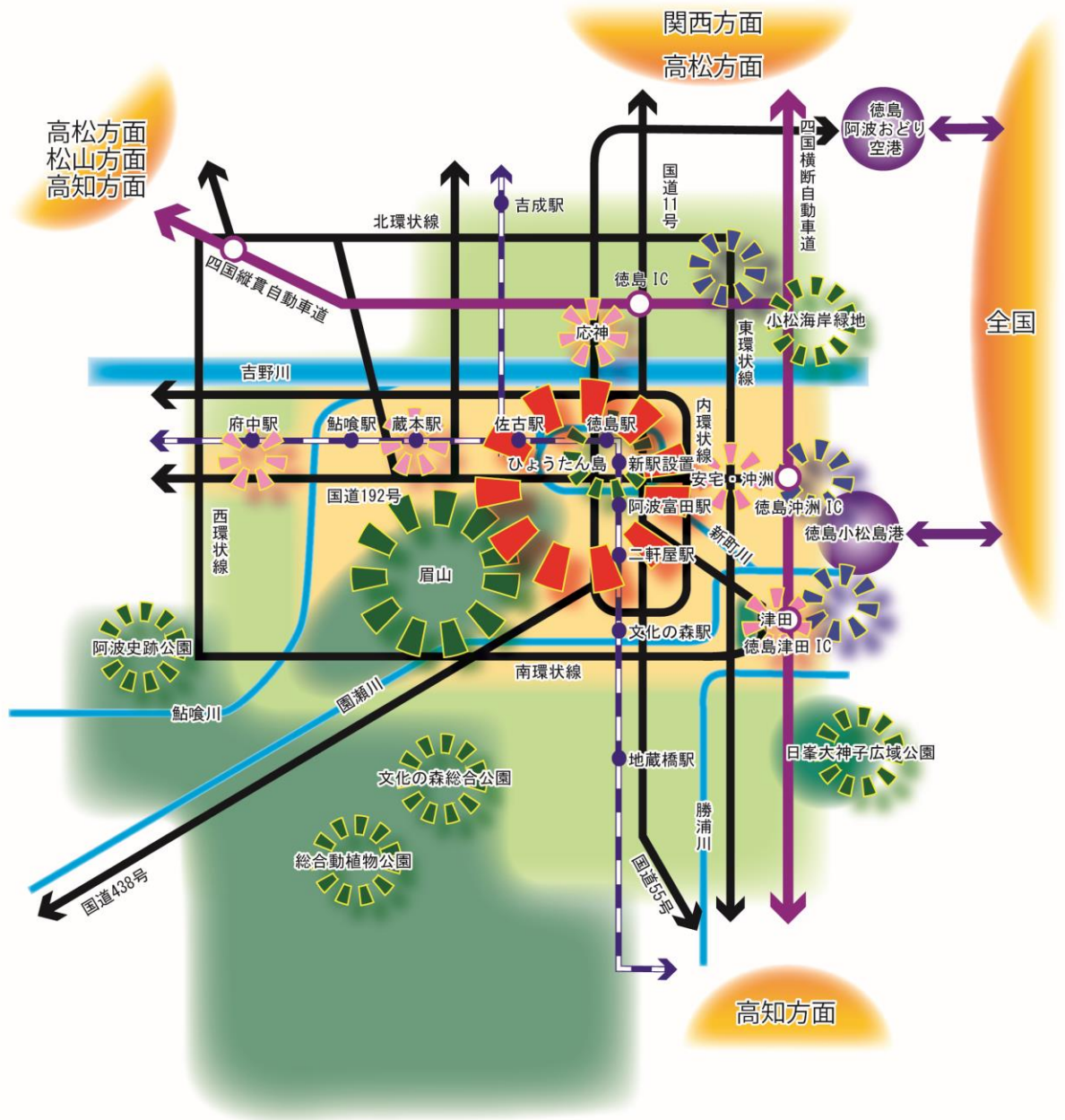
ネットワーク	役割
高速道路	都市間の交通や物流の基盤
放射・環状道路	都市拠点間の交通の円滑化の基盤
鉄道	都市間や都市拠点間の交通の基盤

(3) ゾーン





土地利用の方向性を明確にするため、市街地ゾーン、田園・集落ゾーン、森林・里山ゾーンを設定します。

ゾーン	土地利用の方向性
市街地ゾーン	現在の市街化区域を基本とした区域であり、今後、人口や都市機能の誘導を図る
田園・集落ゾーン	現在の市街化調整区域のうち、平坦部を基本とし、無秩序な市街化を抑制しつつ、定住環境の維持や地域コミュニティの活性化を図る
森林・里山ゾーン	現在の市街化調整区域のうち、山間部を基本とし、良好な自然環境の保全・活用を図る

■将来都市構造図



拠点

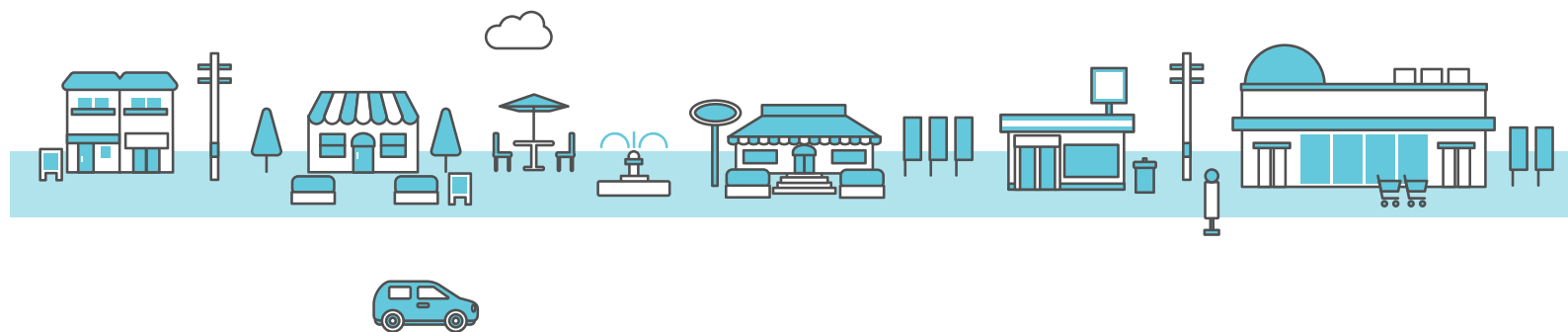
-  中心拠点
-  地域拠点
-  産業業務拠点
-  観光・レクリエーション拠点

ネットワーク

-  高速道路
-  放射・環状道路
-  鉄道

ゾーン

-  市街地ゾーン
-  田園・集落ゾーン
-  森林・里山ゾーン



Ⅲ 都市づくりの基本方針

1 土地利用の方針

【基本的な考え方】

- ▶本市は、県の産業、交通、公共サービス等の中心として、高次都市機能の集積を図るとともに、コンパクトで機能的な都市を目指して、効率的で快適な土地利用を推進します。
- ▶都市的土地利用を中心とした市街化区域、自然的土地利用を中心とした市街化調整区域の設定により、無秩序な市街化を抑制するとともに、良好な自然環境を保全・活用します。
- ▶市街化区域では、用途地域を指定し、都市機能及び居住を適正に誘導するとともに、用途地域と土地利用の実態を調査し、適宜、用途地域の見直し等を実施します。
- ▶市街化調整区域では、豊かな自然環境、営農環境、集落環境の維持・保全に努め、都市全体として調和のとれた土地利用を誘導します。

(1) 市街化区域

1) 住居系土地利用

住居系土地利用は、都市の利便性や自然環境と調和したゆとりある住環境の形成など、市民のニーズや本市の特性を活かして多様な居住の場の提供を目的として定めます。

また、立地適正化計画を踏まえ、市街化区域での居住の誘導を図ります。

① 低層住居エリア

低層の戸建住宅を主体としたエリアは、住環境を阻害する用途の混在を防ぐため、低層住居専用地域を基本として用途を定め、戸建住宅地としての住環境の維持・保全を図ります。

② 中層住居エリア

戸建住宅や中低層集合住宅等を主体としたエリアは、中高層住居専用地域を基本として用途地域を定め、生活の利便性の高い住宅地として、住環境の維持・保全を図ります。



良好な住環境エリア

③ 複合住居エリア

商業施設や小規模な工場などが混在したエリアは、本市の市街地の半分近くを占めます。このエリアでは、住居地域を基本として用途地域を定め、計画的な住環境の整備・改善を促進し、住宅以外の用途との調和を図ります。

2) 商業系土地利用

商業系土地利用は、商業業務系施設をはじめ不特定多数の人が集まる施設の立地誘導を図り、都市のにぎわい創出や、市民の買物等日常生活を支える利便性の高い環境づくりを目的として定めます。

また、立地適正化計画を踏まえ、都市機能の誘導を図ります。

① 都心商業・業務エリア

徳島駅前地域や新町地区等の広域的な商業・業務地域のある中心市街地では、商業地域を基本として用途地域を定め、市街地開発事業や空き家・低未利用地の有効活用により、集客の核となる大規模公共施設などの高次都市機能を誘導し、エリアの活性化を図ります。

周辺環境と調和した中高層住宅の立地誘導、日常生活を支える生活サービスの充実により、まちなか居住を促進します。

新町川などの水辺資源や徳島城跡などの歴史文化資源などを活かしたまちなか観光の推進、商店街の活性化などのまちなか回遊を促す環境整備により、多機能で魅力ある中心市街地を形成します。



徳島駅前



出典：徳島県
徳島文化芸術ホール（仮称）

② 周辺商業エリア

中心市街地の周辺部に位置する駅前などに形成された既存の商業地では、商業地域を基本として用途地域を定め、商業施設などの生活サービス施設の立地・誘導を促進します。

③ 沿道商業エリア

幹線道路沿道部では、近隣商業地域を基本として用途地域を定め、背後地の住環境の保全に配慮しつつ自動車利用者等にも対応した商業施設を立地・誘導します。

3) 工業系土地利用

工業系土地利用は、産業経済の発展をけん引する製造業や流通業の集積や高度化等を推進するために、物資輸送の交通利便性や周辺の住環境等に与える影響を考慮して定めます。

また、今後、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については、用途地域の見直しにより土地の有効活用を図ります。

① 工業・流通エリア

生産と物流及び就労の場を維持するため、工業専用地域又は工業地域を基本として用途地域を定め、既存工業施設の整備充実を進めます。

また、臨海地域等で新たに造成されたエリアでは、高速道路の延伸等とあわせて、企業立地の誘導による活力向上や雇用確保につなげます。



出典：徳島県

企業用地（津田地区）

② 住工共存エリア

工場や作業場等と住宅が共存しているエリアでは、準工業地域を基本として用途地域を定め、住環境との調和を図るとともに、特別用途地区の指定により、主に中心拠点の形成に影響を及ぼす一定規模以上の大規模な集客施設の立地は引き続き抑制します。

(2) 市街化調整区域

1) 農業・自然系土地利用

農業・自然系土地利用のエリアは、農地及び森林等の保全を図るとともに、農林水産業従事者の生活の場である集落環境の維持や観光・レクリエーションの場としての活用を目的として定めます。

開発許可制度は災害リスクを踏まえ適切に運用するとともに、建築形態等については周辺環境と調和した基準を定めることにより、今後とも良好な環境を維持します。このため、指定幹線道路沿道では周辺環境との調和や景観に配慮し規制・誘導します。

また、コンパクトなまちづくりとの調和を図りつつ、一定のまとまりのある既存集落とその周辺の地域においては、地区計画制度により、集落の活力維持や不良な街区形成の防止を図ります。

① 田園・集落エリア

集落や里山と一体となって良好な田園景観を形成しているエリアは、農業の活性化及び農業従事者の生活の場として農地を保全し、農業施策との連携による担い手の確保を促進するため定住環境の維持・向上を図ります。

地域の自然・農業的環境、景観との調和に配慮しながら、地域の活力やコミュニティの維持・向上のための計画的で良好な居住環境を形成します。

② 河川環境エリア

大規模河川や都市内中小河川の治水等の機能維持を図り、親水空間の整備や周囲の自然環境の保全、公園・緑地等としての活用を進め、市民の憩いの場を充実します。



徳島市民吉野川北岸運動広場

③ 海岸環境エリア

自然海岸の環境を守るとともに、市民のレクリエーションの場としての活用を進めます。また、あわせて周囲の自然環境を保全します。

④ 森林・里山エリア

本市のシンボルとなっている眉山山系、中津峰山系などの森林資源を保全するとともに、自然体験の場等として活用し、観光資源としての魅力向上を図ります。また、徳島市総合動植物公園や阿波史跡公園などの大規模な公園は、観光・レクリエーション拠点として積極的に活用し、官民連携により、観光を含むにぎわい創出の方策を検討します。



徳島市総合動植物公園

2) 計画的土地利用

都市的土地利用を補完するために計画的に整備された企業団地等については、周辺環境と調和した土地利用の維持を目的に定めます。

また、新たな企業団地等が立地する際には、地区計画制度により、災害リスクや周辺の農業・自然環境の保全の観点を踏まえたうえで、地域住民との合意形成を促します。

① 都市型産業エリア

市北部の外環状道路に近接して流通団地やブレインズパーク徳島、ハイテクランド徳島が立地しています。これらは、高速道路等の新たな道路網を活かして機能の維持と環境整備を図ります。

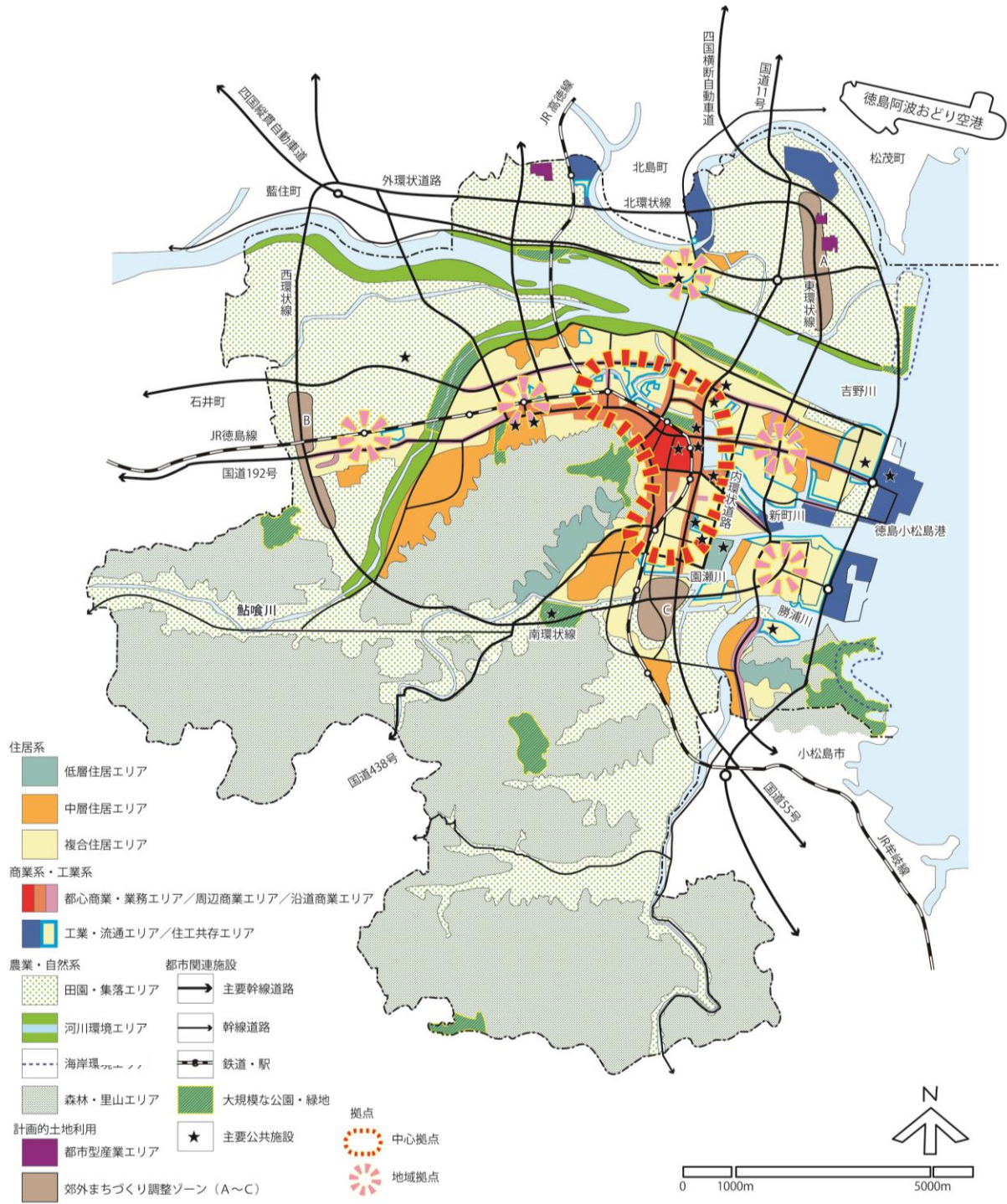


ハイテクランド徳島

② 郊外まちづくり調整ゾーン

外環状道路の整備に伴い、将来、市街化が進むことが予想される地域は郊外まちづくり調整ゾーンと位置づけ、地区計画制度等の活用により秩序ある土地利用を維持しつつ運用してきましたが、コンパクトシティのさらなる推進に向けて、一定の移行期間を伴う廃止を視野に入れた検討を行います。

■土地利用方針図



2 都市交通体系の方針

【基本的な考え方】

- ▶隣接する徳島阿波おどり空港とあわせた陸、海、空の3つの交通結節点と市街地を連絡する幹線道路の整備など、市街地周辺の計画的かつ体系的な道路網を形成するとともに、四国横断自動車道の津田～阿南間の整備を促進します。
- ▶都市内交通の交通需要マネジメントを推進するとともに、交通弱者、県内外からの観光客・来訪者にとって重要な移動手段である公共交通の維持・確保を進めます。
- ▶過度な自動車依存の抑制に努めながら、脱炭素化に資する公共交通の利用を促進するとともに、郊外部では、地域住民のニーズに応じた多様な交通手段の活用を検討します。
- ▶高齢者、障害者、子どもなど、誰もが安全・快適に移動できる人にやさしい環境整備を進めます。

(1) 道路交通ネットワークの整備

市民生活や企業の経済活動など都市の諸活動を支えるため、整備が進む高速道路網を活かした効率的な道路交通ネットワークの構築を図ります。また、景観や自然環境に配慮した道路整備を進め、市民が安全で安心して利用できるようにユニバーサルデザインに配慮します。

1) 広域と結ぶ道路網の整備

四国横断自動車道の整備を進め、近畿圏及び四国圏域内との広域交通のネットワークを形成します。



吉野川サンライズ大橋

2) 都市内の幹線道路体系の整備

① 放射・環状道路

広域に連絡する高速道路網と都市内交通を円滑に連携するため、放射・環状道路網を形成します。環状道路は、外環状道路、内環状道路の2つで構成し、中心市街地及び周辺市街地への通過交通を軽減する等、安全で円滑な交通を確保するため、早期完成に向けて関係機関に働きかけます。

② 都市幹線道路

放射・環状道路へのアクセス、または中心市街地へのアクセスとなる道路を都市幹線道路とし、地域の主要な生活動線を確保します。これらの道路のうち、交通利便性の高い道路や防災避難路として機能するなど、市民生活に密着する重要な機能を担う道路は、沿道土地利用の形成とあわせて優先的に整備を進めます。また、景観形成、防災機能、交通情報機能などの有効利用に努めるとともに、自然環境に配慮した道路整備を進めます。

3) 生活道路網の計画的整備・充実

狭あい道路の解消を図りつつ、地区内の生活道路網の整備・充実に努めるとともに、交差点や踏切の改良、交通安全施設の整備などを行い、市民の安全な交通環境を確保します。

また、道路の点検・診断・措置・記録などのメンテナンスサイクルを確立し、橋りょうの長寿命化及び緊急輸送道路や避難路等に架かる橋りょうの耐震化の推進など災害時対応も想定に入れた管理を推進します。

少子高齢化が一層進行する中で、子どもを事故から守り、高齢者や障害者などの交通弱者が、安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図るため、安全・安心な歩行空間が確保された「人」優先の道路環境整備を強化します。



生活道路網の整備

(2) 既存道路空間の維持・向上

次世代に引き継ぐ歴史・文化を感じることができる既存道路について、歴史的風致の維持・保全に努めるとともに、市民や観光客等の回遊性の向上に資する道路環境整備を推進します。

1) 旧街道の維持・継承

本市には、阿波五街道のうち、4つの街道（讃岐・伊予・土佐・淡路）の起点や四国八十八か所を結ぶ遍路道があります。これらは、現在の道路網の骨格となっており、歴史文化の継承の面からも次世代へ引き継いでいく道として環境の維持・保全に努めます。

2) 道路空間の充実

主要公共施設へのアクセスや観光ルートなど、多くの人が使用する道路を中心に、緑化や修景等を推進し道路空間の美化に努めます。

また、市民の健康増進等の観点から、水と緑に親しみながら散策等ができる歩行者ネットワークの形成やすべての人に配慮した道路のユニバーサルデザイン化を推進します。

災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保を目的に、無電柱化を促進します。

(3) 公共交通ネットワークの再構築

将来にわたって、居住者や来訪者にとって便利で持続可能な公共交通ネットワークを再構築し、バス、鉄道、空路、航路等の系統的なネットワーク化、乗り継ぎの円滑化など、シームレスな移動環境を形成します。

また、公共交通の利便性向上などの取組について広く情報発信し、利用を促します。

1) バス交通の維持・確保

中心部へ連絡する循環バス路線及び広域バス路線は、まちの骨格を支えるバス路線として位置づけます。

公共交通の使いやすさや利用者サービスの向上等に取り組み、運行ルートやダイヤ情報などのオープン化やキャッシュレス化等、公共交通のデジタル化・スマート化を推進します。

将来にわたって持続可能なバス路線網の維持・確保に向けて、運行の効率化と利便性の向上を両立させる整理・再編に取り組みます。

2) 鉄道交通の維持・確保

鉄道高架を推進するとともに、徳島県が推進するJR牟岐線への新駅設置にかかる周辺整備を進めます。既存の鉄道駅については、交通結節点としての環境整備を進め、鉄道の利用促進を図ります。

3) 生活交通の維持・確保

支線・生活交通を維持・確保するため、人口や施設分布などの地域特性、地域のニーズに応じて、バスに加えて、タクシー、自転車などの多様な交通手段の活用を検討します。

地域の実情に応じた移動手段（コミュニティバス）の導入・運行について、地域との連携や民間活力を活用しながら支援し、将来にわたって持続可能な公共交通を維持します。



上八万コミュニティバス

(4) 歩行者・自転車環境の確保

中心拠点や地域拠点では、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」まちづくりを推進します。

歩行者と自転車の通行分離、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、歩行空間のユニバーサルデザイン化及び通学路等における安全・安心な歩行空間を確保します。

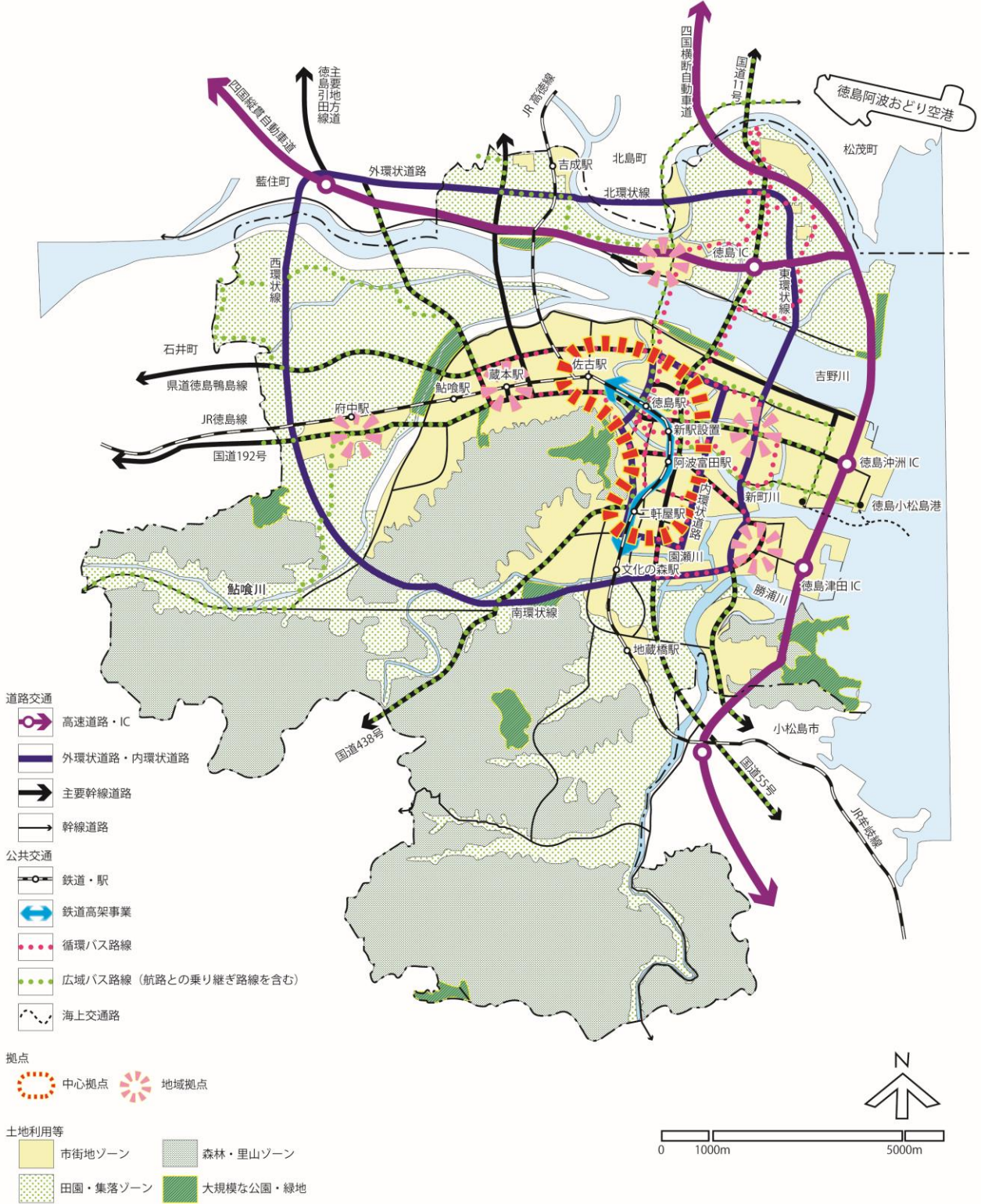
自転車のマナー向上を図るため、自転車の利用に係る総合的ルールブック等を作成、啓発し、利用の促進を図ります。

また、徳島駅前広場やその周辺の放置自転車対策を継続して進め、民間事業者とも連携しながら駐輪空間を確保します。



自転車走行空間整備

■都市交通体系方針図



3 公園・緑地・水辺の方針

【基本的な考え方】

- ▶眉山やひょうたん島をはじめ市民に親しまれている水辺や緑は、自然との触れ合いを活かした観光振興やにぎわいの拠点として活用します。
- ▶市内に多くの河川が分布し、水と緑に囲まれた本市の特徴を活かして魅力的な水辺空間の形成を図ります。
- ▶身近な都市公園の充実及び利用促進を図るとともに、緑を保全し、緑化を推進します。

(1) 水と緑を活かした拠点形成と活用

ひょうたん島及びその周辺、眉山公園及びその周辺、徳島市総合動植物公園、徳島県文化の森総合公園、小松海岸緑地及びその周辺、日峯大神子広域公園、阿波史跡公園は、「観光・レクリエーション拠点」として、自然との触れ合いを活かした観光振興やにぎわいを創出します。

- ・ひょうたん島及びその周辺では、新町川・助任川の水辺、徳島中央公園の緑、また、城下町として発展した歴史に触れられる「徳島城博物館」などの観光資源と一体となった空間を活かして、散策や滞留、交流が生まれる環境の充実を図るとともに、眉山の緑との連携を強化します。
- ・眉山公園及びその周辺では、麓の「阿波おどり会館」、山頂へと続く「眉山ロープウェイ」や山頂広場などを活かし、観光・レクリエーション拠点としての魅力を強化します。
- ・徳島市総合動植物公園及び徳島県文化の森総合公園では、自然体験や多様なレクリエーション活動の場としての機能の充実を図るとともに、両公園を結ぶトレッキングコースなど自然と一体となった健康・癒しの場としての充実を図ります。
- ・小松海岸緑地及びその周辺では、「小松海岸緑地ドッグラン」や「小松海水浴場」をはじめとする小松海岸の水辺や海岸景観を活かし、観光・レクリエーション拠点としての環境の充実を図ります。
- ・日峯大神子広域公園では、自然海岸と森林の中で、スポーツやバーベキューなど、様々なレクリエーションを体験できる環境の充実を図ります。
- ・阿波史跡公園では、自然や歴史を体験できる環境を活かすとともに、周辺の古墳群などの歴史資源との連携を図ることにより、歴史文化をテーマとした観光・交流の拠点として機能の充実を図ります。



新町川



眉山ロープウェイ



徳島市総合動植物公園

(2) 公園・緑地の利用促進

公園・緑地を市民のレクリエーションの場として積極的に活用するため、利用者ニーズに合った管理・運営を推進します。あわせて、近隣公園や地区公園は、拠点となる公園として住民の交流機能や防災機能などニーズを踏まえた機能を充実させます。

- ・市民と協働で公園・緑地の利用に関するルールづくりを検討し、市民が利用しやすい環境を整備します。
- ・市民参加や民間活力の活用を図り、集いや交流の場づくりを推進します。
- ・開設から30年以上経過した都市公園については、点検業務を適時実施し、老朽化した公園施設の適切な更新を実施します。
- ・うるおいとやすらぎのある緑空間やオープンスペースを創出します。
- ・ユニバーサルデザインによる誰もが利用しやすい公園・緑地の整備を推進します。



公園の整備

(3) 水辺の保全と活用

多くの河川が流れる本市の特徴を活かした水辺空間の保全・整備を進め、市民の憩いの場所や生物の生息空間を確保します。

- ・小松海岸、大神子海岸等は、自然環境を保全するとともに、人工護岸の背後部の緑の保全・育成を行います。
- ・新町川等の都市内河川周辺では、河川の魅力向上のため河川沿いの遊歩道など親水空間を整備・充実します。



大神子海岸



新町川の遊歩道

(4) 緑の保全と緑化の推進

眉山や中津峰山等の山地や寺社境内に残る寺社林など市街地に残存する緑を保全します。

公園・道路などの都市施設や公共施設等の緑化を積極的に推進します。あわせて、民有地等において市民との協働による緑化を推進します。



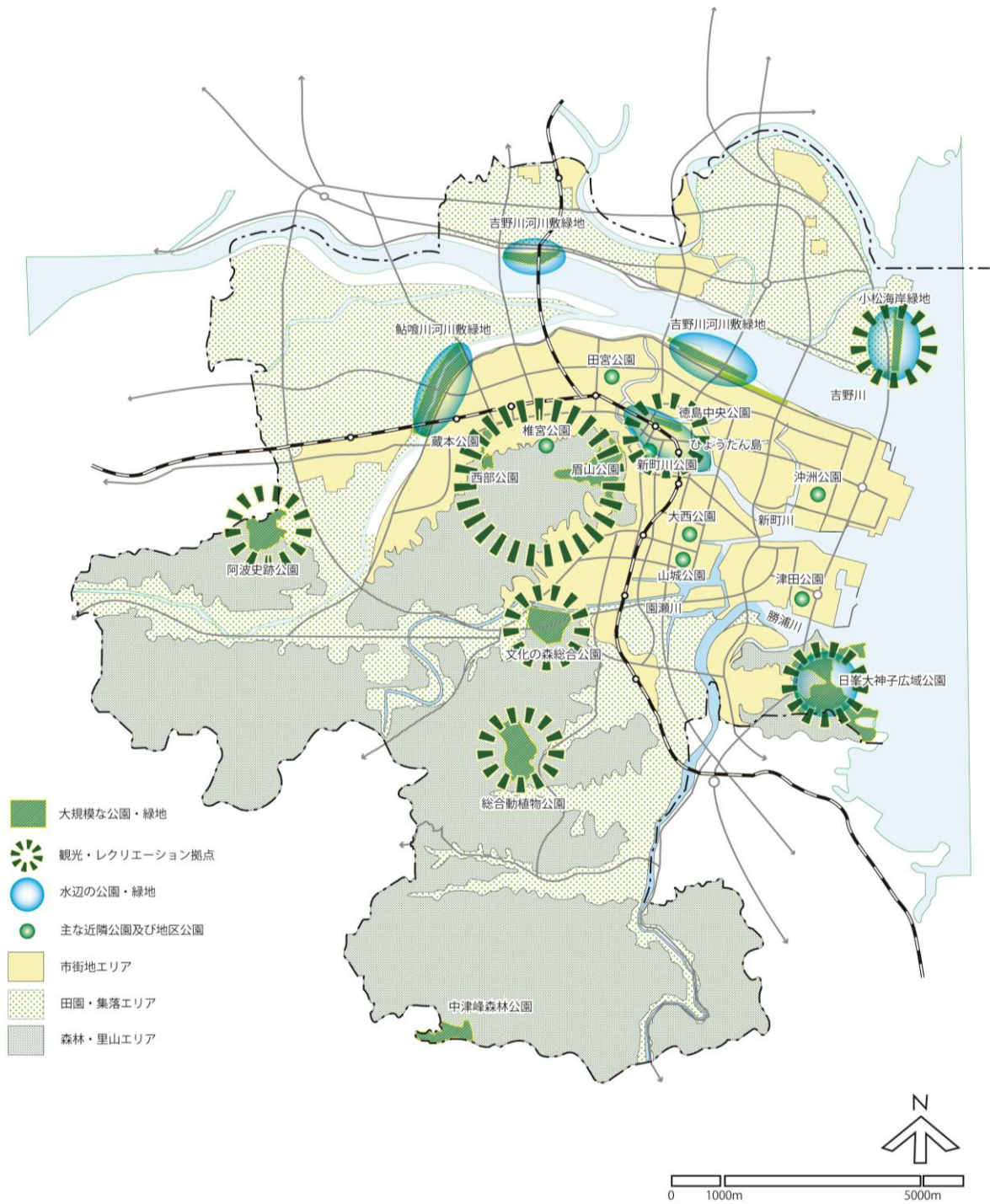
興源寺の寺社林

(5) 地域特性を踏まえた整備

土地利用の方向性を踏まえ、公園・緑地・水辺の整備を進めます。

- ・市街地ゾーンでは、河川空間の保全、公園・緑地の整備、公共施設や住宅地の緑化等を総合的に推進し、水と緑が豊かな市街地環境を保全・育成します。
- ・田園・集落ゾーンでは、農地の保全と集落や住宅地の緑化を進め、田園環境を保全します。また、農業体験の機会と場を提供するなど、農地の有効活用を推進します。
- ・森林・里山ゾーンでは、山地・丘陵地は、大規模な緑地として保全するとともに、市民のレクリエーションの場として活用します。

■公園・緑地・水辺の方針図



4 都市環境・都市景観の方針

【基本的な考え方】

- ▶地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出源は、家庭やオフィスにおける資源やエネルギーの利用から交通、都市基盤の整備など、都市づくりと密接に関わっていることから、脱炭素型及びGX（グリーン・トランスフォーメーション）を取り入れた都市づくりを推進します。
- ▶上水道の安全、快適で安心できる給水を確保するとともに、清潔で快適な生活空間の確保と自然環境の保全のために、廃棄物や生活排水等を適正に処理します。
- ▶「徳島市景観まちづくり条例」及び「徳島市景観計画」に基づき、都市の魅力を高めるための景観形成を誘導します。

(1) 都市環境

1) 地球温暖化対策

国、県が掲げる「令和32年（2050年）温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けて、長期的・計画的な視点を持って脱炭素社会の実現を目指し、対策を推進します。

- ・エネルギー利用に伴い排出される温室効果ガスの削減を図ります。
- ・環境に配慮した交通対策や森林による二酸化炭素吸収源対策及びヒートアイランドの緩和等の取組による脱炭素まちづくりを推進します。
- ・激甚・頻発化する自然災害への対策による気候変動に強いまちづくりを推進します。



太陽光発電設備（第十浄水場）

2) 環境の保全

市民の健康的な生活環境を守り、地球環境への負荷を軽減するため、都市施設の効率的な整備を進め、快適な都市環境の形成を目指します。

- ・上水道では、水質の向上を図るため、連続自動水質監視装置の設置や鉛製給水管解消のための取り替え助成を行うなど、安全、快適で安心できる給水の確保を進めます。
- ・公共下水道区域では公共下水道の整備を推進し、公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置を促進することで、河川等の水質の向上を図ります。
- ・大気、土壌、水質等の自然環境への負荷の軽減のため、温室効果ガスの削減、廃棄物の減量化・再資源化や、し尿などを衛生的かつ適正に処理します。

(2) 都市景観

1) 市域の特性を活かした景観づくり

本市全域が景観計画区域であることから、市域の特性を活かした景観づくりを進めます。

- ・徳島駅から眉山へ続くシンボルゾーンは、中高層建築物が建ち並ぶまちなみ景観の向上により、徳島の顔にふさわしい風格と華やかさやにぎわいを備えた都心景観を創出します。
- ・市街地は、周辺との調和や落ち着いた色彩などへの誘導により、秩序あるまちなみの保全と多くの人々が集まる市街地にふさわしいまちなみ景観を創造します。また、良好な生活景観の形成のため、住宅地の緑化など住環境の向上を推進します。
- ・田園・集落は、田園風景や寺社林・屋敷林などのまとまった緑を保全し、のびやかな景観の保全に努めるとともに、周辺景観を損なう無秩序（大規模）な開発行為などを規制・誘導します。
- ・森林・里山は、集落と周囲の山々との関係性を大切にし、自然と調和したやすらぎのある景観の保全に努め、周辺景観を損なう無秩序（大規模）な開発行為などを規制・誘導します。



徳島駅前周辺の景観



田園・集落の景観

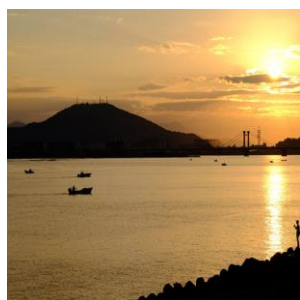


森林・里山の景観

2) 水と緑の景観づくり

本市は、吉野川や眉山などの水と緑に囲まれた特徴ある自然景観を有しており、これを活かした景観づくりを進めます。

- ・吉野川は、雄大な風景に影響のある人工構造物の修景や適切な規制・誘導により自然景観の保全に努めます。
- ・眉山は、風致地区内の無秩序な開発行為などに対して適切に規制・誘導を行い稜線や山並みなどの自然環境の保全に努めます。



吉野川



眉山

5 都市防災の方針

【基本的な考え方】

- ▶南海トラフ地震による津波浸水想定や被害想定、中央構造線・活断層地震による被害想定に基づく地震・津波対策、想定最大規模降雨及び想定し得る最大規模の洪水・高潮への対策を計画的かつ着実に推進します。
- ▶構造物・建築物等の耐震化や排水対策を進め、都市全体の防災性能の向上を図ります。
- ▶避難や情報伝達の重要性を認識し、避難場所の確保及び情報発信を強化します。
- ▶地域防災の中心的な存在である自主防災組織の充実とあわせて、地域活動のあらゆる場面で防災力を強化します。
- ▶防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを見据えて準備しておく「復興事前準備」に取り組みます。

(1) 自然災害

1) 地震・津波

災害時における避難・救援を担う緊急輸送道路や避難路等に架かる橋りょうの耐震化を推進するとともに、公共・民間を問わず建築物の耐震化を促進します。水道管の更新・耐震化及び下水道施設の耐震診断、耐震・耐津波化を推進します。

また、危険な空き家の除却の支援、住宅の耐震診断・耐震改修等の促進、安全対策の必要なブロック塀の撤去改修等の整備を進めることで避難路の閉塞を防ぎ、地域の防災性能の向上を図ります。



橋りょうの耐震補強



橋りょう添架管架替工事



津波避難施設

2) 風水害・土砂災害

流域治水対策として、中小河川の護岸整備、都市下水路や公共下水道（雨水）の整備、下水道施設の耐水化、雨水貯留施設の整備、敷地内緑化等による雨水の地下への浸透機能の向上や大規模な農地転用・施設整備等に際して河川整備状況に応じた防災調整池設置による河川への負荷軽減等の取組を行い、周辺の治水安全性の向上・確保に努めます。

地形が急峻な地域では、異常気象等による豪雨での土砂災害が発生しやすいことから、擁壁の設置などによる土砂災害対策の実施や、土砂災害が予想される区域を示す土砂災害警戒区域等の公表に努めます。また、著しい土砂災害が発生する恐れのある区域については、特定の開発行為の制限など適正な土地利用規制を推進するとともに、災害危険区域（急傾斜地等）における災害の防止・軽減に資するため緑地の保全、整備を行います。



南沖洲地区雨水貯留施設整備

(2) 地域防災

1) 火災

緊急車両の進入路の確保や幹線避難路の整備を行うとともに、沿道建物の不燃化を促進します。また、広域避難場所周辺及び避難路沿道の緑化を重点的に進めます。

住宅地内の街区公園や小中学校等の公共施設の緑化等を行い、住宅地の火災による延焼拡大の防止や一時避難所としての防火機能の向上を図ります。また、宅地規模の規制・誘導や住宅地の緑化等の促進により、市街地の延焼の危険性を緩和します。

2) コミュニティを重視した減災対策

地域防災力強化のための自主防災組織の活動を促進し、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図るため避難所運営訓練を含む市民総合防災訓練を開催します。

また、ハザードマップや避難支援マップの周知を図り有効に活用されるようフォローアップを実施するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者を災害から守るため、ユニバーサルデザインに配慮した情報伝達や避難誘導等の仕組みづくりを推進します。

(3) 事前復興

防災・減災対策や強靱で持続可能なインフラ整備等を推進するとともに、地形図や土地利用・建物利用現況図、都市基盤施設の整備状況図などを整理し、準備する事前復興の取組を進めます。

また、事前に復興まちづくりの目標、実施手法、進め方を検討します。

6 住環境整備の方針

【基本的な考え方】

- ▶住環境整備は、地域コミュニティを基本として、安全・安心でやすらぎのある市街地環境の形成を目指します。
- ▶住民の主体的な参加のもと、生活道路や公園など身近な住環境の維持・管理を進めます。
- ▶防犯・空き家対策等による安全・安心な住環境づくりを進めます。

(1) 住環境

1) 中心市街地における住環境の整備

歩いて暮らせるまちづくりを目指すとともにまちなか居住を推進します。

また、まちの魅力向上を図るための市街地開発事業や民間活力を用いた土地の高度利用、住宅供給を誘導するほか、住替え支援等を検討します。



出典：新町西地区市街地再開発組合
新町西地区第一種市街地再開発事業
(イメージ)

2) 密集市街地等における住環境の整備

市街地の快適性の向上の観点から細街路の拡幅、公園の整備等を推進します。また、住工混在の解消、幹線道路整備等に伴う騒音対策、残存農地等の有効活用など、地域の実情に応じて、地域の合意形成を基本としつつ住環境の整備を推進します。

木造老朽家屋が密集している地区では、緊急車両の進入の困難性や火災による延焼拡大の危険性があることから、家屋の建て替えにあわせて、細街路の拡幅・改良等を誘導します。

3) 良好な住環境の保全

良好な住環境が形成されている地区では、敷地内の緑化や建築物の景観誘導などによる住環境の維持・保全を図ります。

また、居住者の年齢構成の変化等に対応して、公園のリニューアルなど公共施設の再整備を検討します。

4) 農村集落等における住環境の整備

営農環境との調和を基本とし、日常生活の利便性を享受できるよう、身近な商業・医療等施設や生活道路・公園等を維持します。

また、特産物や歴史・文化資源等の地域固有の資源を活用した交流の場づくりを支援します。

5) 安全・安心な住環境の整備

道路や公園などへのLED防犯灯の設置を推進するとともに、防犯パトロール活動など、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。

また、長年、放置され管理不十分な危険な空き家に対する施策を実施します。

- ・空き家所有者等への適正管理を働きかけます。
- ・空き家を有効活用するための仕組みづくりを検討します。



LED 防犯灯

(2) ユニバーサルデザイン

「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、住環境のユニバーサルデザイン化を誘導します。

- ・歩道の段差改良や補修による都市空間のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間を確保します。



安心できる歩行者空間の確保

(3) 供給処理施設等

ごみ処理施設の老朽化が懸念される中、既存ごみ処理施設の維持、補修を適切に行いながら、新たな施設の整備を推進します。

「徳島市污水適正処理構想」に基づき集合処理区域においては下水道整備や既存施設の老朽化対策及び啓発活動の推進、個別処理区域においては合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

中央卸売市場は、施設の耐震化・老朽化対策に加え、流通の効率化や品質管理水準の高度化等、市場機能の充実により食の安定供給を図るため、市場整備を検討します。

7 協働によるまちづくりの方針

【基本的な考え方】

- ▶市民や事業者の主体的なまちづくりに関する提案のもと、ダイバーシティの考えを取り入れたまちづくりを推進します。
- ▶地域が主体となる持続可能な地域コミュニティ形成を支援するとともに、若者や子育て世代がまちづくりに参加しやすい仕組みを検討します。

(1) 新たな地域づくりの仕組みの構築

地域団体やNPO、企業等を含む多様な主体が連携・協働しながら、地域社会の運営に参画し、地域課題を地域自ら解決する仕組みを構築します。

また、地域コミュニティの活動や運営を支援し、住民の地域活動参加の促進と、コミュニティセンター活用の推進を図ります。あわせて、コミュニティセンターの計画的な維持・補修を実施します。



コミュニティセンター

(2) 市民主体のまちづくりへの支援

まちづくりに関する情報発信を積極的に行い、様々な機会を通じて市民参加の場を増やすように努めます。市民参加の場ではワークショップやまち歩きなどにより参加者が情報の共有や達成感を感じることができるよう、また、多様な人が参加できるよう工夫します。

都市計画提案制度の活用など、市民の主体的なまちづくり活動を促進します。あわせて、多様な主体が連携したまちづくりを推進し、各地域の現状に応じた支援体制の強化や充実を図ります。

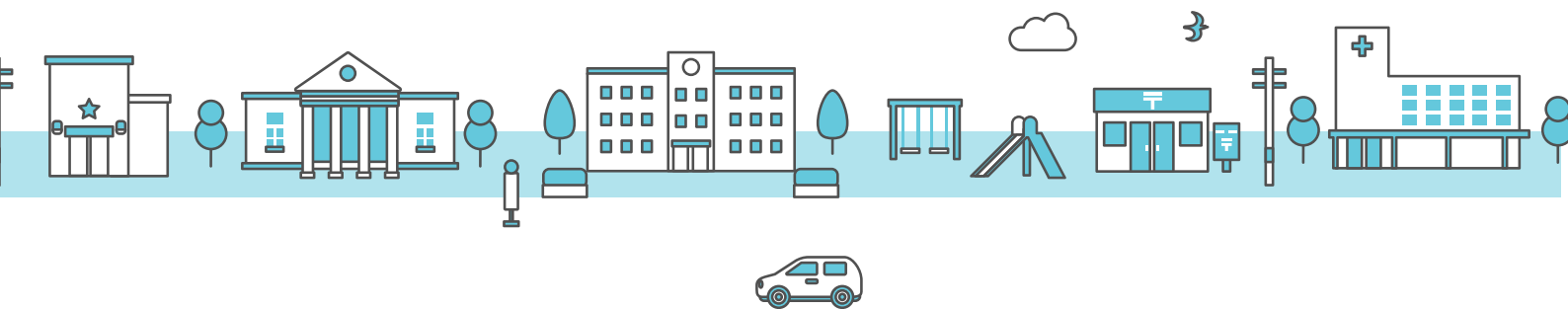


ワークショップの様子

(3) まちづくりを担う人材・組織の確保・育成

地域の教育機関との連携やDX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用し、子どもや若者たちなど多様な人のまちづくり体験や地域学習への参加を促進するなど、市民・NPO等の参加、提案による協働のまちづくりを推進します。

また、地域づくり活動団体等への支援として、各種研修の実施や相談業務、広報活動に取り組みます。



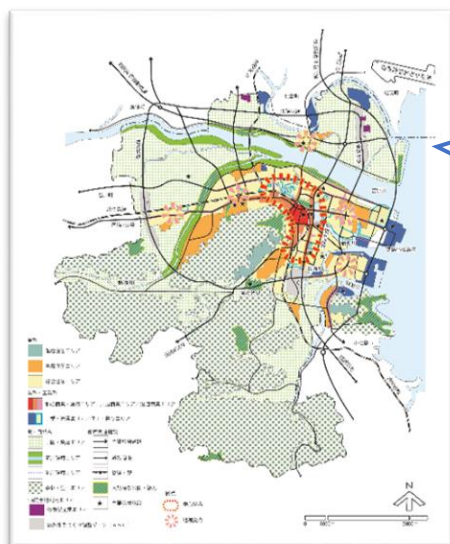
IV 地域のまちづくり方針

1 基本的な考え方

前章の「都市づくりの基本方針」では、本市が目指す「水と緑にうるおうコンパクトシティ」の実現に向け、都市計画に関する分野別の基本的な方針を総合的・体系的に示していますが、その具現化のためには、地域が主体性を持って、行政と協働で地域の生活環境の向上や地域資源を活かした魅力づくりなど、地域ごとの具体的で様々な取組が必要となります。

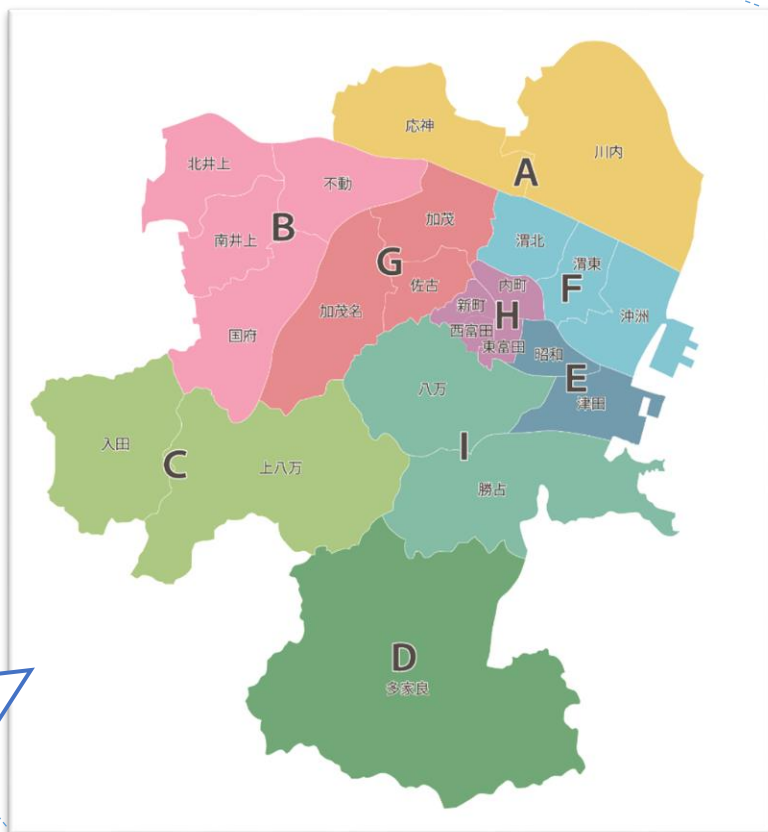
地域のまちづくり方針は、本市の都市の成り立ちや土地利用としてのまとめり、各地域の特色等を踏まえ、市域を9つの地域に区分し、「都市づくりの基本方針」と整合を図りながら、将来のまちづくりの方向性を示すものとして策定します。

■都市づくりの基本方針と地域のまちづくり方針の関係



【都市づくりの基本方針】
「水と緑にうるおうコンパクトシティ」の実現に向け、都市計画に関する分野別の基本的な方針を総合的・体系的に示す。

【地域のまちづくり方針】
市域を9つの地域に区分し、「都市づくりの基本方針」と整合を図りながら、将来のまちづくりの方向性を示す。



■地域別人口、世帯数、高齢化率

地域	地区名	人口 (人)	世帯 (世帯)	高齢化率 (%)
A	川内	16,566	7,672	27.7
	応神	5,297	2,623	32.4
	計	21,863	10,295	28.8
B	国府	13,131	5,783	29.5
	不動	2,368	1,247	41.5
	北井上	3,601	1,674	39.9
	南井上	6,553	2,657	28.7
	計	25,653	11,361	31.8
C	入田	1,485	780	41.5
	上八万	8,545	3,950	37.0
	計	10,030	4,730	37.7
D	多家良	6,496	2,770	35.4
	計	6,496	2,770	35.4
E	昭和	9,959	5,212	28.8
	津田	14,201	7,061	32.1
	計	24,160	12,273	30.7

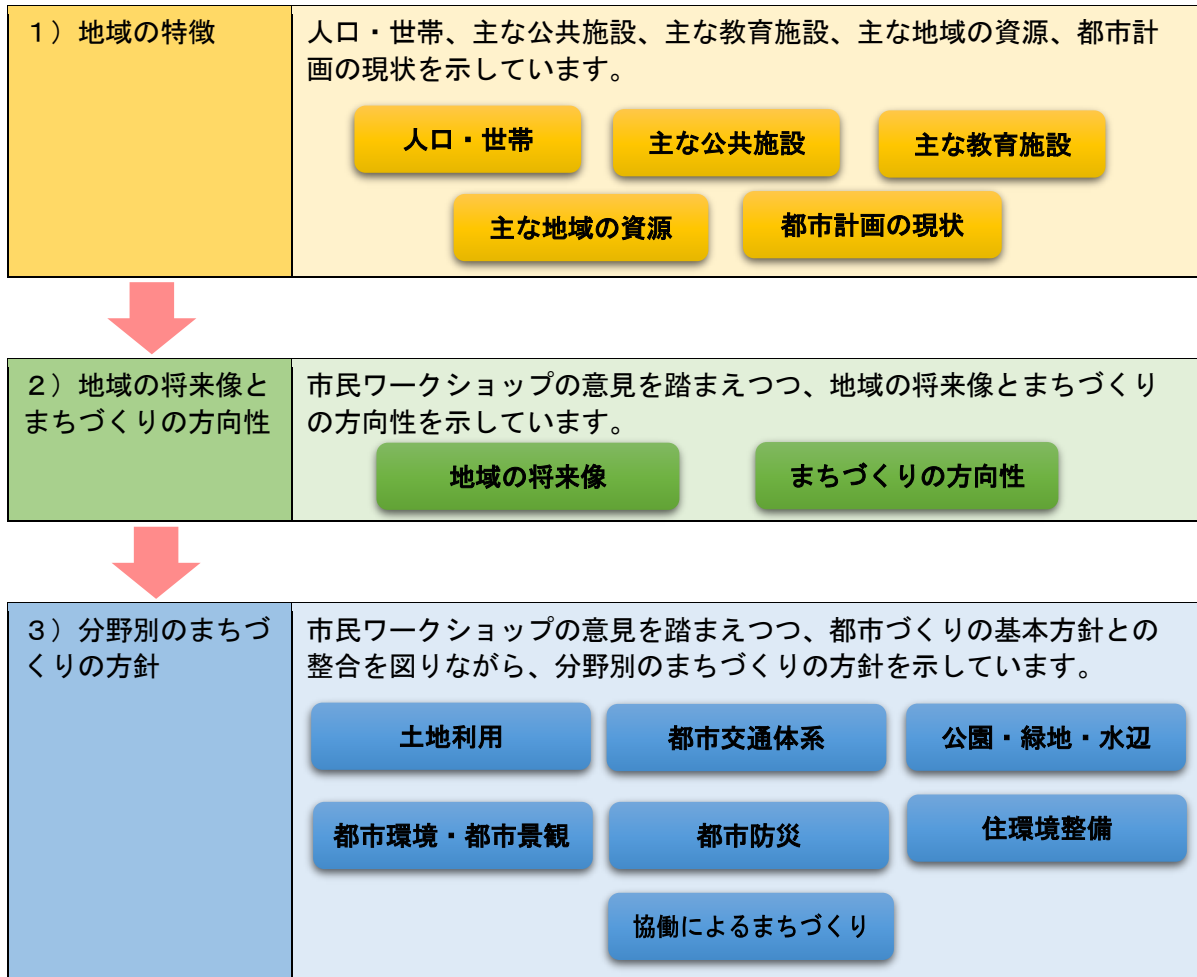
地域	地区名	人口 (人)	世帯 (世帯)	高齢化率 (%)
F	渭北	14,974	7,279	26.2
	渭東	14,102	7,266	28.4
	沖洲	17,191	8,296	27.6
	計	46,267	22,841	27.4
G	佐古	11,022	5,848	33.3
	加茂	20,275	9,372	23.3
	加茂名	24,575	12,473	28.8
	計	55,872	27,693	27.7
H	内町	5,539	2,963	34.1
	新町	1,889	1,029	40.7
	東富田	6,373	3,743	36.4
	西富田	1,827	1,080	40.5
	計	15,628	8,815	36.6
I	八万	27,393	13,113	28.0
	勝占	17,361	7,578	28.3
	計	44,754	20,691	28.1
合計		250,723	121,469	29.7

出典：住民基本台帳（令和4年1月1日時点）

2 地域のまちづくり方針の構成

地域のまちづくり方針は、「地域の特徴」、「地域の将来像とまちづくりの方向性」、「分野別のまちづくりの方針」で構成しています。

■地域のまちづくり方針の構成



3 地域のまちづくり構想

(1) 川内・応神地域のまちづくり構想

1) 地域の特徴

本市の北東部に位置し、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、徳島東環状線等の整備が進んでいます。徳島阿波おどり空港にも近く、優れた広域交通の利便性を活かして、流通団地、ブレインズパーク徳島、ハイテクランド徳島が整備されています。

また、吉野川と今切川に挟まれた平坦な地形が広がり、まとまった優良な農地も見られます。防災面では、南海トラフ地震等による地盤の液状化や津波被害対策のほか、今切川流域の高潮及び内水氾濫対策が必要な地域です。

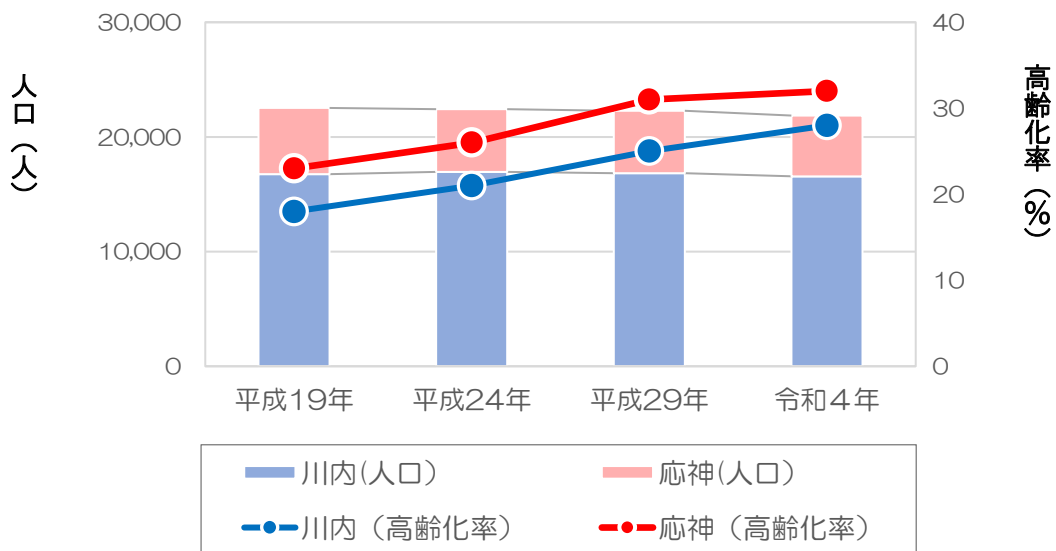
人口密度、高齢化率とも市平均よりやや低くなっています。

■人口・世帯の状況

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)	人口密度 (約：人/㎢)
川内	16,566	7,672	27.7	920
応神	5,297	2,623	32.4	620
合計	21,863	10,295	28.8	820
徳島市	250,723	121,469	29.7	1,310

(令和4年1月1日時点)

■人口及び高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）

■主な公共施設

徳島市支所（川内・応神）、公民館（川内・応神）、コミュニティセンター（応神）、児童館（応神）、隣保館（応神公栄会館）、保育所（川内・応神）、吉成駅、徳島市立葬斎場、徳島市民吉野川北岸運動広場、徳島市立スポーツセンター、東消防署川内分署

■主な教育施設

幼稚園（川内北・川内南・応神）、小学校（川内北・川内南・応神・生光学園）、中学校（川内・応神・生光学園）、高校（徳島北・生光学園）、四国大学

■主な地域の資源

阿波十郎兵衛屋敷と人形浄瑠璃、吉野川（北岸堤防から眉山を望む風景・夕景・ヨット・ウインドサーフィン）、吉野川に架かる橋（吉野川サンライズ大橋・阿波しらさぎ大橋・吉野川大橋・吉野川橋・吉野川橋りょう(JR 高徳線)・四国三郎橋）、小松（藩政時代に築かれた石垣・防風林・海岸・海水浴場・サーフィン・ドッグラン）、今切川の夕景、昇開式の加賀須野橋、別宮八幡神社参道

■都市計画の現状

区域区分 用途地域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域が大部分を占める 市街化区域が点在
都市計画道路 (地域内での整備状況)	<p>【整備済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鯛浜吉成線（北環状線） かちどき橋鳴門線（国道 11 号） 阿南鳴門線（四国横断自動車道） 川内線（四国横断自動車道） <p>【未整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳島東環状線、鯛浜大松線（北環状線）
都市計画公園・緑地	<p>【緑地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吉野川河川敷緑地 小松海岸緑地
その他	<ul style="list-style-type: none"> 徳島市営火葬場（葬斎場） 小松風致地区 特別用途地区（大規模集客施設制限地区）



阿波十郎兵衛屋敷



応神ふれあいバス

2) 地域の将来像とまちづくりの方向性

将来像

広域交通ネットワークと水辺・緑・歴史文化資源を活かしたまちづくり

- ▶ 吉野川をはじめとする水辺環境や優良農地との調和を図りつつ四国横断自動車道、徳島環状線の広域交通ネットワークを活かして、次世代の活力を創造する産業業務拠点を維持します。
- ▶ 阿波十郎兵衛屋敷に代表される歴史文化資源、吉野川・小松海岸などの水辺の資源、農業・漁業などの産業を活かし、地域の活性化を図りながら、多世代が暮らしやすい生活環境を形成します。



まちづくりの方向性

- ① 広域交通ネットワークと地域資源の活用による地域活性化
- ② 暮らしを支える生活サービスや移動手段の確保
- ③ 吉野川・小松海岸などの水辺や歴史文化資源を活かしたにぎわいづくり
- ④ 洪水・高潮・津波に強いまちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化

3) 分野別のまちづくりの方針

① 土地利用の方針

- 都市計画法による区域区分、用途地域等の土地利用規制を基本とし、市街化を促進する地域と優良農地を保全し市街化を抑制する地域に分けて規制・誘導します。
- 四国大学等の都市機能が立地する区域は、大学や生活サービス施設の維持・充実を図り、将来を担う若者の育成や地域の暮らしを支える拠点の形成を目指します。(地域拠点)
- 指定幹線道路沿道では、周辺環境との調和や景観に配慮し規制・誘導します。
- 市北部の外環状道路に近接する流通団地、ブレインズパーク徳島、ハイテクランド徳島は、都市型産業エリアとして機能の維持と環境整備を図ります。
- 市街化調整区域では、無秩序な開発の防止に努めます。徳島東環状線の整備により市街化が進むことが予想される地域は、地区計画制度の活用により秩序ある土地利用を維持しつつ運用してきましたが、コンパクトシティのさらなる推進に向けて、一定の移行期間を伴う廃止を視野に入れた検討を行います。(郊外まちづくり調整ゾーン)

② 都市交通体系の方針

- 徳島東環状線及び北環状線の整備により、幹線道路ネットワークを活かした円滑な交通を確保します。
- 中心部へ連絡する循環バス路線及び広域バス路線は、まちの骨格を支えるバス路線として位置づけ、将来にわたって持続可能な公共交通の維持に向けて整理・再編に取り組みます。
- 応神地区で運行している「応神ふれあいバス」の運行・維持を支援します。
- 地域拠点では、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」まちづくりを推進します。
- 子どもや高齢者、障害者などの交通弱者が、安全にかつ安心して外出できる歩行空間を確保します。

③ 公園・緑地・水辺の方針

- 小松海岸緑地及びその周辺では、「小松海岸緑地ドッグラン」や「小松海水浴場」をはじめとする小松海岸の水辺や海岸景観を活かし、観光・レクリエーション拠点としての環境の充実を図ります。
- 身近な公園の充実及び利用促進を図ります。
- 主要幹線道路沿道・河川周辺・公共施設の緑化を推進し、住宅地と田園集落の緑の保全を進めます。
- 小松海岸は、自然環境を保全するとともに、人工護岸の背後部の緑の保全・育成を行います。

④ 都市環境・都市景観の方針

- 河川等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 吉野川は、橋りょうや堤防、沿岸の鉄塔等、雄大な風景に影響のある人工建造物の修景や適切な規制・誘導により自然景観を保全し、河川敷を親水空間として整備します。
- 優良農地、寺社林の保全を図りつつ、公共施設周辺や住宅地、田園・集落の景観づくりを進めます。
- 阿波十郎兵衛屋敷など歴史文化的資源の周辺では、周囲の景観との調和に配慮し、観光資源として活用、にぎわいの創出を図ります。
- 小松海岸は、小松風致地区の一部に指定されており、海岸景観の保全のために、周囲の無秩序な開発行為などに対する規制・誘導を適切に行います。

⑤ 都市防災の方針

- 公共施設の防災機能の強化を進めるため、災害に備えて各種備蓄を充実します。
- 近隣住民が一致協力して、地域ぐるみで防災活動に取り組めるように自主防災組織の活動を支援します。
- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者を災害から守るために地域で協力しながら支援する仕組みづくりを進めます。
- 吉野川流域での浸水被害の軽減を図るため、本川では堤防等の整備とあわせて土地利用規制、支川では河道掘削、排水施設及び雨水貯留施設の整備等の流域治水対策を進めます。
- 民間施設を津波避難ビルに指定するなど避難場所の確保に努めます。

⑥ 住環境整備の方針

- 無秩序な市街化を防止し、営農環境の保全を図るとともに、既存集落や住宅団地等における住環境の維持・向上に努めます。
- 住宅地や集落周辺部では、細街路・水路等の整備を促進します。
- 道路や公園などへの LED 防犯灯設置の推進などにより、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。

⑦ 協働によるまちづくりの方針

- 住民と行政が協力し、地域のまちづくりを進めます。
- 地域の魅力を高める取組や、住民が主体のまちづくりを支援します。
- 少子高齢社会に対応するため、地域のコミュニティを大切にしたまちづくりを進めます。

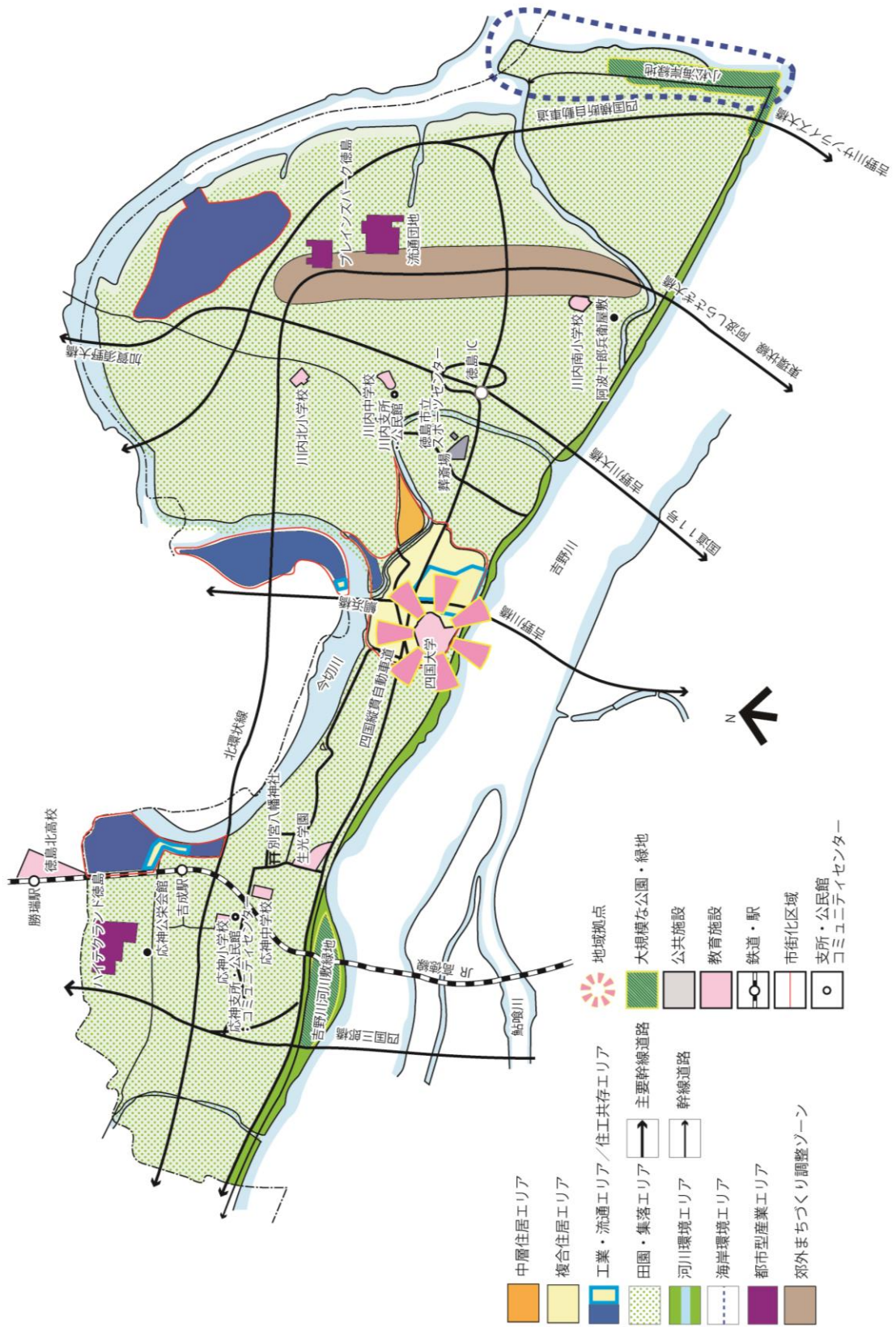


吉野川と吉野川橋



小松海岸緑地ドッグラン

川内・応神地域まちづくり構想図



(2) 国府・不動・北井上・南井上地域のまちづくり構想

1) 地域の特徴

本市の北西部に位置し、国道 192 号、県道徳島鴨島線、県道徳島引田線及び JR 徳島線に沿って市街地が形成されています。地域の北側には吉野川、東側には鮎喰川が流れ、豊かな田園地帯が広がっており、幹線道路として徳島南環状線や徳島西環状線の整備が進んでいます。

また、四国八十八か所の4つの札所をはじめとする寺社群、伝統工芸の阿波しじら織や枝豆、ブロッコリーなど豊富な地域資源や特産物が存在しています。防災面では、南海トラフ地震等による地盤の液状化対策のほか、吉野川南岸堤防（吉野川市、石井町を含む。）が決壊した際の避難対策及び内水氾濫対策が必要な地域です。

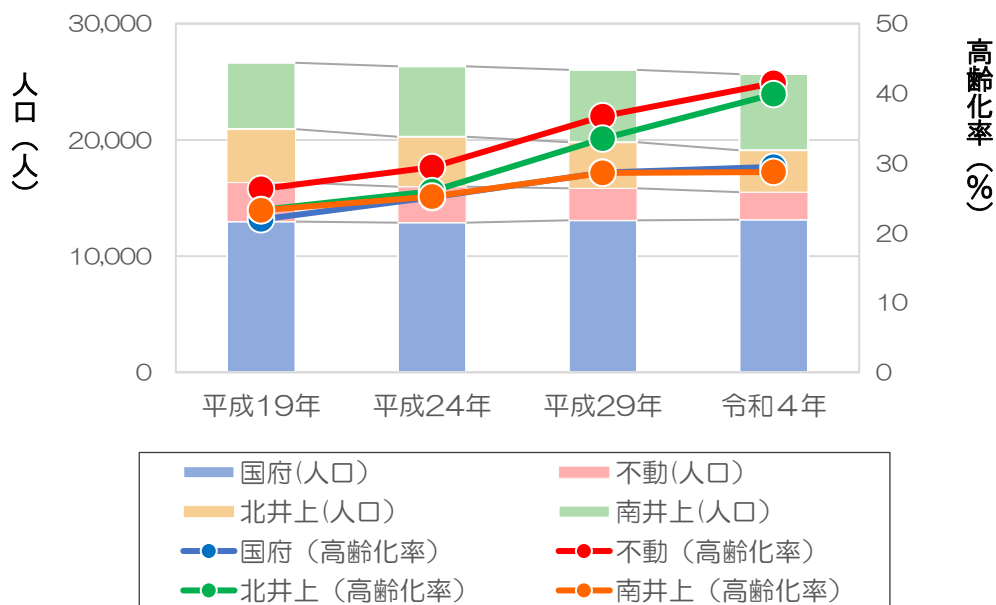
人口密度は市平均よりやや低く、高齢化率は市平均よりやや高くなっています。

■人口・世帯の状況

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)	人口密度 (約：人/㎢)
国府	13,131	5,783	29.5	1,480
不動	2,368	1,247	41.5	380
北井上	3,601	1,674	39.9	590
南井上	6,553	2,657	28.7	1,310
合計	25,653	11,361	31.8	980
徳島市	250,723	121,469	29.7	1,310

(令和4年1月1日時点)

■人口及び高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）

■主な公共施設

徳島市支所（国府・不動・北井上）、公民館（不動）、コミュニティセンター（国府・不動・北井上・南井上）、児童館（不動・芝原・南井上）、隣保館（西矢野会館・不動文化会館・むつみ会館）、保育所（国府・南井上）、認定こども園（不動・北井上）、府中駅、国府配水池、西部環境事業所、徳島市立食肉センター、徳島市農村環境改善センター、徳島市立考古資料館、西消防署国府出張所

■主な教育施設

幼稚園（国府・南井上）、小学校（国府・不動・北井上・南井上）、中学校（国府・不動・北井上）、徳島県立国府支援学校

■主な地域の資源

札所（常楽寺・国分寺・観音寺・井戸寺）、阿波史跡公園（考古資料館）、気延山、矢野古墳の横穴式石室、以西用水の取水口（月の輪池）、天狗久資料館、こくふ街角博物館、八倉比売神社、天佐自能和気神社、雨降神社、密厳寺、蔵珠院、威徳院、高地蔵、鮎喰川、飯尾川、鮎喰川河川敷緑地

■都市計画の現状

区域区分 用途地域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域が大部分を占める 一部市街化区域（住居系中心）
都市計画道路 （地域内での整備状況）	<p>【整備済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無し <p>【未整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳島南環状線、徳島西環状線、徳島駅鴨島線（国道 192 号）、早淵府中線、観音寺和田線、観音寺延命線（徳島南環状線）
都市計画公園・緑地	<p>【特殊公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 阿波史跡公園 <p>【街区公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動東公園 <p>【緑地】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鮎喰川河川敷緑地
その他	<ul style="list-style-type: none"> 鮎喰川都市計画河川、徳島市立食肉センター、徳島市第二清掃工場（西部環境事業所）、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）



阿波史跡公園



蔵珠院のまい込み泉（さげの泉）

2) 地域の将来像とまちづくりの方向性

将来像

歴史・文化・自然に囲まれた感性が育まれるまちづくり

- ▶誰もが住みやすいコンパクトな都市を目指し、郊外部での無秩序な市街化を防止し、豊かな田園環境の保全・形成を推進します。
- ▶安全で便利な生活道路を整備し、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
- ▶阿波史跡公園や四国八十八か所の札所をはじめとする寺社群等の歴史文化資源を活かし、誰もが癒される地域を形成します。



まちづくりの方向性

- ① 自然と調和した良好な住環境の形成
- ② 駅中心に歩いて暮らせるまちづくりの推進
- ③ 阿波史跡公園などの歴史文化資源を活かしたにぎわいづくり
- ④ 浸水リスクの軽減による防災まちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化

3) 分野別のまちづくりの方針

① 土地利用の方針

- 都市計画法による区域区分、用途地域等の土地利用規制を基本とし、市街化を促進する地域と優良農地を保全し市街化を抑制する地域に分けて規制・誘導します。
- 府中駅周辺の市街化区域では、生活サービス施設の維持・充実を図り、地域の暮らしを支える拠点の形成を目指します。(地域拠点)
- 指定幹線道路沿道では、周辺環境との調和や景観に配慮し規制・誘導します。
- 市街化調整区域では、無秩序な開発の防止に努めます。徳島南環状線及び徳島西環状線の整備により市街化が進むことが予想される地域は、地区計画制度の活用により秩序ある土地利用を維持しつつ運用してきましたが、コンパクトシティのさらなる推進に向けて、一定の移行期間を伴う廃止を視野に入れた検討を行います。(郊外まちづくり調整ゾーン)

② 都市交通体系の方針

- 徳島南環状線及び徳島西環状線の整備を推進し、幹線道路ネットワークの構築を進めます。
- 生活を支えるバス路線は、将来にわたって持続可能な公共交通の維持に向けて整理・再編に取り組みます。
- 地域拠点では、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」まちづくりを推進します。
- 府中駅は、交通結節点としての環境整備に努めます。
- 子どもや高齢者、障害者などの交通弱者が、安全にかつ安心して外出できる歩行空間を確保します。

③ 公園・緑地・水辺の方針

- 阿波史跡公園では、自然や歴史を体験できる環境を活かすとともに、周辺の古墳群などの歴史資源との連携を図ることにより、歴史文化をテーマとした観光・レクリエーション拠点として機能の充実を図ります。
- 主要幹線道路沿道・河川周辺・公共施設の緑化を推進し、住宅地と田園集落の緑の保全を進めます。
- 吉野川、鮎喰川、飯尾川、逆瀬川、赤池川等の水辺の保全と鮎喰川河川敷緑地等の有効活用を進めます。

④ 都市環境・都市景観の方針

- 河川等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 優良農地、寺社林の保全を図りつつ、公共施設周辺や住宅地、田園・集落の景観づくりを進めます。

⑤ 都市防災の方針

- 公共施設の防災機能の強化を進めるため、災害に備えて各種備蓄を充実します。
- 近隣住民が一致協力して、地域ぐるみで防災活動に取り組めるように自主防災組織の活動を支援します。
- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者を災害から守るために地域で協力しながら支援する仕組みづくりを進めます。
- 吉野川流域での浸水被害の軽減を図るため、本川では堤防等の整備とあわせて土地利用規制、支川では河道掘削、排水施設及び雨水貯留施設の整備等の流域治水対策を進めます。
- 民間施設を津波避難ビルに指定するなど避難場所の確保に努めます。

⑥ 住環境整備の方針

- 無秩序な市街化を防止し、営農環境の保全を図るとともに、既存集落や住宅団地等における住環境の維持・向上に努めます。
- 住宅地や集落周辺部では、細街路・水路等の整備を促進します。
- 道路や公園などへのLED防犯灯設置の推進などにより、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。
- 竜王団地は良好な住環境を形成していることから、住環境の維持・向上に努めます。

⑦ 協働によるまちづくりの方針

- 住民と行政が協力し、地域のまちづくりを進めます。
- 地域の魅力を高める取組や、住民が主体のまちづくりを支援します。
- 少子高齢社会に対応するため、地域のコミュニティを大切にしまちづくりを進めます。



四国三郎橋



井戸寺

国府・不動・北井上・南井上地域まちづくり構想図



(3) 入田・上八万地域のまちづくり構想

1) 地域の特徴

本市の西部に位置し、鮎喰川、園瀬川と山地・丘陵地に囲まれた農林業を中心とする地域で、全域、市街化調整区域になっています。また、植木の生産が盛んであり、一宮神社、大日寺、一宮城跡などの歴史文化資源も豊富です。

昭和 50 年代には、しらすぎ台など大規模な住宅団地が整備され、本市の定住促進に貢献してきました。現在、徳島南環状線が整備中で、市街地への交通利便性が高まることが考えられます。防災面では、南海トラフ地震等による地盤の液状化対策のほか、鮎喰川及び園瀬川の無堤地域では洪水対策が必要な地域です。

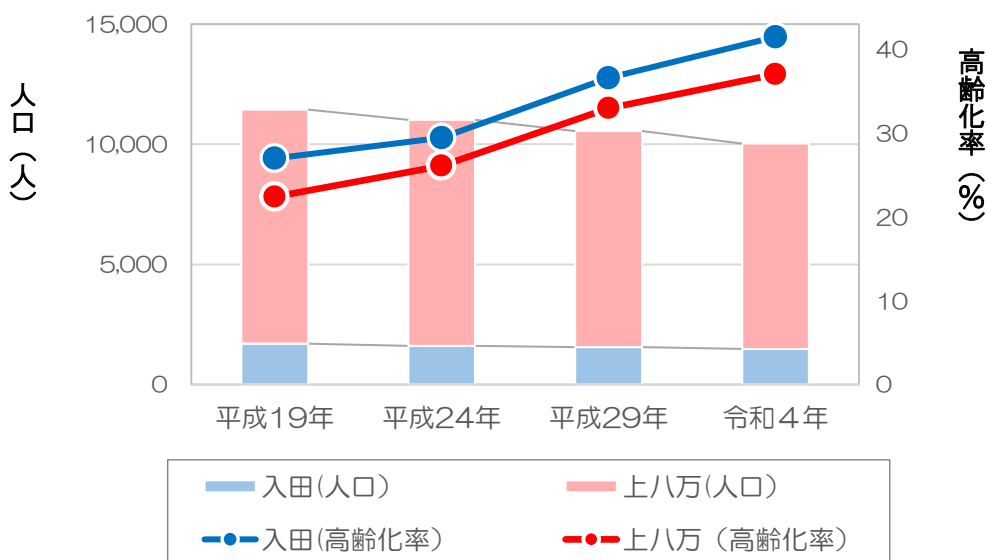
人口密度は市平均を大きく下回り、高齢化率は市平均より高くなっています。

■人口・世帯の状況

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)	人口密度 (約：人/㎢)
入田	1,485	780	41.5	130
上八万	8,545	3,950	37.0	420
合計	10,030	4,730	37.7	310
徳島市	250,723	121,469	29.7	1,310

(令和4年1月1日時点)

■人口及び高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）

■主な公共施設

徳島市支所（入田・上八万）、コミュニティセンター（入田・上八万・一宮）、児童館（上八万・一宮）、隣保館（一宮会館）、保育所（一宮・明善）、一宮配水場、徳島市球技場、徳島市しらすぎ台まちづくり活動センター、徳島刑務所、徳島市ライフル射撃場

■主な教育施設

幼稚園（入田・上八万）、小学校（入田・上八万・一宮）、中学校（入田・上八万）

■主な地域の資源

札所（大日寺）、一宮城跡、建治寺と建治の滝、春日の大樟、園瀬川、鮎喰川、一宮神社と太鼓橋、宅宮神社と神踊り、ゴルフ場（2箇所）

■都市計画の現状

区域区分 用途地域	・市街化調整区域
都市計画道路 （地域内での整備状況）	【未整備】 ・徳島南環状線
都市計画公園・緑地	・無し
その他	・地区計画（しらすぎ台地区）



鮎喰川



大日寺と一宮神社

2) 地域の将来像とまちづくりの方向性

将来像

緑と歴史が息づく安全で人にやさしいまちづくり

- ▶豊かな自然環境や農村環境を保全するとともに、歴史文化資源や周辺地域の大規模公園等と連携した交流・レクリエーションが活発に行われる地域を形成します。
- ▶治安が良く、災害に強い、安全で人にやさしいまちづくりを推進します。



まちづくりの方向性

- ① 緑豊かな田園環境を活かしたゆとりある住環境の形成
- ② 一宮城跡などの歴史文化資源を活用した地域の活性化
- ③ スポーツ拠点を核としたにぎわいづくり
- ④ 人にやさしい、安全・安心なまちの実現
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化

3) 分野別のまちづくりの方針

① 土地利用の方針

- 全域が市街化調整区域であり、農村環境を保全し市街化を抑制することを基本とし、地域の活力や地域コミュニティの維持・向上のための計画的で良好な居住環境を形成します。
- 地域住民によって保全活動が実施されている一宮神社、大日寺、一宮城跡周辺は、この一帯を地域のシンボリックな存在として保全、活用します。
- 歴史文化資源の活用により、交流の場づくりを進めます。

② 都市交通体系の方針

- 徳島南環状線及び国道 438 号の整備を進めます。
- 生活を支えるバス路線は、将来にわたって持続可能な公共交通の維持に向けて整理・再編に取り組みます。
- 上八万地区で運行している「上八万コミュニティバス」の運行・維持を支援します。
- 子どもや高齢者、障害者などの交通弱者が、安全にかつ安心して外出できる歩行空間を確保します。

③ 公園・緑地・水辺の方針

- 入田・上八万地域に隣接して整備された徳島県文化の森総合公園、徳島市総合動植物公園、阿波史跡公園の観光・レクリエーション拠点や神山森林公園（神山町）をつなぐ道路や河川沿いの空間等を活用しながら、周辺の住民と公共施設管理者との協働により形成します。
- 主要幹線道路沿道・河川周辺・公共施設の緑化を推進し、住宅地と田園集落の緑の保全を進めます。
- 入田地区は江戸時代から植木・苗木・盆栽などの生産が盛んに行われ、本市の緑化運動を進めるためにも重要な地域であり、特徴ある地域として保全します。
- 鮎喰川や園瀬川などの水辺の保全と景観整備の誘導を進め、ホタルの里等として再生に努めます。

④ 都市環境・都市景観の方針

- 河川等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 自然景観の保全を基本とし、自然との調和を損なうような大規模な開発を抑制します。

⑤ 都市防災の方針

- 公共施設の防災機能の強化を進めるため、災害に備えて各種備蓄を充実します。
- 近隣住民が一致協力して、地域ぐるみで防災活動に取り組めるように自主防災組織の活動を支援します。
- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者を災害から守るために地域で協力しながら支援する仕組みづくりを進めます。
- 吉野川流域での浸水被害の軽減を図るため、本川では堤防等の整備とあわせて土地利用規制、支川では河道掘削、排水施設及び雨水貯留施設の整備等の流域治水対策を進めます。
- 吉野川水系では、河道掘削、樹木伐採による河道断面の確保をはじめ、無堤地区における堤防整備及び排水機場整備等のハード対策、水害リスク情報空白域解消に向けた取組の実施等をソフト対策とした流域治水対策を行い、発災時の被害軽減や住民の確実な避難促進を図ります。

⑥ 住環境整備の方針

- 緑豊かな農村環境を保全しながら、農村集落周辺の細街路・水路等の整備を促進し、住環境の維持・向上に努めます。
- しらさぎ台やセンチュリーヒルズは良好な住環境を形成していることから、住環境の維持・向上に努めます。
- 道路や公園などへのLED防犯灯設置の推進などにより、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。

⑦ 協働によるまちづくりの方針

- 住民と行政が協力し、地域のまちづくりを進めます。
- 地域の魅力を高める取組や、住民が主体のまちづくりを支援します。
- 少子高齢社会に対応するため、地域のコミュニティを大切にしまちづくりを進めます。



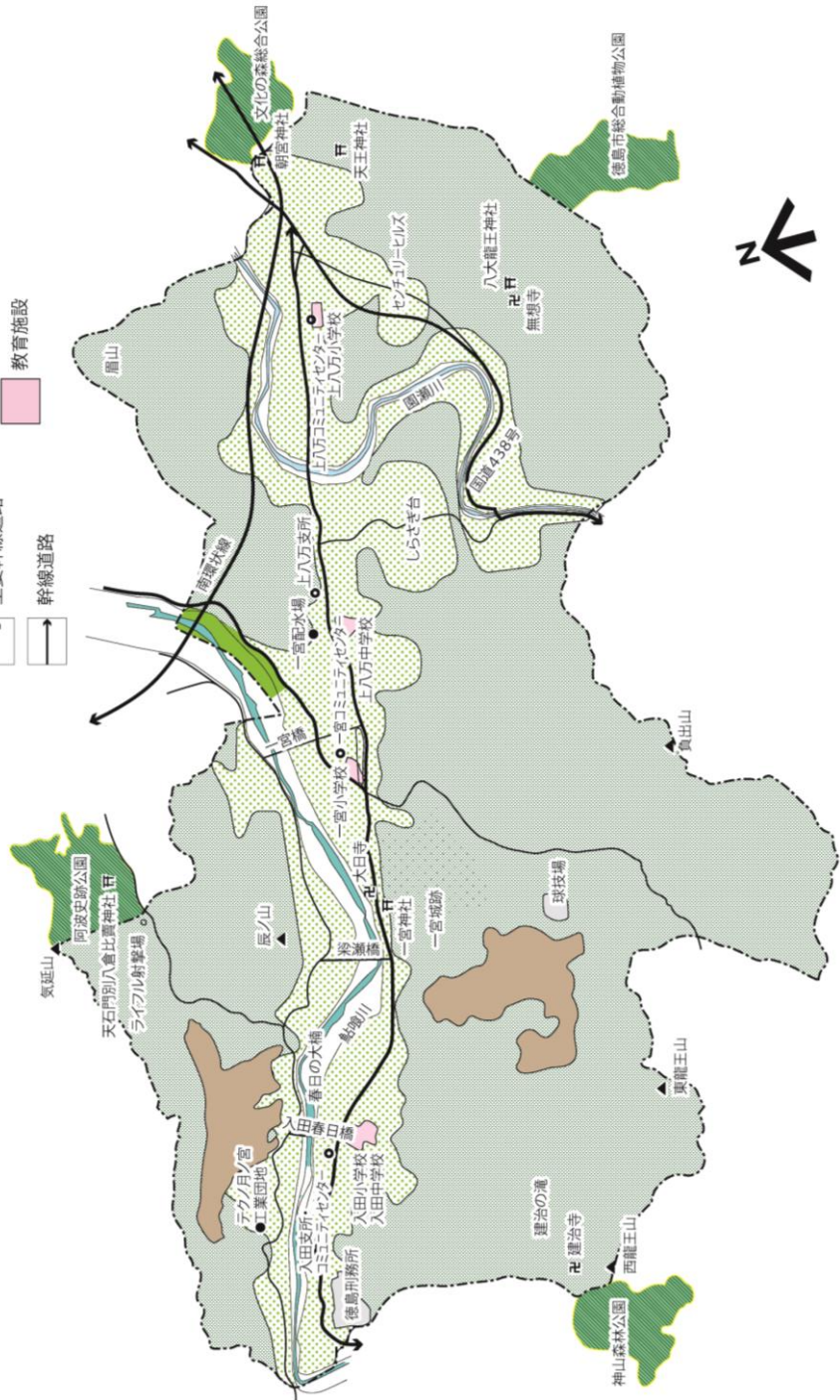
一宮城跡



徳島市球技場

入田・上八万地域まちづくり構想図

- 田園・集落エリア
- 河川環境エリア
- 森林・里山エリア
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- ゴルフ場
- 公園・緑地
- 大規模な公園・緑地
- 公共施設
- 教育施設
- 支所・コミュニティセンター
- 寺院
- 神社



(4) 多家良地域のまちづくり構想

1) 地域の特徴

本市の南部に位置し、周囲を山地・丘陵地に囲まれた農村地域で、全域、市街化調整区域になっています。東西に流れる八多川、多々羅川、仕出川、南北に流れる勝浦川沿いに集落が分布し、丈六寺周辺には大規模な住宅団地が整備されています。

また、徳島市内で最も標高の高い中津峰山系には森林公園や五滝、丈六寺周辺にはせせらぎロード、勝浦川周辺には鳴滝・七釜（滝）などの自然資源があり、犬飼農村舞台・渋野丸山古墳・丈六寺などの歴史文化資源に恵まれています。さらに、観光・レクリエーション拠点として、総合動植物公園が整備され、年間を通して様々なイベントが行われています。防災面では、南海トラフ地震等による地盤の液状化対策ほか、八多川及びその支流の洪水対策が必要な地域です。

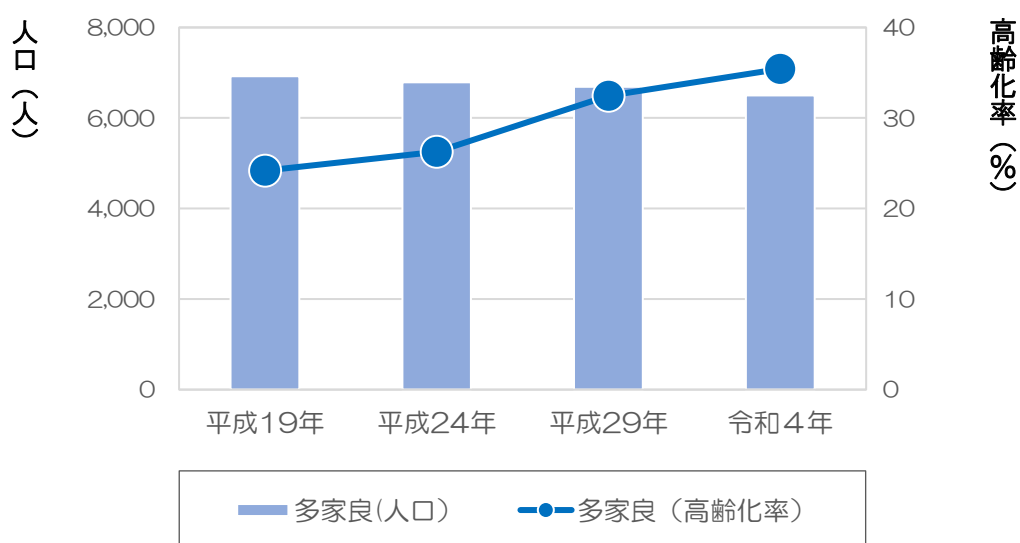
人口密度は市平均を大きく下回り、高齢化率は市平均より高くなっています。

■人口・世帯の状況

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)	人口密度 (約：人/㎢)
多家良	6,496	2,770	35.4	170
合計	6,496	2,770	35.4	170
徳島市	250,723	121,469	29.7	1,310

(令和4年1月1日時点)

■人口及び高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）

■主な公共施設

徳島市支所（多家良）、公民館（多家良中央・渋野・飯谷）、コミュニティセンター（多家良中央・丈六）、児童館（多家良中央）、保育所（多家良・丈六・飯谷・渋野）、徳島市総合動植物公園

■主な教育施設

小学校（渋野・宮井）

■主な地域の資源

徳島市総合動植物公園、犬飼農村舞台、丈六寺、渋野丸山古墳、中津峰山、中津峰如意輪寺、中津峰森林公園、速雨神社、五滝、鳴滝、七釜溪谷、朝立彦神社、お亀池、勝浦川

■都市計画の現状

区域区分 用途地域	・市街化調整区域
都市計画道路	・無し
都市計画公園・緑地	【特殊公園】 ・徳島市総合動植物公園
その他	・無し



犬飼農村舞台



丈六寺

2) 地域の将来像とまちづくりの方向性

将来像

豊かな自然に囲まれた緑と清流の里山づくり

- ▶ 農山村集落における生活環境を維持・向上します。
- ▶ 豊かな自然や歴史文化資源、田園環境等を活かしたゆとりある住環境を維持します。
- ▶ 徳島市総合動植物公園など、訪れる人誰もが癒される魅力ある公園・里山を活かした地域を形成します。



まちづくりの方向性

- ① 水と緑の田園環境を活かしたゆとりある住環境の形成
- ② 犬飼農村舞台や渋野丸山古墳などの歴史文化資源を活かしたにぎわいづくり
- ③ 豊かな自然を活用したアウトドアスポーツの里
- ④ 人にやさしい、安全・安心なまちの実現
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化

3) 分野別のまちづくりの方針

① 土地利用の方針

- 全域が市街化調整区域であり、農村環境を保全し市街化を抑制することを基本とし、地域の活力や地域コミュニティの維持・向上のための計画的で良好な居住環境を形成します。
- 農地の保全に努めるとともに、市民農園としての利用など、新たな活用について検討します。

② 都市交通体系の方針

- 他の地域とのアクセスを確保する道路整備に努めます。
- 生活を支えるバス路線は、将来にわたって持続可能な公共交通の維持に向けて整理・再編に取り組みます。
- 子どもや高齢者、障害者などの交通弱者が、安全にかつ安心して外出できる歩行空間を確保します。

③ 公園・緑地・水辺の方針

- 丈六寺や犬飼農村舞台周辺の森林を保全します。
- 中津峰山周辺には、中津峰森林公園をはじめとして様々な観光資源があるため、これらを散策できるルートの整備を進めます。
- 主要幹線道路沿道・河川周辺・公共施設の緑化を推進し、住宅地と田園集落の緑の保全を進めます。
- 勝浦川、八多川、多々羅川の水辺の保全と活用（河川沿いの散策ルートや河川敷の活用など）に努めます。
- 市民の憩いの水辺として利用されている勝浦川河川敷周辺は、レクリエーション施設等の整備を検討します。

④ 都市環境・都市景観の方針

- 河川等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 自然景観の保全を基本とし、自然との調和を損なう大規模な開発等を抑制します。
- 公共施設周辺や県道沿線、河川沿いの景観整備・誘導、農村地域、住宅地の田園を活用した景観づくり、犬飼農村舞台周辺や丈六寺周辺の景観づくりを進めます。

⑤ 都市防災の方針

- 公共施設の防災機能の強化を進めるため、災害に備えて各種備蓄を充実します。
- 近隣住民が一致協力して、地域ぐるみで防災活動に取り組めるように自主防災組織の活動を支援します。
- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者を災害から守るために地域で協力しながら支援する仕組みづくりを進めます。
- 勝浦川水系では、河道掘削、樹木伐採による河道断面の確保をはじめ、排水路の改良等のハード対策、水害リスク情報空白域解消に向けた取組の実施等をソフト対策とした流域治水対策を行い、発災時の被害軽減や住民の確実な避難促進を図ります。

⑥ 住環境整備の方針

- 緑豊かな農村環境を保全しながら、農村集落周辺の細街路・水路等の整備を促進し、住環境の維持・向上に努めます。
- 丈六団地は良好な住環境を形成していることから、住環境の維持・向上に努めます。
- 道路や公園などへのLED防犯灯設置の推進などにより、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。

⑦ 協働によるまちづくりの方針

- 住民と行政が協力し、地域のまちづくりを進めます。
- 地域の魅力を高める取組や、住民が主体のまちづくりを支援します。
- 少子高齢社会に対応するため、地域のコミュニティを大切にしまちづくりを進めます。



八多の五滝



鳴滝

多家良地域まちづくり構想図



- | | | | |
|---|----------|---|----------------------|
|  | 田園・集落エリア |  | 大規模な公園・緑地 |
|  | 森林・里山エリア |  | 公共施設 |
|  | 主要幹線道路 |  | 教育施設 |
|  | 幹線道路 |  | 鉄道・駅 |
| | |  | 支所・公民館
コミュニティセンター |
| | |  | 寺院 |
| | |  | 神社 |

(5) 昭和・津田地域のまちづくり構想

1) 地域の特徴

本市の東部に位置し、都心に隣接する昭和地区と漁港のある津田地区に分かれています。県庁前から小松島市へ至る県道120号（徳島小松島線）沿いに商業系、新町川沿い及び臨海部に工業系の土地利用が見られ、その他の地域はほとんどが住宅地になっており、既存の住宅地では狭あいな道路が多くみられます。

津田地区では、四国横断自動車道の徳島沖洲インターチェンジから徳島津田インターチェンジまでが令和3年（2021年）3月に開通したことから交通結節点を活かした新たな企業誘致などによる産業業務拠点としての役割が期待され、徳島県において平成28年（2016年）に「津田地区活性化計画」が策定されています。防災面では、南海トラフ地震等による地盤の液状化や津波被害の対策のほか、沿岸部の高潮及び内水氾濫対策が必要な地域です。

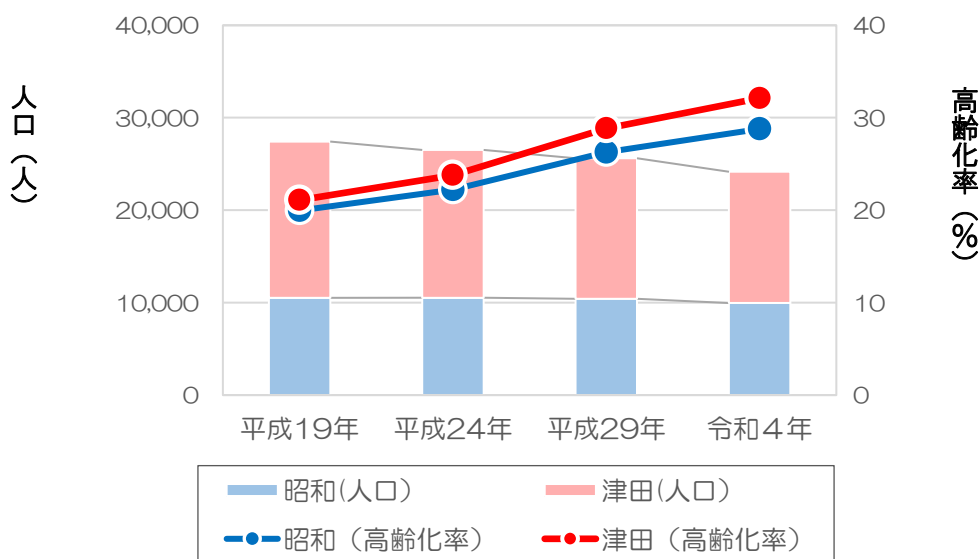
人口密度は市平均を大きく上回り、高齢化率は市平均とほぼ同じです。

■人口・世帯の状況

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)	人口密度 (約：人/㎢)
昭和	9,959	5,212	28.8	4,820
津田	14,201	7,061	32.1	2,970
合計	24,160	12,273	30.7	3,530
徳島市	250,723	121,469	29.7	1,310

(令和4年1月1日時点)

■人口及び高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）

■主な公共施設

徳島市支所（津田）、コミュニティセンター（昭和・津田）、児童館（昭和・津田）、保育所（昭和・津田）、徳島県庁、徳島県警察本部、中央浄化センター、徳島市勤労者体育館、徳島県中央こども女性相談センター、東消防署津田出張所

■主な教育施設

幼稚園（昭和・津田）、小学校（昭和・津田）、中学校（富田・津田）

■主な地域の資源

新町川、川の駅、万代中央ふ頭、県庁、ケンチョピア、昭和町公園の桜、大西公園、塩釜神社、園瀬川・干切山川の土手一帯、津田山、津田の盆踊り、津田砲台場跡、海から津田の松林を望む風景、紀伊水道、木材工業団地、八幡神社、漁港

■都市計画の現状

区域区分 用途地域	・市街化区域（住居系中心、臨海部・川沿いが工業系、県道沿い等一部に商業系）
都市計画道路 （地域内での整備状況）	【整備済】 ・かちどき橋橋線（国道 55 号）、津田御亀線、新浜本町横須線、東環状側道 1 号線、東環状側道 2 号線 【未整備】 ・阿南鳴門線（四国横断自動車道）、徳島東環状線、住吉万代園瀬橋線、新浜西部線、昭和町大道線、二軒屋駅新浜線、津田新浜本町線、富田中央通線、万代浜側線、北浜東浜線、新浜東山手線
都市計画公園・緑地	【街区公園】 ・昭和町公園、南昭和公園、新浜公園、干切山公園 【近隣公園】 ・大西公園
その他	・臨港地区、戦災復興土地区画整理事業、公共下水道中央処理区（昭和地区）、中央浄化センター、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）



ケンチョピアの夕景



津田山

2) 地域の将来像とまちづくりの方向性

将来像

安全で快適な暮らしと産業活動が共存するまちづくり

- ▶ 広域交通ネットワークの整備により交通利便性が向上し、幹線道路沿いや臨海部に、商業や工業の集積を図ります。
- ▶ 地域内を流れる河川や津田山等の魅力ある自然資源を活かしたうるおいのある地域を形成します。
- ▶ 今後起こりうる災害への対策を強化し、安全・安心で快適な住環境を整備します。



まちづくりの方向性

- ① 生活利便性の充実と快適な住環境の推進
- ② 広域交通ネットワークを活かした持続可能な産業活動の推進
- ③ 万代中央ふ頭など水辺を活かしたにぎわいづくり
- ④ 地域防災力を高め、洪水や津波に強いまちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化

3) 分野別のまちづくりの方針

① 土地利用の方針

- 都市計画法による区域区分、用途地域等の土地利用規制を基本とし、適正な土地利用を誘導します。
- 県道120号沿道を中心に、生活サービス施設の維持・充実を図り、地域の暮らしを支える拠点の形成を目指します。(地域拠点)
- 徳島小松島港・津田地区は、徳島津田インターチェンジに隣接する立地条件を活かして、都市活力の維持・向上を担う拠点として充実を図ります。(産業業務拠点)
- 万代中央ふ頭では、既存倉庫を活用し商業施設等として利用することにより、にぎわい空間の創出を図るとともに親水空間の整備を進めます。

② 都市交通体系の方針

- 四国横断自動車道の整備促進、徳島東環状線及び内環状道路の整備を推進するとともに、未整備の都市計画道路の整備及び市道の改良に努めます。
- 徳島東環状線の整備に伴い、バス路線の整理・再編を検討することにより利便性のさらなる向上を図ります。
- 既存の道路空間の再配分による自転車・歩行者空間を確保します。
- 地域拠点では、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」まちづくりを推進します。
- 子どもや高齢者、障害者などの交通弱者が、安全にかつ安心して外出できる歩行空間を確保します。

③ 公園・緑地・水辺の方針

- 地域住民に親しまれる水辺環境の創出に努め、新町川の水辺の遊歩道・親水公園等の整備や御座船入江川等の河川沿いの緑化を検討します。
- 津田公園の緑化の充実、四国横断自動車道の整備とあわせた公園・緑地の確保、幹線道路や公共施設・住宅地等の緑化、津田山の緑の保全に努めます。
- 多々羅川沿いは、水辺のレクリエーションゾーンとして親水公園や遊歩道の整備、緑化を進めます。

④ 都市環境・都市景観の方針

- 河川等の水質保全を図るため、公共下水道区域では既存施設の耐震・耐津波、耐水、老朽化対策を適宜実施し、公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 公共施設周辺の景観づくり、住宅地の緑化・景観誘導等を進めるとともに、津田山など地域のシンボルとなる景観資源の保全や活用について検討します。
- 河川周辺や国道 55 号沿道は、都心部との連続性を考慮した景観の形成・誘導を進めます。

⑤ 都市防災の方針

- 公共施設の防災機能の強化を進めるため、災害に備えて各種備蓄を充実します。
- 近隣住民が一致協力して、地域ぐるみで防災活動に取り組めるように自主防災組織の活動を支援します。
- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者を災害から守るために地域で協力しながら支援する仕組みづくりを進めます。
- 民間施設を津波避難ビルに指定するなど避難場所の確保に努めます。
- 地域と学校が連携し、地域の防災意識向上等に取り組めます。

⑥ 住環境整備の方針

- 木造密集住宅地をはじめ、既存の市街地、漁港周辺等における市街地の安全性や快適性の向上を図るため、細街路や排水路、公園等の整備を促進します。
- 道路や公園などへのLED防犯灯設置の推進などにより、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。

⑦ 協働によるまちづくりの方針

- 住民と行政が協力し、地域のまちづくりを進めます。
- 地域の魅力を高める取組や、住民が主体のまちづくりを支援します。
- 少子高齢社会に対応するため、地域のコミュニティを大切にしたまちづくりを進めます。



(6) 渭北・渭東・沖洲地域のまちづくり構想

1) 地域の特徴

本市の東部、吉野川の南岸河口部に位置し、徳島東環状線の整備が進んでいるほか、臨海部にはマリニピア沖洲、四国横断自動車道の徳島沖洲インターチェンジが整備されるなど、広域交通と海上交通の結節点です。

徳島東環状線と県道 38 号が交差する場所で、県道沿いに商業地が立地し、その周辺に住宅地が形成されています。また、都心に隣接し徳島大学をはじめ多くの教育施設が立地しています。防災面では、南海トラフ地震等による地盤の液状化や津波被害の対策のほか、沿岸部の高潮及び内水氾濫対策が必要な地域です。

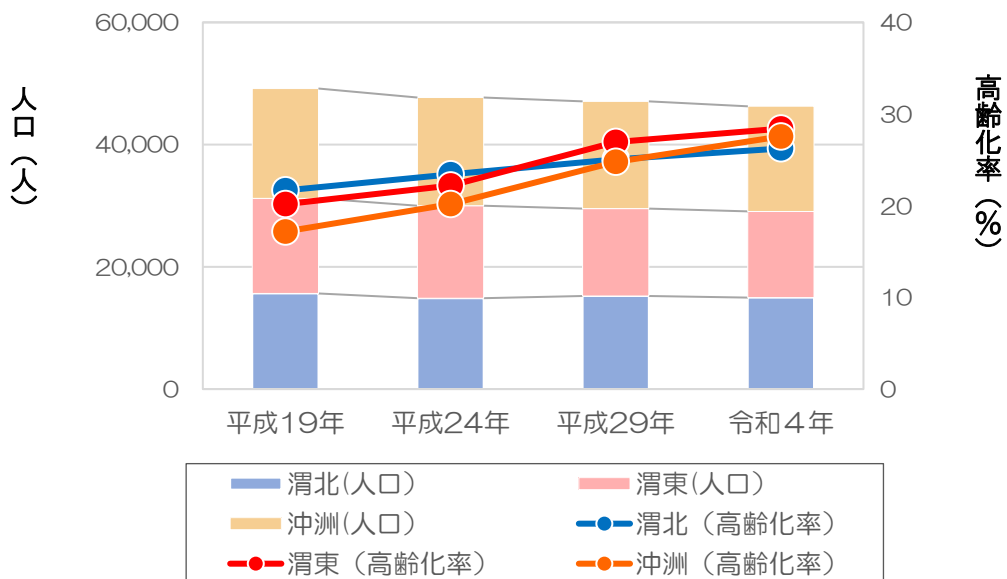
人口密度は市平均を大きく上回り、高齢化率は市平均よりやや低くなっています。

■人口・世帯の状況

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)	人口密度 (約：人/㎢)
渭北	14,974	7,279	26.2	4,140
渭東	14,102	7,266	28.4	4,710
沖洲	17,191	8,296	27.6	2,620
合計	46,267	22,841	27.4	3,510
徳島市	250,723	121,469	29.7	1,310

(令和4年1月1日時点)

■人口及び高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）

■主な公共施設

徳島市支所（沖洲）、公民館（渭東・住吉城東）、コミュニティセンター（渭北・渭東・住吉城東・沖洲）、児童館（渭東・住吉城東・沖洲）、保育所（渭東）、徳島市民病院、徳島市中央卸売市場、北部浄化センター、徳島市民吉野川運動広場、徳島河川国道事務所、沖洲マリナーミナル、徳島県東部県土整備局、徳島県立中央テクノスクール、徳島県立文学書道館

■主な教育施設

幼稚園（助任・城東・福島・鳴門教育大学附属）、小学校（助任・城東・福島・沖洲・鳴門教育大学附属）、中学校（徳島・城東・鳴門教育大学附属）、高校（徳島市立・徳島商業・香蘭）、鳴門教育大学附属特別支援学校、徳島大学（常三島キャンパス）、適応指導推進施設（すだち学級）

■主な地域の資源

吉野川（河川敷緑地・河口の干潟）、助任川（河岸緑地・徳島大学南の柳並木・藩政の松並木）、助任緑地（蜂須賀家墓所）、大岡川（桜）、新町川、新町樋門（新町川水門）、川の駅、四所神社（船だんじり・船だんじり太鼓）、福島小学校正門前の道路沿いの緑地、末広大橋、福島橋、みなと公園、沖洲公園の松林（根上がりの松）、海から沖洲の松林を望む風景、狸の祠巡り

■都市計画の現状

区域区分 用途地域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域（住居系中心、臨海部・新町川沿いが工業系、国道11号及び県道徳島鴨島線沿い等一部に商業系） 一部市街化調整区域
都市計画道路 （地域内での整備状況）	<p>【整備済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 阿南鳴門線（四国横断自動車道）、かちどき橋鳴門線（国道11号）、常三島沖洲線、末広沖洲線、元浦沖浦線、吉野本町常三島線、住吉末広線 <p>【未整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吉野川橋通線、徳島東環状線、住吉万代園瀬橋線、常三島中島田線（田宮街道）、元町沖洲線、安宅末広東部線、吉野本町北佐古線、常三島住吉線、東吉野町北沖洲線
都市計画公園・緑地	<p>【街区公園】蛭子公園、末広公園、安宅公園</p> <p>【緑地】助任緑地、福島住吉緑地、吉野川河川敷緑地</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道北部処理区、北部浄化センター、中央卸売市場、トラックターミナル、常三島土地区画整理事業、準防火地域、臨港地区、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）

2) 地域の将来像とまちづくりの方向性

将来像

水辺空間と広域交通ネットワークを活かしたまちづくり

- ▶ 地域の特色にあわせた魅力ある水辺空間を整備・保全し、明るく清潔なまちなみを創出することにより歩いて楽しいまちを形成します。
- ▶ 生活基盤やまちなみの整備による快適な住環境を推進します。
- ▶ 今後起こりうる災害への対策を強化し、安全・安心で快適な住環境を整備します。



まちづくりの方向性

- ① 生活利便性の充実と快適な住環境の推進
- ② 魅力ある水辺空間を活かした地域景観の創出
- ③ 広域交通ネットワークと海上交通を活用した地域活性化
- ④ 安全・安心で、水災害に強いまちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化

3) 分野別のまちづくりの方針

① 土地利用の方針

- 都市計画法による区域区分、用途地域等の土地利用規制を基本とし、市街化を促進する地域と優良農地を保全し市街化を抑制する地域に分けて規制・誘導します。
- 県道 38 号沿道を中心に、生活サービス施設の維持・充実を図り、地域の暮らしを支える拠点の形成を目指します。(地域拠点)
- マリンピア沖洲は、徳島沖洲インターチェンジの整備により広域交通と海上交通の結節点となっていることを活かして、都市活力の維持向上を担う拠点として充実を図ります。(産業業務拠点)

② 都市交通体系の方針

- バス路線の整理・再編を検討することにより利便性の向上を図ります。
- 既存の道路空間の再配分による自転車・歩行者空間を確保します。
- 地域拠点では、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」まちづくりを推進します。
- 子どもや高齢者、障害者などの交通弱者が、安全にかつ安心して外出できる歩行空間を確保します。

③ 公園・緑地・水辺の方針

- 主要幹線道路や住宅地の緑化等を促進するとともに、四国横断自動車道の整備とあわせた公園・緑地の確保を進めます。
- 北部浄化センター等、マリニピア沖洲内の施設の緑化を促進します。
- 新町川・助任川・大岡川等の親水空間の整備充実を図るとともに、水辺を活かしたうるおいと安らぎのあるまちなみを形成します。
- 吉野川の干潟は、希少種の生息地や鳥類の渡来地として保全していくとともに、広大な河川敷は自然とふれあえる場としての機能を充実させます。

④ 都市環境・都市景観の方針

- 河川等の水質保全を図るため、公共下水道の整備を推進します。なお、市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 河川や水辺との調和に配慮した公共施設周辺の景観づくり、住宅地の緑化・景観誘導等を進めます。
- 主要幹線道路沿道の建築物等の景観誘導に努めます。
- 徳島沖洲インターチェンジ周辺は、広域交通と海上交通の玄関口にふさわしい景観が形成されるよう規制・誘導に努めます。

⑤ 都市防災の方針

- 公共施設の防災機能の強化を進めるため、災害に備えて各種備蓄を充実します。
- 近隣住民が一致協力して、地域ぐるみで防災活動に取り組めるように自主防災組織の活動を支援します。
- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者を災害から守るために地域で協力しながら支援する仕組みづくりを進めます。
- 民間施設を津波避難ビルに指定するなど避難場所の確保に努めます。
- 吉野川流域での浸水被害の軽減を図るため、本川では堤防等の整備とあわせて土地利用規制、支川では河道掘削、排水施設及び雨水貯留施設の整備等の流域治水対策を進めます。

⑥ 住環境整備の方針

- 住宅と工場が混在する地域は、既存の工場等の周辺環境の整備や敷地内の緑化等を誘導し、住環境との調和に努めます。
- 市街地では、細街路や小規模な公園等の整備を促進し、住環境の維持・向上に努めます。
- 道路や公園などへのLED防犯灯設置の推進などにより、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。
- 中央卸売市場は、施設の耐震化・老朽化対策に加え、流通の効率化や品質管理水準の高度化等、市場機能の充実により食の安定供給を図るため、市場整備を検討します。
- マリンピア沖洲では、新たなごみ処理施設の整備を進め、環境教育や防災など地域に貢献するための機能も検討します。

⑦ 協働によるまちづくりの方針

- 行政と住民が協力し、地域のまちづくりを進めます。
- 地域の魅力を高める取組や、住民が主体のまちづくりを支援します。
- 少子高齢社会に対応するため、地域のコミュニティを大切にしたまちづくりを進めます。



助任川と蜂須賀桜



藩政時代の松並木（大岡川）



阿波しらさぎ大橋・吉野川の干潟



助任緑地（蜂須賀家墓所）

渭北・渭東・沖洲地域まちづくり構想図



- 中層住居エリア
- 複合住居エリア
- 都心商業・業務エリア/周辺商業エリア/沿道商業エリア
- 工業・流通エリア/住工共存エリア
- 田園・集落エリア
- 河川環境エリア
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 公園・緑地
- 大規模な公園・緑地
- 公共施設
- 教育施設
- 市街化区域
- 支所・公民館
- コミュニティセンター
- 公園・緑地
- ポンプ場(公共下水道)
- ポンプ場(都市下水道)
- 寺院
- 中心拠点
- 地域拠点

(7) 佐古・加茂・加茂名地域のまちづくり構想

1) 地域の特徴

中心市街地の西部に隣接し、眉山・鮎喰川・新町川に囲まれています。JR 徳島線・高德線が通り、国道 192 号・県道徳島鴨島線（田宮街道）沿道を中心に市街地を形成し、JR 蔵本駅付近には徳島大学病院や県立中央病院が立地しています。

また、旧讃岐街道や旧伊予街道及び万年山の蜂須賀家墓所など歴史文化資源も豊富に分布しています。西部公園、蔵本公園、田宮公園など大規模な公園も多い地域です。防災面では、南海トラフ地震等による地盤の液状化対策ほか、内水氾濫対策が必要な地域です。

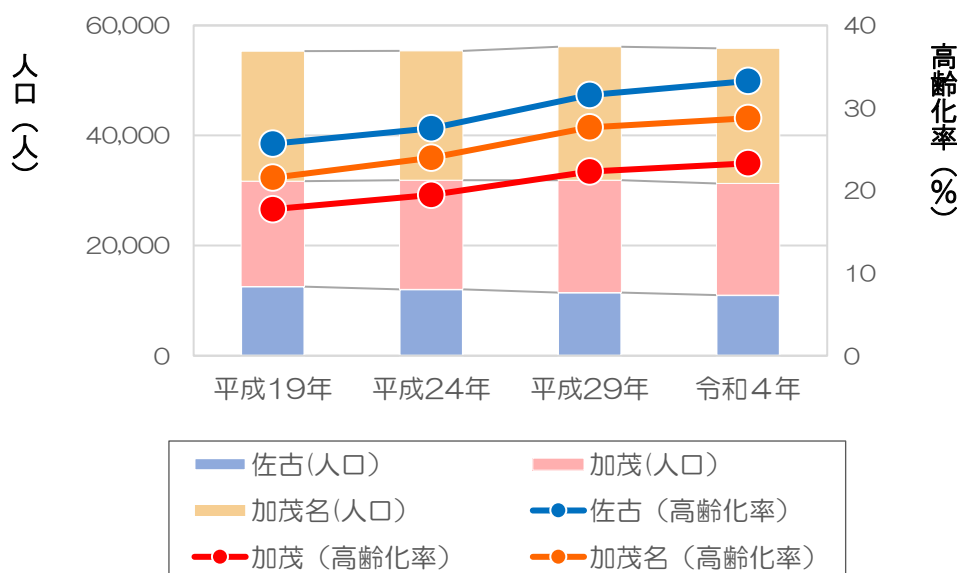
人口密度は市平均を大きく上回り、高齢化率は市平均とほぼ同じです。

■人口・世帯の状況

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)	人口密度 (約：人/㎢)
佐古	11,022	5,848	33.3	4,510
加茂	20,275	9,372	23.3	3,740
加茂名	24,575	12,473	28.8	2,620
合計	55,872	27,693	27.7	3,240
徳島市	250,723	121,469	29.7	1,310

(令和4年1月1日時点)

■人口及び高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）

■主な公共施設

徳島市支所（加茂・加茂名）、公民館（加茂・加茂名）、コミュニティセンター（佐古・加茂・加茂名）、児童館（佐古・加茂・鮎喰・北島田）、隣保館（加茂名中央会館・島田会館）、保育所（城西・加茂名・名東・北島田）、JR 駅（佐古・蔵本・鮎喰）、徳島県立障がい者交流センター、徳島県自治研修センター、徳島県立中央病院、徳島大学病院、徳島県教育会館、徳島市陸上競技場、徳島市田宮公園プール、徳島市民島田運動広場、徳島県蔵本公園、徳島名西警察署、西消防署、徳島県木材利用創造センター

■主な教育施設

幼稚園（佐古・千松・加茂名・加茂名南）、小学校（佐古・千松・加茂名・加茂名南）、中学校（城西・加茂名・城ノ内・しらさぎ）、高校（城西・城北・城ノ内・徳島中央・徳島科学技術）、徳島大学（蔵本キャンパス）、徳島県立総合看護学校

■主な地域の資源

眉山、万年山（蜂須賀家墓所）、椎宮八幡神社（境内のつつじ）、諏訪神社、峯薬師（法谷寺）、地藏院、葆光庵、豊崎八幡宮、本願寺、八坂神社、佐古配水場、蔵清水、田宮の天神社（千本松）、鮎喰川（河川敷緑地・こんにゃく橋跡）、袋井用水の水源地、蔵本公園、西部公園、徳島県自治研修センター正門の並木、狸の祠巡り

■都市計画の現状

区域区分 用途地域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域（住居系中心、国道 192 号、県道徳島鴨島線沿いが商業系、一部に工業系） 一部市街化調整区域（眉山）
都市計画道路 （地域内での整備状況）	<p>【整備済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵本駅前通線、常三島中島田線（田宮街道）、新町橋通中佐古線、蔵本名田線、徳島駅鴨島線（国道 192 号）、南庄蔵本公園線、田宮公園線、吉野本町北佐古線、高架側道 2 号線、高架側道 3 号線、高架側道 4 号線、高架側道 6 号線、高架側道 7 号線、高架側道 8 号線、高架側道 9 号線 <p>【未整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鮎喰名東線、庄名東線、南庄中島田線、南佐古矢三線、佐古北田宮線
都市計画公園・緑地	<p>【地区公園】 田宮公園</p> <p>【運動公園】 蔵本公園</p> <p>【特殊公園】 西部公園</p> <p>【近隣公園】 椎宮公園</p> <p>【街区公園】 袋井公園、春日公園</p> <p>【緑地】 鮎喰川河川敷緑地、地藏院池緑地、北佐古緑地、佐古駅東緑地、佐古緑地</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 眉山風致地区、鮎喰川都市計画河川、準防火地域、戦災復興土地区画整理事業、公共下水道北部処理区（加茂地区、加茂名地区の一部）、中央処理区（佐古地区、加茂名地区の一部）、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）

2) 地域の将来像とまちづくりの方向性

将来像

眉山と川に囲まれた歴史文化・商業が調和するまちづくり

- ▶眉山、鮎喰川等の豊かな自然環境、万年山蜂須賀家墓所や寺社などの歴史資源や旧街道のまちなみを保全します。
- ▶都心への近接性や公共交通の利便性が高く、良好な住環境が整備され、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。



まちづくりの方向性

- ① 生活利便性の充実と快適な住環境の推進
- ② 公共交通の充実と歩行環境の整備による歩いて暮らせるまちづくり
- ③ 歴史文化・自然・商業が調和するまちづくり
- ④ 安全・安心な、防災・防犯まちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化

3) 分野別のまちづくりの方針

① 土地利用の方針

- 都市計画法による区域区分、用途地域等の土地利用規制を基本とし、市街化を促進する地域と風致地区として眉山の自然環境を保全する地域に分けて規制・誘導します。
- 佐古駅周辺は、都市機能の集積、魅力ある空間形成、まちなか居住の促進などによりにぎわいを創出し、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」拠点の形成を目指します。
(中心拠点)
- 国道192号・県道徳島鴨島線(田宮街道)沿道や蔵本駅周辺は、生活サービス施設の維持・充実を図り、地域の暮らしを支える拠点の形成を目指すとともに、病院が集積している立地を活かし、高度専門医療を提供する拠点の維持・充実を目指します。
(地域拠点)

② 都市交通体系の方針

- 未整備の都市計画道路の整備を進め、交通ネットワークの形成に努めます。
- 循環バスのさらなる利便性の向上を検討し、子どもや高齢者、障害者などの交通弱者に対応した交通網の検討を行います。
- 既存の道路空間の再配分による自転車・歩行者空間を確保します。
- 中心拠点及び地域拠点では、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」まちづくりを推進します。
- 子どもや高齢者、障害者などの交通弱者が、安全にかつ安心して外出できる歩行空間を確保します。

③ 公園・緑地・水辺の方針

- 公園や河川敷緑地は、市民のレクリエーションの場として利用を促進します。
- 神社・仏閣・公園等が連続する眉山山麓沿いでは、三島神社から地藏院池緑地までを結ぶ眉山山麓沿いの遊歩道の整備や案内板の設置等を検討します。
- 鮎喰川や田宮川、袋井用水の浄化や緑化を住民と公共施設管理者との協働により推進し、地域に親しまれる水辺の形成に努めます。

④ 都市環境・都市景観の方針

- 河川の水質保全を図るため、公共下水道区域では既存施設の耐震・耐津波、耐水、老朽化対策を適宜実施し、公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 国道 192 号、県道徳島鴨島線（田宮街道）、駅周辺、旧街道沿いの景観形成を進めます。
- 眉山風致地区内の住宅地の緑化を促進します。また、無秩序な開発行為などに対して適切に規制・誘導を行い、稜線や山並みなどの自然環境の保全に努めます。

⑤ 都市防災の方針

- 公共施設の防災機能の強化を進めるため、災害に備えて各種備蓄を充実します。
- 近隣住民が一致協力して、地域ぐるみで防災活動に取り組めるように自主防災組織の活動を支援します。
- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者を災害から守るために地域で協力しながら支援する仕組みづくりを進めます。
- 民間施設を津波避難ビルに指定するなど避難場所の確保に努めます。
- 吉野川流域での浸水被害の軽減を図るため、本川では堤防等の整備とあわせて土地利用規制、支川では河道掘削、排水施設及び雨水貯留施設の整備等の流域治水対策を進めます。

⑥ 住環境整備の方針

- 市街化が進行している地域では、細街路や公園、水路等の整備を促進するとともに、住環境の維持・向上に努めます。
- 一部の市街化の進行が緩やかな地域では、農地の有効利用を図りながら、細街路や公園、水路等の整備に努めます。
- 道路や公園などへのLED防犯灯設置の推進などにより、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。

⑦ 協働によるまちづくりの方針

- 住民と行政が協力し、地域のまちづくりを進めます。
- 地域の魅力を高める取組や、住民が主体のまちづくりを支援します。
- 少子高齢社会に対応するため、地域のコミュニティを大切にしまちづくりを進めます。



袋井用水



万年山（蜂須賀家墓所）

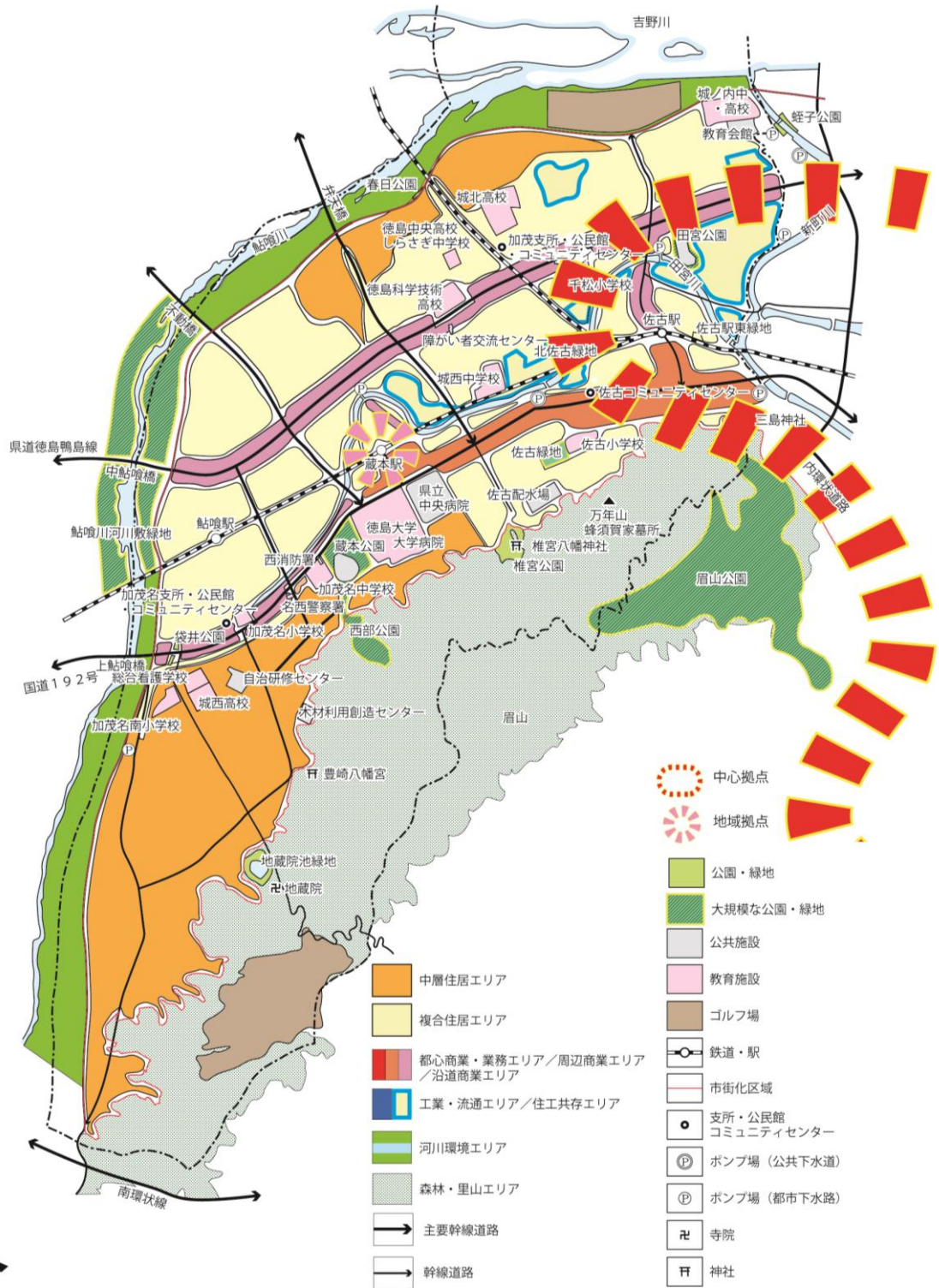


陸上競技場



椎宮八幡神社のつつじ

佐古・加茂・加茂名地域まちづくり構想図



(8) 内町・新町・東富田・西富田地域のまちづくり構想

1) 地域の特徴

本市のほぼ中央に位置し、徳島駅を中心に商業・業務施設が集積し、また、県・市の公共施設が多く立地する地域です。新町川と助任川に囲まれた「ひょうたん島」の愛称で親しまれている地域を中心として、令和4年（2022年）に「徳島市中心市街地活性化基本計画」が策定され、地域の魅力を一層高める取組が進められています。

眉山や新町川、徳島中央公園（徳島城跡）、阿波おどり会館、ひょうたん島クルーズなど多くの観光資源を有し、阿波おどりやとくしまマルシェ、マチ★アソビなどのイベントも行われ、多くの観光客が訪れています。防災面では、南海トラフ地震等による地盤の液状化や津波被害の対策のほか、新町川流域の高潮及び内水氾濫対策が必要な地域です。

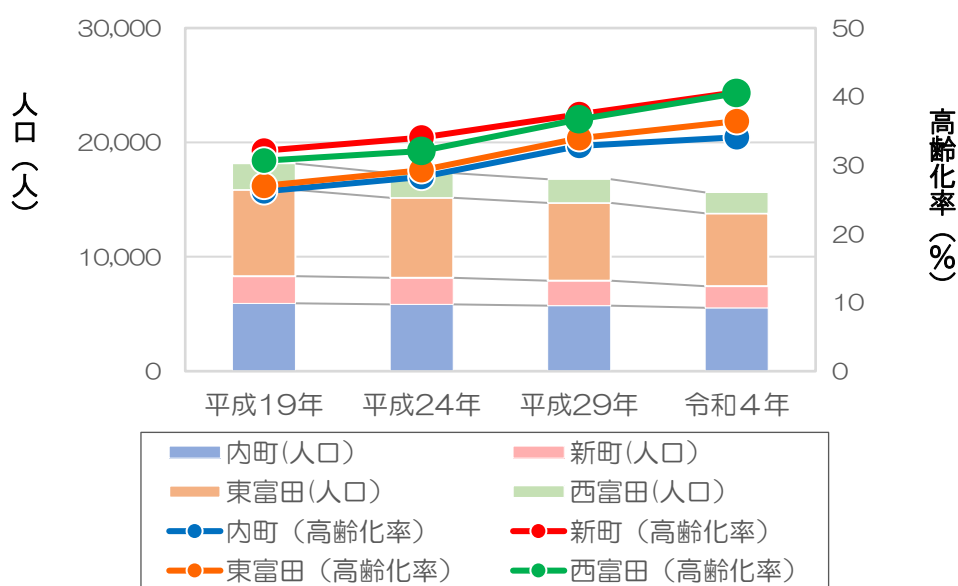
人口密度、高齢化率とも市平均を大きく上回っています。

■人口・世帯の状況

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)	人口密度 (約：人/㎢)
内町	5,539	2,963	34.1	3,430
新町	1,889	1,029	40.7	1,660
東富田	6,373	3,743	36.4	2,950
西富田	1,827	1,080	40.5	6,800
合計	15,628	8,815	36.6	3,630
徳島市	250,723	121,469	29.7	1,310

(令和4年1月1日時点)

■人口及び高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）

■主な公共施設

徳島市役所、公民館（新町・西富田）、コミュニティセンター（内町・内町アミコ館・東富田・西富田）、児童館（内町・西富田新町）、保育所（内町・富田）、JR 駅（徳島・阿波富田）、徳島中央公園（徳島城跡）、徳島城博物館、新町川水際公園、徳島市立体育館、阿波おどり会館、眉山ロープウェイ、徳島市消防局、徳島市立図書館、徳島市シビックセンター、徳島市男女共同参画センター、徳島市消費生活センター、徳島市産業支援交流センター、広域観光案内ステーション、徳島税務署、徳島地方法務局、徳島地方裁判所・家庭裁判所、徳島地方検察庁、徳島中央警察署、徳島保健所、徳島県青少年センター、徳島県郷土文化会館

■主な教育施設

幼稚園（富田）、小学校（内町・新町・富田）、高校（城東）

■主な地域の資源

阿波おどり（阿波おどり会館・演舞場）、ひょうたん島周遊船、川の駅、新町川（水際公園・ボードウォーク・マルシェ・燈籠流し・SUP）、助任川、眉山（ロープウェイ・山頂からの風景）、徳島駅前から阿波おどり会館までの緑地帯、徳島中央公園（城山・徳島城跡・表御殿庭園・鷺の門）、事代主神社のえびす祭り、幸町公園、マチ★アソビ、東新町等のアーケード街、銀座オープンモール、ろくえもん通り、錦竜水、鳳翔水、瑞巖寺、大滝山、寺町一帯の町並み、三河家住宅、原田家住宅、八幡神社と国端彦神社の境内、紺屋町のシンボルロード、栄町・秋田町の歓楽街、モラエス通り、金刀比羅神社と秋祭り、狸の祠巡り

■都市計画の現状

区域区分 用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域（商業系中心） ・一部市街化調整区域（眉山）
都市計画道路 （地域内での整備状況）	<p>【整備済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新町橋通線、吉野川橋通線、かちどき橋鳴門線（国道 11 号）、新町橋通南二軒屋線、元町沖洲線、かちどき橋橋線（国道 55 号）、春日橋通線、新浜東山手線、徳島駅鴨島線（国道 192 号）、徳島駅西須賀線、中洲南部線、富田中央通線、中洲中央線、幸町南二軒屋線、高架側道 1 号線、八百屋町新町線、藍場町西大工町線 <p>【未整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和町大道線
都市計画公園・緑地	<p>【総合公園】徳島中央公園</p> <p>【特殊公園】眉山公園、徳島文化公園</p> <p>【地区公園】新町川公園</p> <p>【街区公園】市役所前公園、寺島東公園、幸町公園、東富田公園、伊月町公園、西富田公園、富田中央公園、東山手公園、出来島公園、寺島公園、新蔵公園</p> <p>【緑地】寺町緑地</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区（眉山・城山）、戦災復興土地区画整理事業、防火地域、準防火地域、駐車場整備地区、公共下水道中央処理区、駐車場（新町地下・藍場町公園・紺屋町地下・徳島駅前広場自転車）、市街地再開発事業（徳島駅前西・新町西）、高度利用地区（徳島駅前西・新町西）、地区計画（徳島本町地区等・東大工町・紺屋町地区等）、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）

2) 地域の将来像とまちづくりの方向性

将来像

水と緑と歴史に彩られたにぎわいある都心のまちづくり

- ▶多くの文化施設や教育・医療・商業施設、企業が立地し、高次な都市機能の集積を図ります。
- ▶新町川などの水辺や眉山山麓周辺の景観を維持し、歴史文化を発信することにより、多くの人を引きつける魅力ある地域を形成します。
- ▶良好な住環境の保全・形成を図り、都心の魅力を高め、まちなか居住を促進します。



まちづくりの方向性

- ① 徳島駅周辺のにぎわいあるまちづくり
- ② 多世代が便利で暮らしやすいまちなか居住の促進
- ③ 水辺、緑、歴史、文化の魅力あられるまちなか観光、交流空間の充実
- ④ 安全・安心な、防災・防犯まちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化

3) 分野別のまちづくりの方針

① 土地利用の方針

- 都市計画法による区域区分、用途地域等の土地利用規制を基本とし、市街化を促進する地域と豊かな水と緑の環境を保全する地域に分けて規制・誘導します。
- 都市機能の集積、魅力ある空間形成、まちなか居住の促進などによりにぎわいを創出し、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」拠点の形成を目指します。(中心拠点)
- 市街地開発事業や空き家・低未利用地の有効活用により、集客の核となる大規模公共施設などの高次都市機能を誘導します。
- 新町川などの水辺資源や徳島城跡などの歴史文化資源などを活かしたまちなか観光の推進、商店街の活性化などのまちなか回遊を促す環境整備により、多機能で魅力ある中心市街地を形成します。

② 都市交通体系の方針

- 中心市街地の渋滞解消や昭和町大道線の整備に努めます。
- 鉄道高架を推進し、あわせて徳島県が推進する JR 牟岐線への新駅設置にかかる周辺整備を進めます。
- 人の移動をスムーズに行うため、ユニバーサルデザインによる道路整備を進め、既存の道路空間の再配分による自転車・歩行者空間を確保します。
- 徳島駅前広場やその周辺の放置自転車対策を継続して進め、民間事業者とも連携しながら駐輪空間を確保します。
- 中心拠点では、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」まちづくりを推進します。
- 子どもや高齢者、障害者などの交通弱者が、安全にかつ安心して外出できる歩行空間を確保します。

③ 公園・緑地・水辺の方針

- ひょうたん島及びその周辺では、新町川・助任川の水辺、徳島中央公園の緑、また、城下町として発展した歴史に触れられる「徳島城博物館」などの観光資源と一体となった空間を活かして、散策や滞留、交流が生まれる環境の充実を図るとともに、眉山の緑との連携を強化します。
- 眉山公園及びその周辺では、麓の「阿波おどり会館」、山頂へと続く「眉山ロープウェイ」や山頂広場などを活かし観光・レクリエーション拠点としての魅力を強化します。

④ 都市環境・都市景観の方針

- 公共下水道の整備はおおむね完了しており、既存施設の耐震・耐津波、耐水、老朽化対策を適宜実施します。
- 眉山や城山、ひょうたん島、寺町など優れた景観要素をもつ資源を大切に保全し、活用していくための方針を検討します。
- ひょうたん島周辺では、護岸の親水化、河川沿いの遊歩道の整備に加えて、橋りよの修景や周辺の景観形成を進めます。
- 徳島駅から眉山へ続くシンボルゾーンは、中高層建築物が建ち並ぶまちなみ景観の向上により、徳島の顔にふさわしい風格と華やかさやにぎわいを備えた都心景観を創出します。
- 眉山風致地区内の無秩序な開発行為などに対して適切に規制・誘導を行い、稜線や山並みなどの自然環境の保全に努めます。

⑤ 都市防災の方針

- 公共施設の防災機能の強化を進めるため、災害に備えて各種備蓄を充実します。
- 近隣住民が一致協力して、地域ぐるみで防災活動に取り組めるように自主防災組織の活動を支援します。
- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者を災害から守るために地域で協力しながら支援する仕組みづくりを進めます。
- 民間施設を津波避難ビルに指定するなど避難場所の確保に努めます。

⑥ 住環境整備の方針

- 周辺環境と調和した中高層住宅の立地誘導、日常生活を支える生活サービスの充実、教育文化施設や幼保連携型認定こども園の整備により、まちなか居住を促進します。
- 民間活力を活用して、都市機能の更新・市街地環境の整備等を推進するとともに、眉山山麓周辺などの地区では良好な住環境の維持・保全に努めます。
- 道路や公園などへのLED防犯灯設置の推進などにより、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。

⑦ 協働によるまちづくりの方針

- 住民と行政が協力し、地域のまちづくりを進めます。
- 地域の魅力を高める取組や、住民が主体のまちづくりを支援します。
- 少子高齢社会に対応するため、地域のコミュニティを大切にしたまちづくりを進めます。

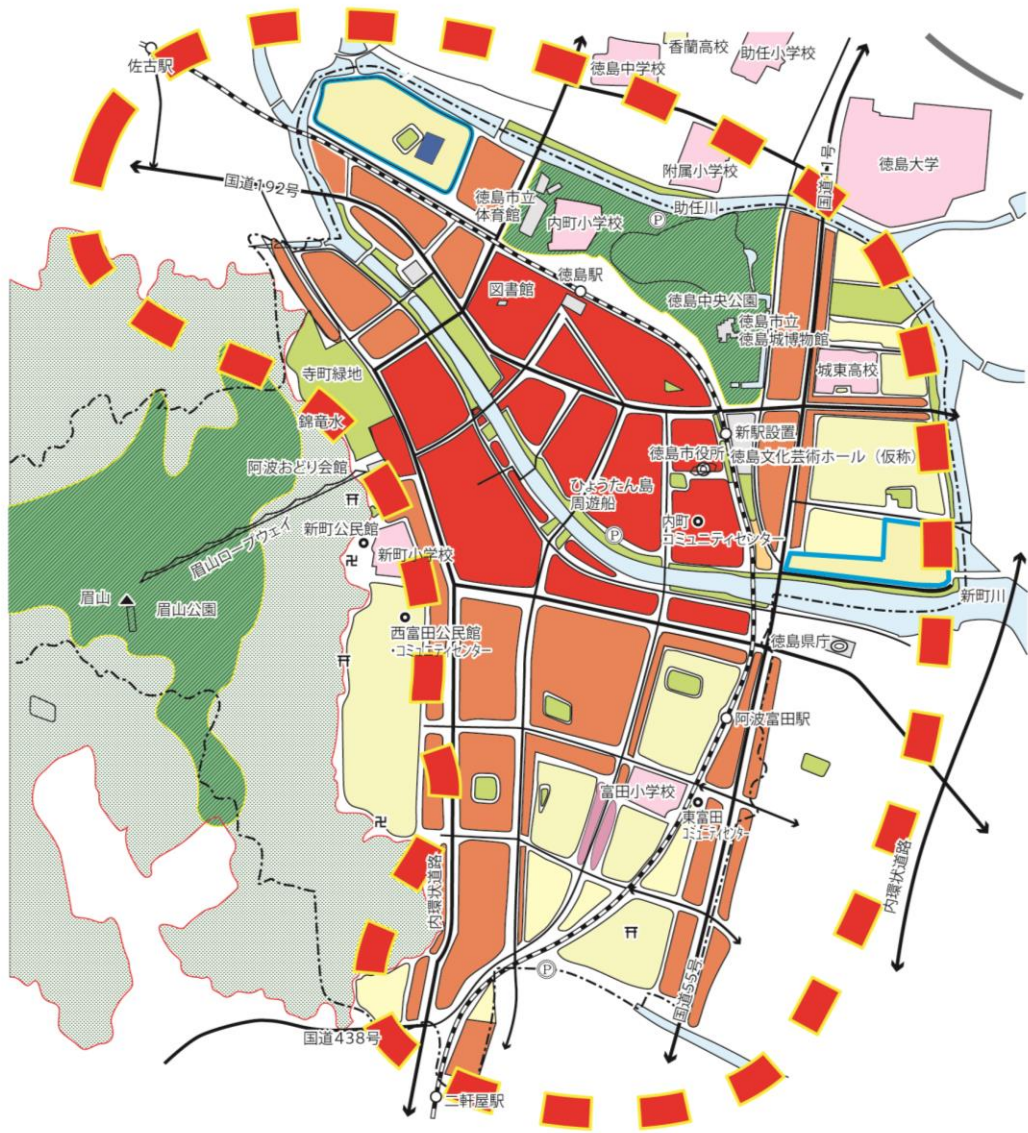


徳島城博物館



阿波おどり会館

内町・新町・東富田・西富田地域まちづくり構想図



- | | | | |
|----------------------------|----------------|-------|----|
| 複合住居エリア | 中心拠点 | 公園・緑地 | 寺院 |
| 都心商業・業務エリア／周辺商業エリア／沿道商業エリア | 大規模な公園・緑地 | 神社 | |
| 工業・流通エリア／住工共存エリア | 公共施設 | | |
| 森林・里山エリア | 教育施設 | | |
| 主要幹線道路 | 鉄道・駅 | | |
| 幹線道路 | 市街化区域 | | |
| | 公民館・コミュニティセンター | | |
| | ポンプ場(公共下水道) | | |

(9) 八万・勝占地域のまちづくり構想

1) 地域の特徴

中心市街地の南部に隣接し、山地や丘陵地、勝浦川・多々羅川・園瀬川等の多くの河川と自然海岸が残る大神子海岸等の魅力ある自然資源を有する地域です。

また、徳島市総合動植物公園、日峯大神子広域公園、徳島県文化の森総合公園等の大規模な公園や、徳島文理大学、アスティとくしま、ふれあい健康館等の多種多様な施設が立地しています。防災面では、南海トラフ地震等による地盤の液状化対策や津波被害の対策のほか、沿岸部の高潮及び内水氾濫対策が必要な地域です。

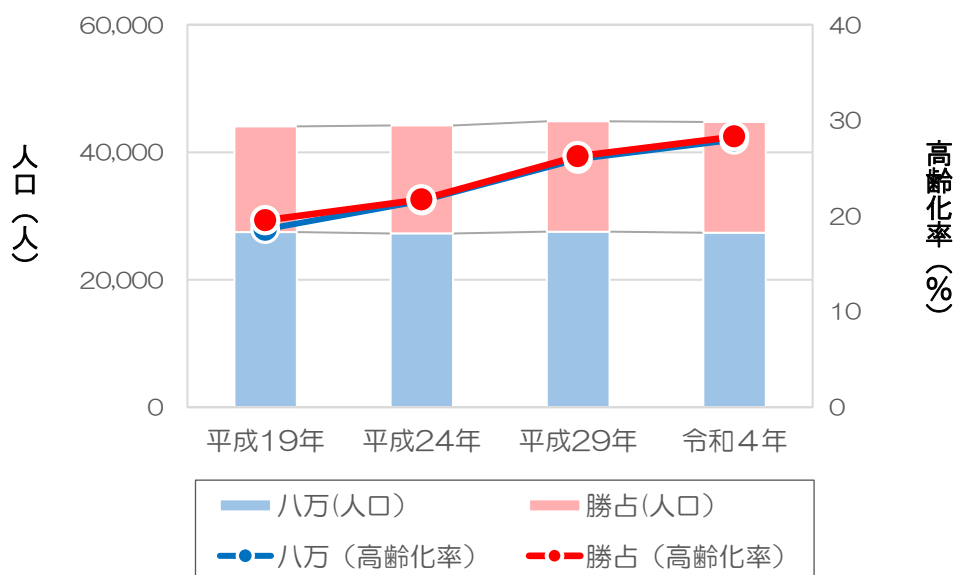
人口密度は市平均よりやや高く、高齢化率は市平均より低くなっています。

■人口・世帯の状況

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)	人口密度 (約：人/㎢)
八万	27,393	13,113	28.0	2,380
勝占	17,361	7,578	28.3	1,180
合計	44,754	20,691	28.1	1,710
徳島市	250,723	121,469	29.7	1,310

(令和4年1月1日時点)

■人口及び高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）

■主な公共施設

徳島市支所（八万・勝占）、公民館（方上）、コミュニティセンター（八万中央・八万・勝占中部・勝占東部）、児童館（八万中央・勝占東部）、隣保館（明善会館）、保育所（八万東）、認定こども園（勝占）、JR 駅（二軒屋・文化の森・地蔵橋）、東部環境事業所、ふれあい健康館、夜間休日急病診療所、アスティとくしま、徳島ガラススタジオ、徳島市民勝浦川運動広場、徳島市立青少年交流プラザ、徳島市立体操センター、徳島県文化の森総合公園、徳島市総合動植物公園、徳島市 B&G 海洋センター、東消防署勝占分署

■主な教育施設

幼稚園（八万・八万南）、小学校（八万・八万南・大松・方上・論田・徳島文理）、中学校（八万・南部・徳島文理）、高校（城南・徳島文理）、徳島文理大学、徳島県立徳島視覚支援学校、徳島県立徳島聴覚支援学校

■主な地域の資源

徳島県文化の森総合公園、眉山、竹林院、夷山城跡、夷山のまちなみ、園瀬川、大松川・多々羅川の合流した河口部一帯、徳島市総合動植物公園、日峯大神子広域公園、大神子海岸、小神子海岸、東海寺の庭園、勝占神社（秋祭り）、弁天山、あづり越え

■都市計画の現状

区域区分 用途地域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域（住居系中心） 一部市街化調整区域
都市計画道路 （地域内での整備状況）	<p>【整備済】</p> <ul style="list-style-type: none"> かちどき橋橋線（国道 55 号）、新町橋通南二軒屋線、南環状側道 1 号線、南環状側道 2 号線 <p>【未整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 阿南鳴門線（四国横断自動車道）、徳島南環状線、徳島東環状線、住吉万代園瀬橋線、大野法花線、大野犬山線、幸町南二軒屋線、城南法花大神子線、新浜本町横須線、徳島駅西須賀線、二軒屋駅新浜線、市原沖須賀南部線
都市計画公園・緑地	<p>【広域公園】 日峯大神子広域公園</p> <p>【総合公園】 徳島県文化の森総合公園</p> <p>【特殊公園】 徳島市総合動植物公園</p> <p>【街区公園】 山城南公園、北浜公園、北川公園、南浜公園、城南公園</p> <p>【近隣公園】 山城公園</p> <p>【緑地】 夷山線地</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道中央処理区（八万の一部）、眉山風致地区、日の峯大神子風致地区、論田ごみ焼却場（東部環境事業所）、論田し尿処理場、八万東土地区画整理事業、地区計画（八万町大坪地区）、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）

2) 地域の将来像とまちづくりの方向性

将来像

水と緑と文化が息づく安全・安心なまちづくり

- ▶ 徳島県文化の森総合公園や日峯大神子広域公園などの公園や自然環境を活かした誰もが心豊かになれる暮らしの実現を目指します。
- ▶ 浸水リスクの軽減や防犯対策の強化による安全・安心な暮らしの実現を目指します。



まちづくりの方向性

- ① 自然を活かした快適でゆとりある住環境の形成
- ② 駅中心に歩いて暮らせるまちづくりの推進
- ③ 文化・自然・商業が調和するまちづくり
- ④ 災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり
- ⑤ 多世代交流による地域コミュニティの活性化

3) 分野別のまちづくりの方針

① 土地利用の方針

- 都市計画法による区域区分、用途地域等の土地利用規制を基本とし、市街化を促進する地域と優良農地や里山を保全し市街化を抑制する地域に分けて規制・誘導します。
- 二軒屋駅周辺は、都市機能の集積、魅力ある空間形成、まちなか居住の促進などによりにぎわいを創出し、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」拠点の形成を目指します。(中心拠点)
- 指定幹線道路沿道では、周辺環境との調和や景観に配慮し規制・誘導します。
- 市街化調整区域では、無秩序な開発の防止に努めます。徳島南環状線の整備により市街化が進むことが予想される地域は、地区計画制度の活用により秩序ある土地利用を維持しつつ運用してきましたが、コンパクトシティのさらなる推進に向けて、一定の移行期間を伴う廃止を視野に入れた検討を行います。(郊外まちづくり調整ゾーン)

② 都市交通体系の方針

- JR 牟岐線の鉄道高架の推進にあわせて幹線街路と側道の整備を進めます。
- バス路線の整理・再編を検討することにより利便性のさらなる向上を図ります。
- 中心拠点では、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」まちづくりを推進します。
- 子どもや高齢者、障害者などの交通弱者が、安全にかつ安心して外出できる歩行空間を確保します。

③ 公園・緑地・水辺の方針

- 徳島市総合動植物公園及び徳島県文化の森総合公園では、自然体験や多様なレクリエーション活動の場としての機能の充実を図るとともに、両公園を結ぶトレッキングコースなど自然と一体となった健康・癒しの場としての充実を図ります。
- 日峯大神子広域公園では、自然海岸と森林の中で、スポーツやバーベキューなど、様々なレクリエーションを体験できる環境を充実します。
- 主要幹線道路沿道・河川周辺・公共施設の緑化を推進し、住宅地と田園集落の緑の保全を進めます。
- 河川などの水辺空間の保全・整備を進めます。

④ 都市環境・都市景観の方針

- 河川等の水質保全を図るため、公共下水道区域では既存施設の耐震・耐津波、耐水、老朽化対策を適宜実施し、公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 国道 55 号をはじめとする幹線道路沿道の景観形成、田園環境と調和した住宅地等の緑化や公共施設周辺の景観づくりを進めます。
- 河川沿いや日峯大神子広域公園をはじめとするレクリエーション施設周辺の景観づくりを進めます。
- 大神子海岸等は、周囲の無秩序な開発行為などに対する規制・誘導を適切に行い、海岸景観を保全します。



徳島県文化の森総合公園



弁天山

⑤ 都市防災の方針

- 公共施設の防災機能の強化を進めるため、災害に備えて各種備蓄を充実します。
- 近隣住民が一致協力して、地域ぐるみで防災活動に取り組めるように自主防災組織の活動を支援します。
- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者を災害から守るために地域で協力しながら支援する仕組みづくりを進めます。
- 民間施設を津波避難ビルに指定するなど避難場所の確保に努めます。
- 浸水被害の軽減を図るため、河道掘削、排水施設及び雨水貯留施設の整備等の流域治水対策を進めます。

⑥ 住環境整備の方針

- 既存集落や住宅団地等は、細街路や水路等の整備を促進するとともに、住環境の維持・向上に努めます。
- 農村集落部においては、優良農地の保全に努めるとともに、細街路や水路等の整備を促進し、集落環境の維持・向上に努めます。
- 道路や公園などへのLED防犯灯設置の推進などにより、夜間でも安全・安心に歩ける住環境づくりを住民と協働で推進します。

⑦ 協働によるまちづくりの方針

- 住民と行政が協力し、地域のまちづくりを進めます。
- 地域の魅力を高める取組や、住民が主体のまちづくりを支援します。
- 少子高齢社会に対応するため、地域のコミュニティを大切にしたまちづくりを進めます。



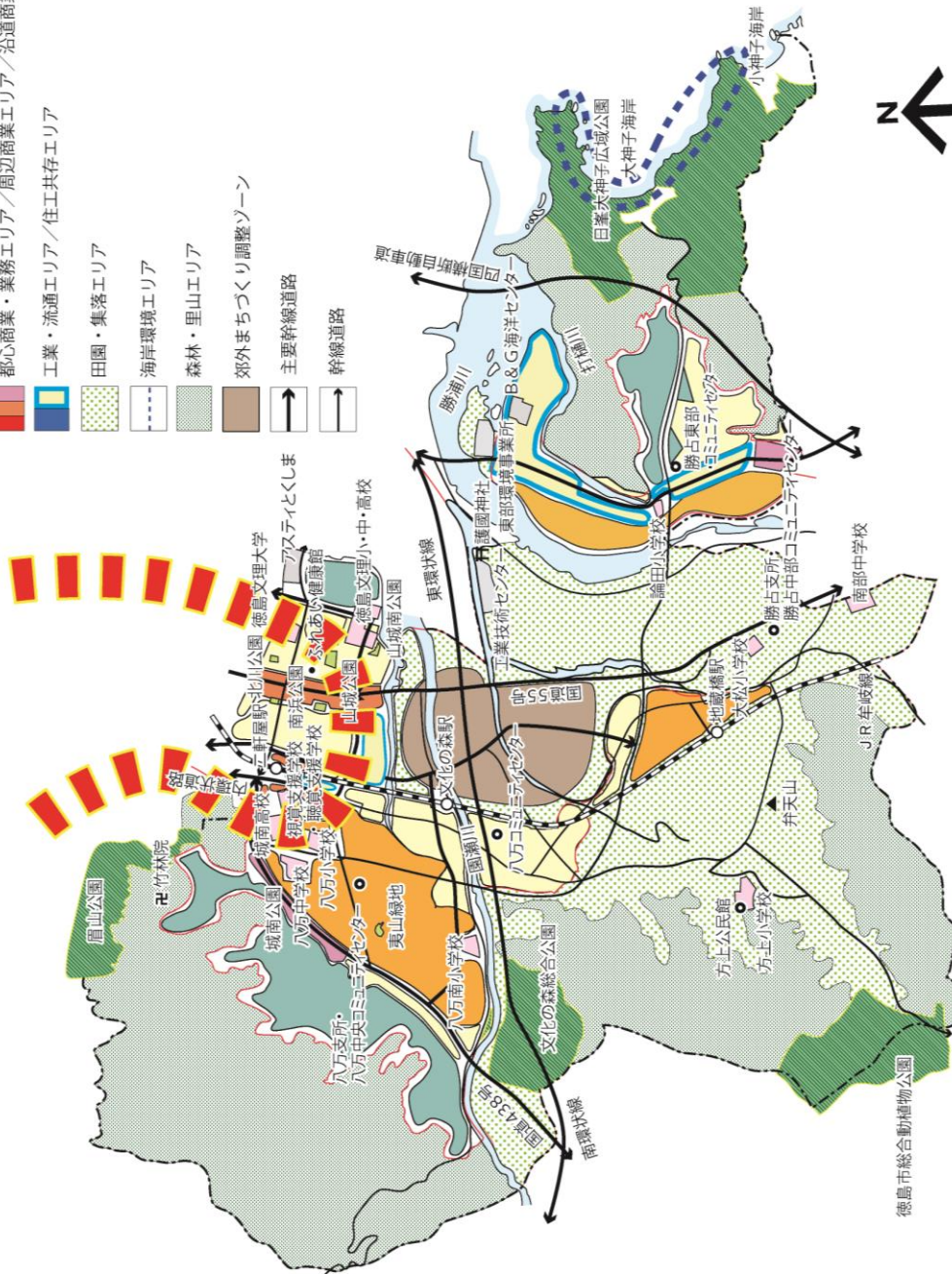
日峯大神子広域公園



生涯福祉センター（ふれあい健康館）

八万・勝占地域まちづくり構想図

- | | |
|----------------------------|------------|
| 低層住居エリア | 中心拠点 |
| 中層住居エリア | 公園・緑地 |
| 複合住居エリア | 大規模な公園・緑地 |
| 都心商業・業務エリア/周辺商業エリア/沿道商業エリア | 公共施設 |
| 工業・流通エリア/住工共存エリア | 教育施設 |
| 田園・集落エリア | 鉄道・駅 |
| 海岸環境エリア | 市街化区域 |
| 森林・里山エリア | 支所・公民館 |
| 郊外まちづくり調整ゾーン | コミュニティセンター |
| 主要幹線道路 | 寺院 |
| 幹線道路 | 神社 |



V 「目指すべき都市像」の実現に向けて

1 協働のまちづくり推進のための役割分担

本市は、市民、事業者、市の協働により、中心市街地の活性化などのにぎわい創出や、水と緑豊かな都市環境の形成などに取り組んできました。

都市計画マスタープランが目指す都市像を実現するため、市民、事業者、市が相互に連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

市民の役割

市民とは、市民一人ひとり、町内会等のコミュニティ組織、まちづくり活動団体のことを言います。

市民は、まちづくりの主役として、まちづくりに対する関心を持ち、地域の課題を認識し、その課題解決に向けてまちづくり活動や地域コミュニティ活動に積極的に参加することで、地域活動の活性化に貢献します。

町内会等のコミュニティ組織、まちづくり活動団体は、地域に密着したまちづくりを実践するとともに、指定管理者制度等を活用した公共施設の管理・運営や、にぎわいや活気の創出、良好な住環境の形成など、地域の魅力を高めるエリアマネジメント活動を実施します。

事業者の役割

事業者とは、市内において事業活動を行う事業所、開発や建築行為などの事業を行う主体のことを言います。

事業者は、自らの活動が地域に影響を与えるという自覚と責任を持ち、都市計画マスタープランが目指す都市像を認識した上で、事業活動を通じた地域経済の活性化や地域課題の解決、まちの魅力向上に貢献するとともに、市民や行政が進めるまちづくりに参画・協力します。

また、公共施設の新設・更新や公的不動産の有効活用、まちのにぎわいづくりにおいては、民間企業としての施設経営や資金調達、集客などのノウハウを提供するなど、官民連携のまちづくりに参画します。

市の役割

市は、まちづくりの主体である市民や事業者に対し、都市計画マスタープランの周知を図るとともに、市ホームページや広報紙、パンフレットの配布、出前講座等の開催など様々な手法を通じた情報提供や意識啓発など、市民や事業者のまちづくり活動を支援します。

都市計画マスタープランに基づく施策・事業の推進にあたっては、市民や事業者の意見を尊重しながら、庁内の関連部署との連携を図ります。また、国や県の補助制度等を有効に活用しながら、必要な財源の確保等に努めます。

2 都市計画マスタープランに基づく総合的な都市づくり

都市計画マスタープランが目指すべき都市像の実現にあたっては、同プランに基づくコンパクトなまちづくりの推進や都市計画制度などの活用を図るとともに、国、県、隣接市町との広域連携を強化します。

(1) コンパクトなまちづくりの推進

市街地における生活や都市活動の質を高めながら市街地の人口を維持し、都市機能の集積については中心拠点と地域拠点の2段階構成とすることで、市民の生活行動のコンパクト化を目指します。

医療・福祉や教育・文化、産業・経済、公共施設の再編など、他分野の施策を展開する際には、都市づくりの総合的な指針である都市計画マスタープランと整合を図るとともに、都市機能の誘導にあたっては、公共施設の再配置の機会や公的不動産の活用を検討します。

(2) 都市計画制度の活用

1) 土地利用

コンパクトシティの実現に向けて、土地利用や都市基盤の整備などまちづくりの動向を踏まえ、必要に応じて用途地域の指定や見直しを検討します。

居住や就業する場の身近なまちづくりでは、市民による地域特性を活かしたまちづくりルールとして、地区計画、建築協定、緑地協定、景観協定など制度の活用を支援します。

市街化調整区域については、市街化の抑制を基本としながら、地域コミュニティの維持の観点から、地区計画制度や開発許可制度を適正に運用します。

2) 都市施設整備や市街地開発事業の推進

都市の骨格となる都市計画道路や幹線的なバス路線となる道路の整備、中心市街地や地域の生活拠点となる市街地の再整備など、コンパクトシティを実現する上で効果的な事業を推進します。

新たに整備の必要性が生じた都市施設や市街地開発については、都市計画決定により都市計画に位置づけるため、適切な時期に情報を公開し、市民の意見を反映しながら推進します。

(3) 広域的な連携

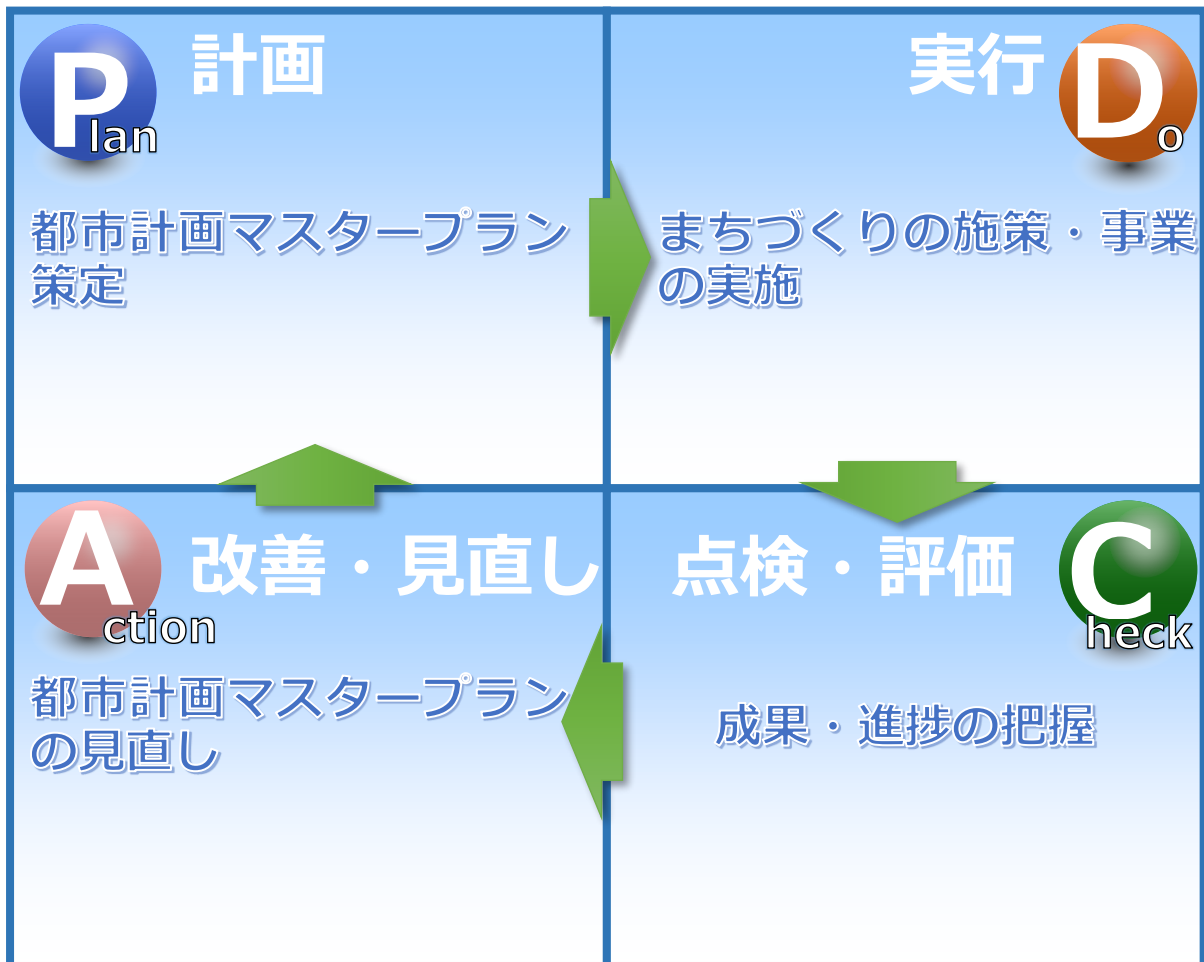
都市間を連絡する幹線道路や公共交通、大規模な公園・緑地、河川管理施設、市域を超えて利用される公共施設などは、広域的な観点で計画、整備される都市基盤であり、これらの整備推進や維持管理にあたっては、国、県、隣接市町と役割分担します。

国や県などが主体となる事業では、都市計画マスタープランが目指す都市像の実現のほか、市民や事業者の意向も踏まえ事業が円滑に推進するよう働きかけます。

3 計画の進行管理と継続的な改善

都市計画マスタープランは、計画期間をおおむね10年間とする中長期的な視点からの都市計画の基本方針であり、目指すべき都市像を実現していくため、計画に基づく施策・事業等の取組を把握し進行管理を行います。

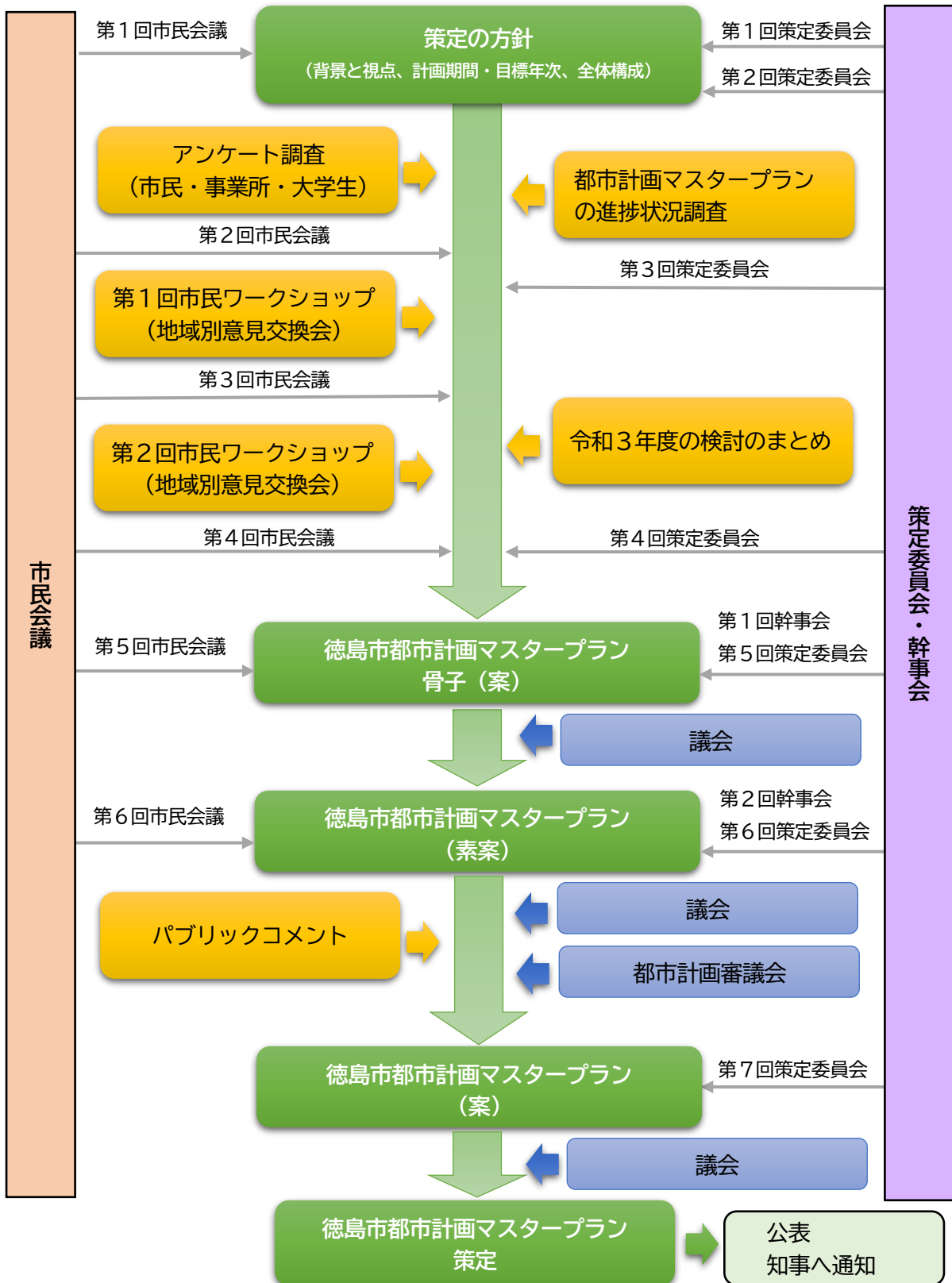
PDCAサイクルによる計画的かつ適切な管理点検を行い、サイクルの各段階での情報の公開に努めるとともに、継続的に改善します。



参考資料

1 策定経緯

(1) 策定手続き



(2) 市民参加の状況

1) アンケート調査の概要

「徳島市都市計画マスタープラン」の策定に向け、令和3年度に市民、事業所、大学生を対象にアンケート調査を実施しました。

① 市民アンケート

調査手法	アンケート調査 配布・回収ともに郵送方式による	
調査対象	市民 3,000 人(満 18 歳以上、住民基本台帳から無作為抽出)	
調査期間	令和3年7月 21日(水)～8月 10日(火)	
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none">● 徳島市のまちづくりへの評価● 普段使用している交通機関● 身近に必要な施設● 防災まちづくり● まちづくりの進め方	
配布数 3,000 件	回収数 902件	回収率 30.1%

② 事業所アンケート

調査手法	アンケート調査 配布・回収ともに郵送方式による	
調査対象	事業所 500社(業種、規模等を考慮して抽出)	
調査期間	令和3年7月 21日(水)～8月 10日(火)	
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none">● 事業所周辺での課題● 今後の事業計画● 徳島市のまちづくりへの評価● 事業所のまちづくりへの参画	
配布数 500 件	回収数 191 件	回収率 38.2%

③ 大学生アンケート

調査手法	アンケート調査 直接配布・直接回収による	
調査対象	大学生 500人(3大学:徳島大学、徳島文理大学、四国大学)	
調査期間	令和3年7月 13日(火)～8月 10日(火)	
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none">● 徳島市のイメージ● 徳島市での今後の居住意向	
配布数 500 件	回収数 414 件	回収率 82.8%

2) 市民ワークショップ（地域別意見交換会）の概要

「徳島市都市計画マスタープラン」の策定に向け、令和3年度に市民ワークショップ（地域別意見交換会）を開催しました。市内を9地域に区分し、各地域で2回ずつ（延べ18回）開催しました。

開催期間	参加者数	概要
【第1回】 令和3年10月26日(火) ～11月26日(金)	186人	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前説明（都市計画マスタープランについての説明やワークショップの進め方等） ● 地域の魅力や課題・住みたいまちのイメージについて
【第2回】※ 令和4年1月19日(水) ～3月10日(木)	129人	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回ワークショップの振り返り ● 地域のまちづくりの方向性（案） ● 地域のまちづくりを進めるための役割（協働のまちづくり） ● キャッチフレーズ（イメージ）

※第2回の開催日程のうち、

- ・令和4年1月19日（水）渭北・渭東・沖洲地域
- ・令和4年1月21日（金）内町・新町・東富田・西富田地域

については、対面で開催しました（参加者数29人）。

残りの7地域は、新型コロナウイルス感染症のまん延により、安全・安心な開催が困難であると判断し、第1回市民ワークショップ（地域別意見交換会）の参加者（143人）に対し、第1回の開催結果を書面にて報告するとともに、意見募集による書面開催としました。なお、意見募集の期間（開催期間）は、意見募集シートの返送が最後に確認された3月10日（木）までとしました（意見提出者数100人）。

(3) 徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議の開催状況

年度	会議名	出席委員数	テーマ
令和3年度	第1回市民会議	14人	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会議設置の趣旨 ● 徳島市都市計画マスタープラン策定の方針 ● 策定スケジュール ● アンケート調査方法
	第2回市民会議	14人	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査の結果（速報版） ● 現行の都市計画マスタープランの進捗状況調査の結果 ● 市民ワークショップ（地域別意見交換会）の開催方法
	第3回市民会議	15人	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査結果（最終報告） ● 第1回市民ワークショップ（地域別意見交換会）の開催結果 ● 第2回市民ワークショップ（地域別意見交換会）の開催方法
	第4回市民会議	16人	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回市民ワークショップ（地域別意見交換会）の開催結果 ● 令和3年度の検討のまとめ ● 令和4年度の策定スケジュール
令和4年度	第5回市民会議	15人	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度の策定スケジュール ● 徳島市都市計画マスタープラン骨子（案）
	第6回市民会議	12人	<ul style="list-style-type: none"> ● 徳島市都市計画マスタープラン（素案）

(4) 徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づき、本市の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するにあたり、学識経験者、市民等から広く意見を取り入れるため、徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関する事項
- (2) その他市民会議の目的を達成するために必要な事項

(組織及び任期)

第3条 市民会議は、委員16人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、公募市民等の中から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から市民会議の目的が達成された日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

(専門部会)

第7条 市民会議の協議事項について、専門的見地から意見を聴くため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、企画政策部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。

(5) 徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	所属	役職	備考
東 孝行	徳島バス株式会社 企画管理部	副部長	
井上 義彦	徳島県 県土整備部 都市計画課	課長	令和3年度
岡山 千賀子	徳島文理大学 人間生活学部 児童学科	准教授	
小川 宏樹	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	教授	
奥嶋 政嗣	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	教授	会長
柏原 他加子	徳島商工会議所 女性会	副会長	
黒田 忠良	一般社団法人 ツーリズム徳島	代表理事	
高源 真由美	公益社団法人 徳島県建築士会	副会長	
佐々木 志保	公益財団法人 徳島経済研究所	研究員	副会長
島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会	会長	
鈴江 恭子	公募委員		
瀬戸 恵深	公募委員		
滝本 千春	徳島市農業協同組合 加茂名支所	支所長	
谷川 健治	徳島県 県土整備部 都市計画課	課長	令和4年度
辻岡 卓	四国大学 経営情報学部 メディア情報学科	准教授	
板東 恵子	社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会	副会長	
松崎 美穂子	NPO 法人 子育て支援ネットワークとくしま	代表理事	

(6) 徳島市都市計画マスタープラン策定委員会

年度	会議名	備考
令和3年度	第1回策定委員会	※策定委員会：主に部長級で構成 ※幹事会：主に副部長級で構成
	第2回策定委員会	
	第3回策定委員会	
	第4回策定委員会	
令和4年度	第1回幹事会	
	第5回策定委員会	
	第2回幹事会	
	第6回策定委員会	
	第7回策定委員会	

2 用語解説

行	用語	説明
あ	アウトドアスポーツ	野外で活動する運動の総称。一般には自然の中で活動する運動を指すことが多い。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。
	液状化	地震の振動により砂質の地盤が一時的に液体状になり、地盤の上にある家屋などの建物が沈んだり、傾いたり、場合によっては倒れる現象。
	SDGs 未来都市	地方創生 SDGs の達成に向け、優れた SDGs の取組を提案する地方自治体。本市は令和4年5月に内閣府から選定されている。
	NPO（エヌピーオー）	「Nonprofit Organization」の略。民間企業のように利益の配分を目的とせず、社会的課題に対し自らの手で課題を解決しようとする団体（民間非営利団体（組織））。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者などによる主体的な取組み。
	LED（エルイーディー）	「Light Emitting Diode」の略。発光ダイオード。
	オープンスペース	都市における公園・緑地・街路・河川敷などの建物に覆われていない空間。
	温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどの地球温暖化の主な原因である温室効果をもたらす気体の総称。
か	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「排出を全体としてゼロ」とは、温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更（都市計画法第4条）。
	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をまとめて処理する浄化槽であり、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
	河道掘削	洪水時の水位を低下させるため、河道を掘って水が流れる面積を広くすること。
	河道断面	河川を横に切ったときの断面で、一方の堤防からもう一方の堤防までの断面を河道断面という。
	環状道路	都市の一部又は全体を円上にとりまく形に設けられた道路であり、外部からの通過交通を受け止め、都市部のスムーズな交通を実現するために構想された道路。
	狭あい道路	日常生活や緊急車両の通行に支障をきたす恐れのある道幅が4m未満の狭い道路（細街路）。
	供給処理施設	水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設を指す（都市計画法第11条第1項第3号）。本市では、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場を都市計画決定している。
	協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

行	用語	説明
か	緊急輸送道路	災害時において、人命の救助や生活物資・資機材等の広域な緊急輸送を円滑に行うため、主要幹線道路及びこれら幹線道路と防災上重要な拠点を結ぶ道路。
	区域区分	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること（都市計画法第7条）。
	GX（グリーン・トランスフォーメーション）	温室効果ガスの排出源である化石燃料中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。
	景観協定	土地所有者等の全員の合意によって、良好な景観の形成に関する協定を締結する制度。
	景観計画	都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域における良好な景観の形成を促進するために定められる計画。
	景観計画区域	景観計画の対象区域。区域内では良好な景観の保全・形成のために規制・誘導が行われる。
	建築協定	土地所有者等の全員の合意によって、良好な環境のまちづくりに関する協定を締結する制度。
	公共下水道区域	公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、公共下水道区域とは、公共下水道に接続が可能な区域のこと。
	高次都市機能	日常生活を営む上で必要な機能を超えた質の高い商業、業務、情報、教育、文化などの都市的サービスを提供する機能。
	交通結節点	様々な異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）が交わる地点。
	交通需要マネジメント	自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組のこと。
	国勢調査	国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象として5年ごとに実施される国の最も重要な統計調査。
	国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に対する必要な事前防災・減災、迅速な復旧復興に資する施策を推進することを目的に策定する計画（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条）。
	コミュニティバス	住民の移動手段を確保するため、自治体・地域の住民団体・NPO法人等が主体的に計画・運行する乗合バス。
コンパクトシティ コンパクトな都市づくり コンパクト・プラス・ネットワーク	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市政策のこと。	
さ	シームレス	「継ぎ目のない」という意味。まちづくりにおけるシームレス化とは、交通機関間の乗継ぎや交通ターミナル内の歩行・乗降に際しての段差などを解消し、出発地から目的地までの移動を円滑で利便性の高いものにする。

行	用語	説明
さ	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（都市計画法第 7 条）。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域（都市計画法第 7 条）。
	市街地開発事業	一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。土地区画整理事業や市街地再開発事業など（都市計画法第 12 条）。
	自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。
	事前復興	被災前からの復興に向けた様々な取組の総称。「準備する事前復興（対応方針の作成、地籍調査等）」と「実践する事前復興（施設整備、イメージトレーニング等）」に分類される（徳島県復興指針より）。
	持続可能な開発目標（SDGs）	「Sustainable Development Goals」の略。2016 年から 2030 年までの国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており「地球上の誰一人として取り残さない」と誓われている。
	持続可能な都市	将来にわたり、環境にやさしい社会システムのもと、安定的な経済活動が営まれることにより、人々が健康で安全にかつ快適に生活できる都市。
	指定幹線道路	徳島市都市計画法施行条例第 7 条第 4 号に規定する市長が指定する道路。
	指定管理者制度	公共施設等の管理・運営を営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなどの法人や団体が包括的に代行できる制度。
	人口集中地区（DID）	国勢調査において、人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区。
	スポンジ化	都市の内部で空き地や空き家がランダムに発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのような状態となり都市の密度が低下すること。
	住民基本台帳	市町村ごとに作成された氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの。
	集約型都市構造	都市の無秩序な拡大を防止し、商業、業務などの都市機能の集積や公共交通などを活かした集約拠点の形成などにより、コンパクトな市街地を形成した都市構造。
	生活サービス施設	商業施設のほか、医療施設（病院及び診療所）、福祉施設（通所系や訪問系、小規模多機能施設）を指す。
	総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針で、将来のまちづくりの基本理念や将来像、その将来像を実現するための政策の方向性、具体的施策などを示し、それらの施策を総合的・体系的に取りまとめた計画。
ゾーン 30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的に定められる区域（ゾーン）。ゾーン内の道路の最高速度を時速 30km とする交通安全対策。	

行	用語	説明
さ	Society5.0（ソサエティ5.0）	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5つ目の社会として「第5期科学技術基本計画」において提唱された考え方。先端技術の活用や情報の共有により、新たな価値が創造されるとともに、様々な社会課題が解決される社会のこと。
た	大規模集客施設	劇場、映画館、店舗、飲食店、遊技場等の建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの（建築基準法別表2(か)より一部抜粋）。
	ダイバーシティ	性別、人種、国籍、宗教、年齢、学歴、職歴など、人に違いをもたらすあらゆる面で多様な人材を積極的に活用しようという考え方。まちづくりでは、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会を指す。
	多自然型護岸	従来のコンクリートに覆われた護岸ではなく、安全性を保ちながら自然生態系をこわさず景観にも配慮した護岸。
	脱炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡を達成する持続可能な社会のこと。
	地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼を築きながら、そこに住んでいる人たちが自主的に住みよくしていくための集団。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、地方自治体が、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
	地域資源	各地域で保全や活用が期待される自然環境や歴史・文化資源など。
	地区計画	建築物の建築形態、公共施設の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画で建物用途、建ぺい率、容積率、高さ等を定めることができる。
	地形図	測量を元に地形を精細に表した地図。都市計画基本図。白図。
	地方回帰	都市に住む住民が地方へ移住する現象のこと。
	地方創生	東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。
	低未利用地	既成市街地内の更地、遊休化した工場、駐車場など、有効に利用されていない土地。
	DX（デジタル・トランスフォーメーション）	進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと。
	特別用途地区	地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、用途地域を補完し建築物の用途規制の強化や緩和を行う地区。
	都市機能	医療、福祉、商業施設など、都市の生活を支える機能。行政機能、商業、教育、観光、医療・福祉など。電気や水道の供給、交通手段の提供も含まれる。
	都市基盤	道路、公園、下水道など、都市の諸活動を支える基盤。
	都市計画区域	機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして都道府県が定める区域（都市計画法第5条）。

行	用語	説明
た	都市計画区域マスタープラン	都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針であり、その区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの（都市計画法第6条の2）。
	都市計画公園	良好な都市環境の形成や市民の憩いの場として都市計画で定めた公園。
	都市計画提案制度	土地所有者等が都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更を提案することができる制度（都市計画法第21条の2）。
	都市計画道路	快適な都市活動や良好な市街地環境を形成するため配置される都市の骨格となる都市計画決定した道路。
	都市計画法	都市の無秩序な開発を防止し、計画的な都市づくりを推進するため、都市計画の内容や手続、土地利用等の制限、都市計画事業等を定めた法律。
	都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、総合計画や都市計画区域マスタープラン等に即して定める（都市計画法第18条の2）。
	都市構造	都市の骨格的な自然要素や土地利用をもとに、都市機能の配置の概念を表したもの。
	都市施設	道路、公園、下水道、河川、その他公共公益施設等で、都市生活を営む上での主要な施設（都市計画法第11条）。
	都市的土地利用	住宅地、商業、工業地等、市街地として利用されている土地の利用形態。
な	南海トラフ地震	南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震。南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれ、それぞれが単体で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。
は	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	バスレーン	路線バス等の優先通行のために設けられた車線。
	バリアフリー	障害者や高齢者が生活していく上での障壁を取り除こうという考え方。段差等の物理的障壁の除去だけでなく、より広い意味で障害者や高齢者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去していくことにも用いられる。
	PDCA（ピーディーシーエー）サイクル	Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価・検証）－Action（見直し・改善）というサイクルにより進行を管理するシステム。
	ヒートアイランド	都市化の進展による緑地の減少やエネルギー消費の増大などにより、都市部の気温が郊外に比べて上昇する現象。
	避難所	身を守った後、自宅が被害にあった場合に一時的に生活する場所。
	避難場所	身を守るために、緊急的に逃げる場所。
	ひょうたん島	中心市街地にある、新町川、助任川に囲まれた地域。その形がひょうたんに似ていることから、親しみを込めて「ひょうたん島」と呼ばれている。

行	用語	説明
は	風致地区	都市における自然的景観（都市の風致）を維持するため、都市計画法に基づき指定する地区。
	復興事前準備	平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。
	防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、建築物の構造等を規制するもの。
	防災調整池	河川沿いの低地などに人工的な池を設け、大雨の際に河川の流量を調整する施設。
	フォローアップ	すでに行った取組に対して、時間をおき再度その事柄を強化、また効果を確認するための行動のこと。
ま	まちなか観光	文化施設や商業施設及び歴史文化資源、グルメやイベント等の多様な魅力を活かした都心部における観光。
	まちなか居住	交通の便がよく、商業・文化・医療・教育施設等が充実した都心部等に居住すること。
	メンテナンスサイクル	点検・診断・修繕などの措置や記録を、くり返し行う業務サイクルのこと。
や	優良農地	一団のまとまりのある農地や生産性が高い農地など良好な営農条件を備えた保全を促進すべき農地。
	ユニバーサルデザイン	特定の人を対象とせず、すべての人が利用可能であるように、製品、建物、環境等に配慮した設計（デザイン）を行うこと。
	用途地域	市街地における建築物の用途等を規制することで、住居、商業、工業などの良好な市街地環境の形成を目指すため指定する地域。
ら	流域治水	気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策。
	緑地協定	土地所有者等の全員の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
	臨港地区	港湾における様々な活動の円滑化や港湾機能を確保し適正な管理・運営を行うために定める地区。
	リニューアル	老朽化した施設や建築物の一部又は全部を作り替えたり、別のものに取り換えたりし、新しいものに作り直すこと。
わ	ワークショップ	市民、行政、専門家等が同じ立場で相互のコミュニケーションを大切にしながら特定のテーマについて討議し、結論を出す手法。

徳島市都市計画マスタープラン 令和5年3月

発行：徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

電話：088-621-5493